

和歌山縣  
日高郡

切目川村郷土誌

# 切目川村郷土誌序

切目川郷土誌成る矣

夫れ紀伊は日向に垂げる旧邦にして 本郷土は太古にアイヌ人種が棲息せし地たるや否はや考証し能はずと雖も 上世より大和民族が棲息せし地たるは 今より千二百十有余年前に慶雲寺の創設ありしやと 各地に六百年乃至一千年の巨樹の依存せるに徴して明らかかなり 神武天皇が大和御征討の當時御上陸あらせられしは 我が紀伊國にして一千七百余年前に応神天皇が武内宿弥に抱かれて御上陸ましませしは我日高郡なり

故に我等日夕接目するところの山岳丘阜は神武天皇及び応神天皇の聖覽ましませし山岳丘阜なり

試に神野嶺の登躋して下瞰せば紀伊水道は脚下に在りて 阿山淡島は目睫に入る九州は其の西に當り 加ふるに遠く大洋より寄せ来る怒濤は南洋の富が本郷土人の漁撈を招くに似たり 且つ風光明媚にして真に天与の好郷土なり

然るに惜哉記録の慰留無きを以て後進をして上世を研究するの端倪を失せしむるに至りしは豈概嘆の極みならずや 不肖康英之を切目川村長に承け村治に従事すること茲に数星霜 今にして自然と人文との両誌を編纂せずんば不明を重ぬるや必せり 故に散在せる尺紙寸楮と古老の口碑とを龜鑑として辛くも本誌を完成せり 読む者一卷の回古録視せずして 本郷土の古昔を追懐し以て奮發興起せざるべからず

然らずんば則ち本誌編纂の素志は荒む

皇紀二千五百七十六才

大正第五丙辰十一月三日

立皇太子祝曲の當日

村  
長  
中  
本  
康  
英  
記

# 切目川村郷土誌 目次

第一編 自然誌	.....
一、位置	.....
二、境界	.....
三、面積及広表	.....
四、地勢	.....
イ、総説	.....
ロ、山及山脈	.....
ハ、河川	.....
ニ、池沼	.....
五、地体	.....
イ、地形ノ変遷	.....
ロ、地質	.....
ハ、地味	.....
六、氣候	.....
イ、総説	.....
ロ、気温	.....
ハ、雨量	.....
ニ、風	.....
ホ、附録	.....
ヘ、概説	.....
七、変災	.....
第二編 人文誌	.....
一、沿革	.....
二、大字区劃	.....
三、戸口	.....
イ、沿革	.....
ロ、人口	.....
ハ、戸数	.....
ニ、現在人員年齢別	.....
ホ、本籍人口	.....
ヘ、現住戸口職業別	.....
ト、入寄留	.....
チ、入移住民	.....
ト、出寄留	.....
チ、出移住民	.....
四、官衙及公署	.....

イ、切目川役場	ロ、巡查駐在所	ハ、村吏員	ニ、縣會議員
ホ、郡會議員			
五、經濟及財政	イ、歳出歳入	ロ、村有財産	ハ、基本財産
	ニ、部落有財	ヘ、毎戸租税平均負担額	ニ、村有建造物
六、生業	イ、農業	ロ、各種工業	ハ、商工業戸数
	ヘ、林業	ト、水産	チ、信用組合
			リ、貯金ノ状況
七、教育	イ、沿革	ロ、古井尋常小学校	ハ、榎川尋常小学校
	ニ、尋常小学校宮ノ前		
八、神社	イ、沿革	ロ、寺院	ハ、仏堂
九、宗教	イ、沿革	ロ、寺院	ハ、仏堂
十、民俗	イ、沿革	ロ、総説	ハ、氣質
	ニ、風俗習慣	ホ、言語	
	ヘ、俗謡	ト、犯罪	
十一、衛生	イ、沿革	ロ、総説	ハ、健康状態
	ニ、醫師	ホ、施設	
十二、交通	イ、沿革	ロ、総説	ハ、道路
	ニ、橋梁	ホ、車輪	
	ヘ、郵便	ト、旅館	

十三、各種団体 . . . . .

イ、赤十字社 . . . . .

ロ、尚武会 . . . . .

ハ、愛国婦人会 . . . . .

ニ、墓碑保存会 . . . . .

ホ、武徳会へ、在郷軍人会 . . . . .

ト、切目村農会 . . . . .

チ、青年会 . . . . .

リ、報徳会又、信用組合 . . . . .

十四、名所旧跡 . . . . .

十五、人物小伝 . . . . .

# 切目川郷土誌

## 第一編 自然編

### 一、位置

本郷土は和歌山県の中央部に位置せる日高郡の中心点より稍西南に偏し 日高郡三大溪の中溪を流過する切目川に沿へる脇ノ谷と見影と下津川と古井と榎川と羽六と古屋と宮ノ前との八大字が聯絡して組織せる自泊村なり 北緯三十三度四十八分 東経百三十五度十七分にある

### 二、境界

正北は燈明山の分水嶺を以て脇ノ谷と丹生村の山野と相接し 北東は腰ノ瀬の分水嶺を以て榎川と高城村の熊瀬川と相接し 正東は神野山の分水嶺を以て榎川と高城村の熊瀬川と相接し 東南は前ヶ辻の分水嶺を以て榎川と上南部村の西本庄と相接し 正南は仏谷の溪流を隔て、古屋と切目村の島田と相向ひ 南西は妙見山の分水嶺を以て宮ノ前と切目村の西之地と相接し 正西は嶽山の分水嶺を以て羽六と稻原村の印南原と相接し 西北は深山の分水嶺を以て古井と稻原村の印南原と相接す

### 三、面積及広袤

本郷土K於ける総面積及び其の内訳左の如し

総面積 壹七八四参畝〇八歩

内訳 一、田地面積 貳壹六九九畝壹〇歩

一、畑地 〃 四壹貳五〃〇〇〃

一、宅地 〃 壹参壹〃壹壹〃

一、山林 〃 卷五〇五〇參 〃 卷七 〃  
 一、其他 〃 式式八四 〃 〇〇 〃  
 東西南北の幅員は左の如し



#### 四、地 勢

##### イ、総 説

本郷土の地勢たるや 山脈縦横に紛窮せるを以て 一見して容易に其の系統を弁知すること不可能なれども 要するに郡の中央に嶄然頭角を露出せる矢筈山が蜿蜒起伏連亘しつゝ西に走りて 丹生村と真妻村との境界に 卓聳せる名にし負ふ真妻山と郡の東南に在りて西牟婁郡界に崛起せる虎ヶ峰山脈が北に走り 日高川に遮ぎられ屈曲して幾多の支脈と側脈とを分岐し 西に走れる真妻山脈との中間をば滾々蟠蛇して流通せる切目川の沿岸に介在したる村落にして 其の形状は恰も薬研の如く 或は蛟龍が北岳を出で、南溟に入らんとするに似たり 即ち宮ノ前と古屋は頭 羽六は胸 榎川は鬣 古井は腹下津川と御影は腰 脇の谷は尾に当れり

本郷土に於て往昔より人口を用ひて著しいき工事を営みしは羽六の掘削工事のみなり 今其の概略を縷陳せん 同大字嶽山の頂巔より五六丁の南方なる字小松の地勢は 川流宛然草体仮名のつゝの字形に酷似して十有余丁間川流迂回しければ之を堀り割らば迂回の流域及其岸汀に於て幾許の耕耘地の生ずることは理想的談話として異口同音に呼称しけれども 進んで其の衝に当るものは絶無なりしが 今大正五年丙辰を距ること八十四年前なる天保四年癸巳に田辺の慈幸屋儀平てふ人がこれに着手せられたり 当時火薬を以て岩石を碎壊する方法を認知せ識ざれば 幾百の人夫は鶴嘴・鋤てふ器械も

て碎壊せしに依りて 其の費用を要せしこと莫大なりき 儀平も着手以前に土砂のみなりと思慮せしに 岩石の多きこと案外なりしが為に 世の人々は岩一升に米一升と呼び做せり 故に自己の資産を顛覆するに至れりといふ該工事は 全三ヶ年にして同八年己亥に竣工を告げ 直高五十余間と山脚七十余間と幅二十余間との突元たる山を開拓し 川水は直流して佳良なる耕地十三町歩以上を得るに至りたり 鏝平は資産を顛覆せしも其功績は永久に亘りて赫々たり 輓近は有志者等記念碑を建立せんと凝議しつゝあり

## ロ、山及山脈

本郷土は山岳丘阜もて殆ど全部を蔽ひたれども頂巔は概して巉巖突兀として樹木生せず唯山腹以下に新炭材及肥畷に供給すべき雑草との繁茂せるのみなりき 且つ傾斜の度は概して急なりければ一部分を除くの外は 未だ開墾に着手せず 蓋し開墾に着手せざる所以は開墾に困難なる個所の夥多なるに因りてなり 然れども輓近は徐々に植林事業の必要を感じて造林に着手しつゝあれば 数星霜間を出でずして樹木鬱蒼たる郷土と化し了得るの暁に到達せんこと敢て期待するに難からず

本郷土は斯の如く山岳丘阜許多きなれば枚挙することいと煩はしきを以て左に數個を記載せん

△ 燈明山 脇ノ谷と丹生村の山野との境界にある標高三百四十一米の山にして 本郷土中第二の峻嶽々なり 頂巔に登臨すれば附近の山川を眼下に瞰祝す 晴日には白帆波浪を蹴つて往来せる状況は好一幅の活図画といふも敢へて失当にあらず 数多の小溪流ありて切目川に注入す

△ 道場山 下津川にある標高百二十五米の山なり 民位の小谷を道場谷と呼べるは相伝ふ往昔寺院の所在地なりしに因れりと 此の谷に往昔の墓石の破片今猶存在せり

△ 湯の山 一に丸の山とも呼ぶ 古井の西方にある標高二百十五米の山なり 山の西に印南及御坊に通ずる街道あり これを深山峠と呼称す 真妻村及本郷土の物産は多く此峠を經過して運搬しつゝあり 実に本郷土咽喉の地なり

△ 箱屋峠 櫻川の字新田と高城村の熊瀬川との境境界二百一十一米の山にして 高城村及上南部村

及清川村等より御坊町に徒歩にて往来する者は多く此の峠を通行しつゝあり

△ 神野峰 榎川の字神野と高城村との境界に卓聳せる標高三百八十六米八なる高山なり 頂巔に

數百もの老檜樹が鬱蒼繁茂せり 此の森林に秋葉社を祭祀せるが故に一に秋葉山とも呼ぶ

此処に登躋して眼眸を放てば附近の山川村落は論を挨たず 遠く紀伊水道を隔て、四國と淡路島との山岳は目睫に此入る 往時より近海脊渡航する船舶は針路を採るの標準と為し来り

つゝあり

△ 市ヶ原山 羽六の字内田と榎川の字芦川との境界にある標高二百十五米の山なり 北方より之を

凝視すれば其の形状は富士山に酷似せるを以て羽六富士或は切目川富士とも呼ぶ

△ 嶽 山 羽六の字割木にある標高三百十米なる本郷土中第三の高山なり 山脈東北より来りて

西南に走り 稻原村の印南原と切目村の西之地との境界に入る 此の頂巔に登躋せば附近の風光は悉皆脚下に俯瞰し得べし

△ 檜川山 宮ノ前ノ字切畑と古屋及び羽六と滝川と十九川との合会せる処に聳立して本大字の高嶺なり

## 六、河 川

本郷土は日高郡三大溪の中溪にして真妻村より切目村に流通せる切目川の沿岸に在る村落にしありければ幾多の溪流悉く切目川に注入す 全土の山岳丘阜は概して傾斜の変急なるが故に徐々として耕地に灌漑して農作物を養ふに足らず 且つ池の数も僅少なりければ切目川と榎川との水流とそ実に本郷土の命脈なれ 若し本郷土にして該二川のなかりせば焉んぞ農村たることを得ん 今茲に二川の概況を略記せん

△ 切目川 源を郡の中央に巖然頭角を登出せる矢筈山の分水嶺より発し數十の溪流を合同し真妻村を貫通し来りて本郷土に入り 脇ノ谷字帯田より見影及下津川及古井等に設構したる十一個の井堰に分水して耕地を涵養しつゝ狭きは十七間 広きは三十間蜿蜒屈曲して一里二十七町十三間三尺を流れて羽六の字川口に南流して榎川と相会し 狭きは三十間広きは七十間 數個の井堰に分水しつゝ坤位に流るゝこと一里三町十六間四尺にして宮ノ前の字津呂より切

目村の西之地へ流れ入る

△ 榎川 水源二あり 一は白子谷より発し狭きは一間 広きは五間 南流すること二十九町十間に  
して字平田にて神野谷川と合同して羽六の字川口に向ふ 一は神野山の分水嶺より発し狭き  
は二間 広きは五間 西南に流るゝこと二十四町十八間二尺にして 平田にて百子谷と合同  
して榎川と為り 狭きは五間 乾位に流るゝこと一里十三町十八間二尺にして  
羽六の字川口にて切目川と合流す 該榎川に井堰を設備すること白子谷川と神野谷川と通じ  
て三十個所に余れり

## 二、池 沼

本郷土の山岳丘阜は執れも傾斜の度急なるを以て貯水池を穿つの個所を得ること至難なり 随つて各  
大字に数個の貯水池を有すれども敢て多くの耕地を灌漑するもの少し 今各大字に就きて二個づゝを  
略記すれば

大字脇ノ谷

オノ川池

字オノ川にあり東西十五間 南北七間

大字見影

丹生ノ川池

字丹生の原にあり東西十間 南北六間

大字下津川

井門田ノ池

字堂ノ谷にあり東西十四間 南北十四間

大字古井

奥ノ池

字石川に在り東西十間 南北十間

大字古屋

口ノ池

字用谷に在り東西二百間 南北八十間

大字羽六

大ノ池

字石川にあり東西百六十間 南北五十間

大字榎川

内之畑池

字内之畑に在り東西八十間 南北七十間

大字羽六

沖野地

字沖野に在り東西七十間 南北二十五間

大字古屋

正木地

字上出に在り東西二十間 南北八間

大字古屋

津井谷地

字笠井田に在り東西二十六間 南北三十五間

大字古屋

白木谷池

字白木ノ谷に在り東西十九間 南北二十六間

大字古屋

池ノ谷地

字池ノ谷に在り東西三十間 南北三十間

## 五、地 体

### イ、地形の変遷

現今の地質と地形とに依りて推考せば 本郷土の太々古は渾て海面にてありしに漸次に潮水減退して陸地を残留せしことは 全郷土の岩石は挙つて水成岩たるを以て徴証するに足れり 切目川の蜿蜒屈曲して流下するは所謂水蝕作用に因りて今猶屈曲の程度を増加しつゝあるを一見せば 既往を研究し得るの好材料たるに余りあり

### ロ、地 質

本郷土の地質は前項記録せし如く渾て水成岩より成立せしを以て 土壤は悉皆肥沃なりと断言するも敢て失当なる言にはあらざるなり

### ハ、地 味

脇ノ谷 黒綠色に聊か赤色を帯びたる真土にして米麦桑等の農作物には中等なり

見 影 其の色は黒綠色なる真土にして米麦桑等に稍適せり

下津川 其の色は黒綠色なる真土にして米麦等に適すれども桑樹には十分ならず

古 井 其の色は淡き黒綠色を帯びたる真土にして米麦等に大に適當すれども桑樹の生育に至つては米麦等の如くならず

榎 川 其の色は濃き黒綠色を帯びたる真土にして米麦等に適當すれども麦作に至つて充分ならず

羽 六 其の色は通常なる黒緑色を帯びたる真土にして米麦桑等に適切なり  
古 屋 黒緑なる土砂交りの真土にして米作には最も適切にして麦及び桑等に  
も宜し

宮ノ前 其の色は黒緑を帯びたる土砂変りの真土にして米麦等には大に適切に  
して桑樹にも宜し

## 六、気 候

### イ、総 説

我が和歌山県は氣候渾て温暖なり 殊に本郷土は温帯と亜熱帯との中間たる南洋諸島の樹木なる榕樹の生育繁茂せる日高郡西部より稍良位に接近せるを以て大字宮ノ前及古屋の如きは稲梁二回作を研究すべきの見込は十分なりといふを推考せば温暖なることを推測し得べし

### ロ、気 温

氣候は温和にして朔風颯々たる沍寒も氷点以下に降らず 酷熱鍊金の三伏も比較的清凉此して九十五度を昇らず 四季節中に唯春秋の二季は短促にして夏冬の二季は延長なり 百花爛漫たる中に已に雨期が襲ひ来り他郷土の梅雨中に炎熱の候を現わし 颱風季節を経過せば直ちに金風の袂を払ふを覚知し柿櫨楓蔦等の紅葉は艶を競ひ麗を争ひて山川の美を飾ること無きにも非れども旬日に満たずして飄落し文人墨士をして吟きょう□を曳かしむるのは時日を有せず 而して最高温度は七月下旬より九月上旬に至る五十日間に亘り最低温度は一月上旬より二月中旬に亘る五十日間なり

### ハ、雨 量

雨量の誌を編するに先つて雨量と雨日との別なることを記せざるべからず 夫れ我が和歌山県は他府

県に比較し来れば一般に雨量多し 殊に東牟婁郡新宮の如きは全国中の雨量最多なる地方たり 然れども降雨の日数は必ずしも多きに非るは解すべからざるに似たれども其の實際を調査せば激雨襲来の結果に外ならず

本郷土の位置たるや 紀州灘の沿岸を距ること遠からざれば 時々海風の劇雨を吹き送り来りければ之を郡内の東北地方に比較せば 雨日は僅少にして雨量多し 斯く雨量多けれども山岳丘阜の傾斜の急度なるを以て恰も瀑布の直下するが如くに川流に注入するが故に 動もすれば旱魃の害厄を蒙被すること屯亦夥多なりき

而して雨日の最も多きは梅雨期なる六月にして 最も少きは一月中旬より二月下旬に至る五十日間なり 降雪は極めて僅少にして寒冷なる黄昏に六花片々空間に飜りたる翌旦に窓戸を推開せば満眸恰も銀世界の観なきにしも非れども 旭日天K冲すれば直ちに溶解して全一日を保つこと数個年間に一二回なるのみ 霰雹は夏季に於て稀に降下することあれども農作物に損害を加ふること絶無なりと云ふべし

## 二、風

全年の中春季は曇天多くして東風吹き荒み夏季は陰晴一ならず 忽ち曇りて驟雨降り灑ぎ忽ち南風吹き来りて黒雲を吹き払ひ秋季は快晴連日に互りて西風颯々たり 冬季は晴天多けれども時々黒雲天空を覆ひ朔々凜々として吹くこと強度なり

## ホ、附 録

編者は 今茲叱数個年間の統計を掲載して詳説せんと欲すれども 其の材料に乏しきを以て正確なる数字を排列表出せんこと殆んど至難を極むるが故に誤謬の多からんよりは省略するに如かずと思慮して他日の精査に譲ることゝ為せり

之を概括すれば かの颱風は俗に二ツ八月と云へるが如く春秋の二季に於て襲ひ来れども其農事に著しき損害を蒙被するは専ら秋季にあり本郷土の如き純乎たる農村には八月下旬即ち節分より二百日乃至九月下旬即ち節分より二百四十日の四十日間には毎歳人心は戦々兢兢たり

## 七、変 災

- 古代にあつては文献欠けて存せず 故に之を推考調査すること能はず 加ふるに戦乱の時代にあつては士民其の堵に安ぜず従つて記録の遺留無けれども茲に古老の口碑と散在せる古記録等に徴して略称せん
- △ 今より一千二百十六年前なる人皇第四十二代文武天皇の大宝元年辛丑八月十四日に海潮氾濫して耕地を被害し同二十一日大風吹き荒みて家屋を倒破し禾稼を傷害す
- △ 今より一千二百十一年前なる同天皇の慶雲三年丙午に大に饑饉あつて賑貸せらる
- △ 今より一千二百〇二年前なる人皇第四十四代元正天皇の靈龜元年乙卯に熾饉ありて賑貸せらる
- △ 今より一千百八十五年前なる人皇第四十五代聖武天皇の天平四年壬申に五穀登らず大税を賑貸せらる
- △ 今より一千百七十年前なる同十九年丁亥に大に饑饉ありて賑貸せらる
- △ 今より一千百五十二年前なる人皇第四十八代称徳天皇の天平神護元年乙巳に饑饉あり賑給せらる
- △ 今より一千百四十五年前なる人皇第四十九代光仁天皇の宝龜三年壬子八月六日に大風雨ありて損害多し
- △ 今より一千百二十八年前なる人皇第五十代桓武天皇の延暦八年己巳に饑饉ありて賑給せらる
- △ 今より一千百二十七年前なる同九年庚午にも亦饑饉ありて賑給せらる
- △ 今より一千百二十六年前なる同十年辛未にも亦饑饉ありて賑給せらる
- △ 今より一千百十八年前なる同十八年己卯にも亦大に饑饉す
- △ 今より一千百十二年前なる同二十三年甲申八月十日に激雨暴風ありて天下に被害頗る多かりき
- △ 今より一千〇五十七年前なる人皇第五十六代清和天皇の貞観二年庚辰九月十四日に天下に大風吹き荒みて沿海地方には海潮氾濫し農業地方は禾稼を損傷し人畜の被害も亦多大なりき

△ 今より千〇五十一年前なる同八年丙戌に天下挙つて大に饑饉あつて賑給せらる

△ 今より千〇三十九年前なる人皇第五十七代陽成天皇の元慶二年戊戌九月二十六日に風雨冥晦雷電激烈にして被害多し

△ 今より九百二十九年前なる人皇第六十六代一条天皇の永延二年戊子八月十三日に大風吹き荒みて被害大なりき

△ 今より八百九十六年前なる人皇第六十八代後一条天皇の治安元年辛酉八月K霖雨連日に一旦りて五穀登らず餓死せし者頗る多かりき

△ 今より七百九十八年前なる人皇第七十四代鳥羽天皇の元永二年己亥K饑饉ありて餓死せしもの頗る多かりき

△ 今より七百八十一年前なる人皇第七十五代崇徳天皇の保延二年丙辰に天下大々の饑饉にして愛児を養育する食料無きを以て之を道路に棄つるもの頗る多かりき

△ 今より七百六十四年前なる人皇第七十六代近衛天皇の仁平三単発西に禾稼登らず人々大に困頓を極むるに至れり

△ 今より七百三十七年前なる人皇第八十一代安徳天皇の治承四年庚子十一月二十六日より大地震ありて三日間止息せず

△ 今より七百三十六年前なる同天皇の養和元年辛丑に源平二氏の兵乱と旱魃と疫癘と連発し加ふるに五穀登らざりければ餓死せし者頗る多かりき

△ 今より六百八十七年前なる人皇第八十六代後堀河天皇の寛喜二年庚寅に六月より七月に互りて六十七日間に一滴の降雨なく大に旱魃し且つ八月朔日に禾稼を損傷せしこと多大なりければ餓死せるものも亦多かりき

△ 今より六百八十六年前なる同三年辛卯に大に饑饉し米壺石の代価壺貫文に至りければ死屍道路に盈ち頗る悲惨を極めたり 昨春以来餓死せし者三分の一に及びたりと云ふ

△ 今より六百六十年前なる人皇第八十九代後深草天皇の西嘉元年丁巳に大旱魃と大地震と連発し加ふるに疫疾大に流行しければ病歿と餓死と頗る多かりき

△ 今より六百五十八年前なる人皇第九十代龜山天皇の正元元年己未六月に寒冷なること恰も二三月の

如くにして五穀登らず大に饑饉しなければ餓死せし者其の数を知らず 米価は壹百文にて僅かに小升参升なりき

△ 今より六百五十四年前なる同天皇の弘長三年癸亥八月十五日に大風吹き荒みて家屋を破り禾稼を傷くこと多かりき

△ 今より五百九十四年前なる人皇第九十六代後醍醐天皇の元享二年壬戌に六月より数月間旱魃し耕地に青苗なく餓拏野に満ち餓人地に倒る 此の年錢參百を以て玄米壹斗を買ふ

△ 今より五百八十六年前なる同天皇の元弘元年辛未七月三日に地大に震ひ海岸にあつては岬角島嶼山間に在つては丘岳の形状に変更を生ぜしもの少なからず

△ 今より五百五十六年前なる人皇第九十七代後村上天皇の正平十六年辛丑八月二十四日に地大に震ひたり

△ 今より四百九十六年前なる人皇第百〇一代称光天皇の応永二十八年辛丑に早退と疫癘と饑饉と相亜ぎ諸郷土に道饉相枕し日に連載して棄つるに至りたり

△ 今より四百十九年前なる人皇第百〇三代後土御門天皇の明応七年戊午に八月廿五日より九月二日まで地大に震ひ民家を倒潰せしこと少からざりき

△ 今より三百六十年前なる人皇第百〇五代後奈良天皇の弘治三年丁巳に旱魃数ヶ月に互りければ饑饉餓拏道路に相重む

△ 今より三百三十二年前なる第百〇六代正親町天皇の天正十三年乙酉近隣なる和佐村手取城の没落及び小松原村龜山城の焼亡相踵ぎ加ふるに五穀登らず大に離饉して餓拏相重み人々草根を掘り茹ひて饑餓を凌ぐに至り且つ十一月二十五日に地大に震ひたり

△ 今より三百二十一年前なる人皇第百〇七代後陽成天皇の慶長元年丙辰閏七月十二日に地大に震ひ岳崩潰して□□□□□□□□の死傷頗る多く爾來数回の微震ありて冬季に至るも猶止息せずして継承せり

△ 今より三百十三年前なる同九年甲辰十二月六日に地大に震ひて転倒せり

△ 今より三百十二年前なる同十年乙巳八月暴風吹き荒みて禾稼を損害す

△ 今より三百〇五年前なる人皇な百〇八代なる後水尾天皇の慶長十七年壬子六月二十一日に大風吹き荒みて耕作物及び家屋を損傷せしこと多大なりき

- △ 今より三百〇二年前なる同十九年甲寅十月二十五日に大地震動して家屋の倒崩頗る多かりき
- △ 今より二百七十五年前なる人皇第百〇九代明正天皇の寛永十九年壬午春より夏に至るまで天下に大饑饉ありて米壺石の代価七拾八匁に及びたり
- △ 今より二百二十六年前なる人皇第百十三代東山天皇の元禄四年辛未大蝗害ありて農民困頓を極む
- △ 今より二百十年前たる同天皇の宝永四年丁亥十月四日に未上刻頃に大地震動して耕作物及家屋と人畜とを損害せしこと頗る多大なりき
- △ 今より二百〇一年前なる人皇第百十四代中御門天皇の享保元年丙申十二月六日申刻に大地震動す
- △ 今より百八十五年前なる同十七年壬子大に蝗虫繁殖して農民困頓し加ふるに霖雨ありて耕地を流せしこと多かりき
- △ 今より百六十一年前なる人皇第百十六代桃園天皇の宝暦六年丙子九月十六日に暴風大雨あり家屋及耕地に蒙りたる損害多大なりき
- △ 今より百五十二年前なる同天皇の明和二年乙酉七月三日に大風雨ありて禾稼を害せしこと少なからざりき
- △ 今より百三十四年前なる人皇第百十九代光格天皇の天明三年癸卯に五穀登らず人々困頓す
- △ 今より百〇九年前なる同天皇の文化五年戊辰七月二十五日に大風雨ありて禾稼を傷害す
- △ 今より八十一年前なる人皇第百二十代仁孝天皇の天保七年丙申に五、六の両ヶ月間霖雨止息せず寒冷なりしこと嚴冬の如く且つ七、八の両ヶ月間に数回大風雨到りて五穀登らず米穀壺石の価参百匁に達したり 該年代は米価壺石六指匁内外在りしに該年は五倍に騰貴したるは所謂天保の参百匁これなり 然れども米穀既此端きつるにより人々野に出で山に登りて蜀も口にすべきものを採り尽して餓死せし者頗る多かりけるが故に生存の翁媪等が談話是に及ぶごとに戦慄せざることを無し
- △ 今より六十九年前なる人皇第百二十一代孝明天皇の嘉永元年戊申八月十二日に大風暴雨ありて禾稼を損傷せしこと多かりき
- △ 今より六十三年前なる同天皇の安政元年甲寅六月十四日夜九ツ時に近年稀なる大地震ありければ人々勿惶周章して屋外に出づ 同十五日朝五ツ時に復々前夜の如き大地震あり 尋で十七日まで数

回の微震ありければ人々安き心地を為さざりけり 同十一月四日に未明より海底鳴号の声山岳に響き互りければ如何なる天災地妖が襲来するならんと 人々洶々たる時しも朝五ツ半時 即ち午前九時に未曾有の大地震起り老を扶け幼を携へて屋外に避難したれども震動頻々として暫時も止息せざりければ 各自に仮舎小屋を山麓或は野外に結びて棲息するに至れり 爾後漸次K震動微弱せしを以て二十日頃より徐々に帰宅せられたり 該震災は海嘯と共に起りたれども 本郷土は海汀に遠ければ流失の難を免れたれども 土地を陥落し或は亀裂し家屋を倒潰し人畜を損傷せしこと挙げて計ふべからず 之を寅年の大地震と称して当時百歳の老人も曾て遭逢せざりしと云へり

◎ 編者附言す 史乘に徴するに今より一千五百年前なる人皇第十九代允恭天皇即位五年丙辰より人皇第二百二十二代明治天皇の明治三十八年乙巳に至る一千四百八十九年間に大地震の起りしこと二百二十四回なり 世に災害の数多しと雖も震災の右に出づる者は未だ曾て有らず 地質学上より論究すれば震災の回数は年と共に増加せざるを得ざるの理由あり 我が大日本帝国は震災の脈中に在り殊に我が和歌山県の如きは震災の多き地脈に当れるを以て注意に注意を加へざるべからず 因みに云ふ大地震一年中の分布は八月に尤も多くして一月に最も少し これを季節に就きて云はんに大地震は夏季に多くして冬季に少し 小地震は春季に多くして夏季に少し 大小地震は発生の季節を異にし梢反対の観あり 地震脈中に生存せる本郷土人は家屋建築此際して位置と構造とに意を注ぎて可ならん

△ 爾後三十四年間は記録すべきの変災なかりしが

今より三十四年前なる人皇第百廿二代明治天皇の明治十六年癸未の夏日に大に早魃して田面亀裂し本郷土は約七分作にして米六百五十餘石と畑作物約三千円の損害を破れり

△ 今より二十九年前なる同廿一年戊子九月に連日暴風吹き荒みて人家二十餘戸を倒潰し米參百餘石の減収を被れり

△ 今より二十八年前なる同二十二年己丑八月中旬より霖雨数日に互りて瞬間も止息せず十九日に至

りて夜来強雨降り続きて未曾有の洪水氾濫して人々安き心無くして悩々たり 幸に家屋の流失は一戸にして人畜に被害なかりしも耕地三十餘町歩を流失し浸水田は百餘町歩に達し米の減収額は壹千石以上に及び堤防復旧其の他の損害は七万円を超過せり 該年より免租地の夥多なりしはこれ視易きの微証なりき

△ 今より二十四年前なる同二十六年癸巳八月十六日に豪雨強風ありて浸水家屋十餘戸 浸水田地八十町歩に達し米作の減収は貳百石以上に及び其他の損害八千円以上に至りたりき

△ 今より十六年前なる同三十四年辛丑六月下旬より霖雨降り続き川水日に増加し 七月一日に至りて最も甚しくして浸水家屋二十一戸浸水田地百餘町歩米の減収貳百餘石其の他の損害三万円以上に達せり

△ 今より六年前なる同四十四年辛亥九月中旬に霖雨連日に互り二十三日に川水汎濫し浸水家屋三十戸 浸水田地百十餘町歩堤防の欠潰十五ヶ所にして此の延長五百三十六間 米の減収三百石以上に達し 其の他の損害五万円に餘れり

△ 今より四年前なる大正二年癸丑の夏日旱魃数十日に互りしより田畑に被りし損害は六千円を超過するに至りたり

爾来天地は時々災異を下せども政府当局者は豫防と善後策との指示計画其の宜きを得たりければ甚しき傷害に罹らざりしは大御代の鴻恩なること筆紙に尽すこと能はざるなり

## 第二編 人文誌

### 一、沿革

本郷土は何れの時代より人類が棲息せられしかは明知し能はざれども惟ふに吾人祖先なる大和民族が西南地方より紀伊に渡来せし順序は石器時に在つては古事記及日本書紀等の土蜘蛛即ちコロポックル種類か棲息けるを今日北海道以北に残存せるアイヌ種族が之を駆逐して其の跡を絶たしめて占領したりしが大和民族が西南地方より黒潮に乗じて退転せしを以て大和民族が居住して金属を使用し土器を製作し曲

玉及び管玉を佩用せしことは附近地方に古墳の現存せるに徴して推識し得べし 況んや日本書紀に伊弉册尊を熊野有馬村に葬り奉る 又于時素盞鳴尊之子号五十猛命妹大屋津姫凡此三神亦能布木種即奉渡紀伊國也 古事記に大穴牟遲神の木田大屋毘占神の御所に到り給ふとあるに於てをや 且今大止五年丙辰より一千七百十餘前に武内宿弥が誉田王子を奉じて白崎村大字大引の字龜石に神功皇后が比井崎村大字阿尾の字鉾突に御上陸あらせられたり 焉んぞ無人の地叱御上陸あらせらるゝことあらんや

初め五十猛命が父神なる素盞鳴尊の命令に依りて二柱の妹神を將ゐて此の國に渡來あらせらるゝや 主として造林を經營し土地を拓殖し國を作り木曾楨多しに因り此の國に名づくるに木の國を以てせられたり 而して木國を六郡に分つに方つて本郷土は日高郡に属せらる 日高は日の高く天の真秀に生じて照り輝く義なりと云ふ

日高を六郷土に分つに方つて本郷土は餘戸郷土に属し奈良朝末の時代より権門勢家社家寺家土豪等が莊園の私營を始めしより諸國に蔓延し後に院家宮家等も亦莊園を領有せらるに及びて郷制を蹂躪し宮地を侵蝕し遂に郷名は自然に廢滅して莊園の名称之に代るに至れり 莊名の起るや本郷土は切目莊に属したり 切目は万葉集に殺目 御幸記及日本外史に切部とあり神武天皇が中州を平定せらるゝや天道根命を以て木の國造と為し給へり 此れ木國造の始祖たり 当時祭政一致なりければ皇紀一千三百五年人皇第三十五代皇極天皇の大化元年乙巳の改新に至るまで一千有餘年間の久しきに互り國神を祭祀し民人の教化に努めて木國を領有し祭政を職掌として本國を統治せられしが第十九代大山忌穗の代に及んで族制政治を打破して中央集権の郡制政治を行はれ祭政分離して國造は祭祀の專職と為られたり 其の時に當つて何人が國司に任ぜられしやは史乘の以て徴すべき無けれども文武天皇の御紀白鳳十四年乙酉四月の條に紀伊國司言牟婁温泉没而不出也とあるに拠りて已に國司の任命ありしを証するに足る 其爾來國司の任官にして史乘に見えたるは続日本書紀の聖務天皇の天平十七年乙酉九月の條に外從五位下井上忌寸麿為紀伊守とあり 爾后五政衰微し藤原氏權を執りて紀綱緩びしより諸國に異事多かりき 弘仁年間に空海が高野山を草創し貞觀年中に熊野神社増階超越あり宇多法皇は至尊の玉體を棄て、抖擻の如く熊野及高野に行幸せられ花山法皇相尋ぎて三山に行幸せられ白何 鳥羽 後白河の諸帝が數次熊野及び高野に行幸せられたるより熊野と高野との如きは天下の大仏区と為り五公以下貴賤群参したりしを以て延喜年代まで紀伊を禁國と稱して封戸位田を置かれず十神戸ありたるのみなりたるが 中古以後其の制破れ

て国中大抵は莊園と為られたり 今より凡そ七百三十餘年前なる人皇第八十二代後鳥羽天皇の文治年間に源頼朝が天下の総追捕使と為りて諸国に守護を置き莊園に地頭を置くに及んで 紀伊国に置かれたる守護は佐原十郎左衛門にして和泉国の守護をも兼ねられたり 義連投して未だ其の闕を補せられざりに東鑑の承元元年丁卯には院の熊野詣駅家雑用の為め亦守護を置かずとありて 以後我が紀伊国に守護職を置かず其兵糧の為に従前より賦課し来りたる段米等は総て仙院熊野御幸の御用途に供し奉り来り有事必要の時に応じて守護職を置かれたるならん 夫れより源朝治 源基治 畠山国清 細川宗重 山名義理 大内義弘 畠山基国 畠山満家 畠山持国 畠山義豊 畠山尚順 畠山植長 畠山政国 畠山政高 畠山照高 畠山定紋等相尋で守護又は守護代と為られたりしが 大永乃至天文の年代より日高郡小松原村龜山の城主湯川家が旭日冲天の如き勢力旺盛にして附近を領有するに当りて本郷土も亦湯川家の所領と為りたり 後数十の春秋を経過し今より三百三十二年前なる人皇第百〇六代正親町天皇の天正十三年乙酉に豊臣秀吉が拾万の兵を引卒して本国に入り一

挙して根来寺を焼亡し太田城を水攻めにし尚又日前国懸神宮を破壊し明王寺を焼却し遂に軍を進めて国中を掃蕩せんとするや遠近所在の大小名等目覩耳聞して悉く氣を打たれ魂を褫はれ祖先相伝の居城を棄て、四方に奔竄し或は山谷に潜匿するもの踵を接ぎ 或は降参して哀憐を乞ふ者比々たりしに我が領主湯川直春は屈伏せず 我が家は武田源氏の末流にして我に至って已に十三代間 未だ曾て武勇の名を汚したること無きに 今一戦をも試みずして降るは末代の恥辱ならずやとて藤白 蕪坂 鹿ヶ脊等の險に拠りて防戦せんと準備未だ整頓せざるに 豊臣の軍已に海陸並び至りければ 直春は自ら火を放ち龜山城を焼悉して牟婁郡に馳せ近露村に赴き横矢六郎に憑り潮見峠の險に拠りて上軍を防ぐ 地險にして仙石 尾藤 藤堂等の諸将等一千五百騎を以て攻撃せしも更に抜くこと能はず 秀吉は脆計を設け本領安堵を約して和を講じ 翌天正十四年丙戌七月に大和に誘殺せられて領土を没収せられたり 豊臣氏国内を平定して紀伊と大和と和泉との三ヶ国を秀長に与へければ秀長始めて若山城を築き 桑山重晴を城代として紀伊を管理せしめしが幾許も忿くして秀長薨じ甥なる豊臣秀俊が封を襲ぎしに文禄三年甲午に卒去し嗣無くして国除せられ浅野幸長が賤ヶ嶽の軍功を録せられて今より三百十七年前なる人皇第百〇七代後陽成天皇の慶長五年庚子に紀伊国守に封ぜられ 同十八年癸丑に幸長卒去し其の弟なる浅野長晟が封を襲がれしが 今より二百九十八年前なる人皇第百〇八代後水尾天皇の元和五年己未に安芸に移され

尋で徳川家康の第十子従二位権大納言徳川頼宣卿即ち南龍院殿が国守に封ぜられて封に就くや荘制を廃して組制を布かるゝに方つて本郷土の脇ノ谷村の大部分と見影村と下津川村と古井村と羽六村と古屋村と宮ノ前村との各村は田辺藩の所領となりて切目組と称し脇ノ谷の小部分と上榎川村と下榎川村とは南谷組に編入せられて紀州藩の所領と為り 田辺藩は安藤直次帯刀に出づ頼宣卿の伝と為りて遠江国懸川式万石の城主たりしが頼宣卿が封を紀伊国に受くるに及んで提封一万八千石を加へられ参万八千八百石にて田辺城に居し紀州藩の附属たり 直次より直治と義門と直清と直名と陳武と陳定と雄能と次由と寛長と次猷と道紀と直与と直則と直馨と相襲ぎて紀伊国老職と為り官は帯刀従五位下にて直裕に継承せられたり 紀州藩主は頼宣卿より光貞と綱茂と頼職と吉宗と宗直と宗将と重倫と治貞と治宝と斉順と斉疆と慶福等相襲ぎて紀州藩主となり茂承に継承せられたり 茂承と直裕とは五政復古の急務たるを思慮し列藩に先つて藩の版籍を朝廷に奉還し明治二年己巳六月に紀州藩を和歌山藩と改称し 依然徳川茂承は和歌山藩知事に安藤直裕は田辺藩知事に任ぜられて専心一意藩治に熱中せられたり 朝廷に於かせられては明治維新の宏業已に緒に就き中央政府の組織体制略々成るに及びければ 明治四年辛未七月に廃藩置県の詔勅下り紀伊国に和歌山と田辺と新宮との三県を置かれ 次で同年十一月廿二日に三県を廃して更に和歌山県を置かれたり 当時本郷土に於ては脇野仲右衛門及び正賀文助等は上榎川庄屋を高瀬甚七は同村肝人を 松本半三郎は下榎川庄屋を西山九右衛門は同村肝人を久保田藤六は旧和歌山藩領脇ノ谷村庄屋を 西川常右衛門及び久保佐平等は旧田辺藩領脇ノ谷村庄屋を 橋岡林平は同村肝人を 串本徳蔵は見影村庄屋を 白井惣五郎は同村肝人を 岡本勘右衛門及岡本次平及坂口善八等は下津村庄屋を 森本佐平は同村肝人を 片山伊右衛門及船木惣兵衛及船木武吉及東西喜平等は古井村庄屋を 清水健次郎は同村肝入を 水野仙右衛門及水野六之丞及龍田新蔵及西上与平等は羽六村庄屋を 田中儀平及田中庄助等は同村肝入を 田中文六及堀半平等は古屋村庄屋を 東清七は同村肝入を 宮本増右衛門及宮本嘉右門等は宮ノ前庄屋を 小松儀平は同村肝入を勤務し 庄屋年俸は参石乃至式石 肝人年俸は壺石式斗乃至壺石なりたりし 同五年壬申四月に従前の郷長及庄屋及び肝人の制を廃して 大小区制を布き一小区に戸長一人一町村浦若くは数町村浦に副戸長一人を分置するに方つて本郷土の旧和歌山藩領は第六大区七小区に 旧田辺藩領は第六大区八小区に編入せられ 七小区役所を上野村に置かれ 沼野一夫は戸長を岡本英秋は副戸長を谷沢左平は上榎川と下榎川との両ヶ村総代を 中野儀助は脇ノ谷村総代を命ぜられ 八小区役所を北道村に置かれ芝草氏は戸長を南薰平と橋岡林平とは副戸長を 久保安平は脇

ノ谷村総代を 鈴木新六は見影村総代を 坂口善八は下津川村総代を 広原重吉は古井村総代を 川口弥六は羽六村総代を 掘半平は古屋村総代を 中松勘七は宮ノ前村総代を命ぜられ同六年癸酉三月に戸長を副区長と副戸長を戸長と総代を副戸長と改称し 同七年甲戌九月区役所を区会議所と改称し 同八年乙亥一月に大区に大区長を置くの制を定められたり 然れども経費の都合に依りて大区長を欠員にし副区長をは区長とんして県庁の直轄たらしめたり 同年九月に八小区長芝草氏は辞去し牛尾興業は小区長を命ぜられ脇ノ谷村副戸長久保安平は辞去し脇本善次郎は其の後任を命ぜられたり 当時は区以外に郡町村浦の名を存したれども区の管轄は必ずしも郡町村浦と一致せず維新以前に在つては代官てふありて郡治を総管し一種の行政区劃たりし郡は単に地理的名稱たるに至れり

加ふるに小区長と正副戸長とは総て官吏に准ぜられたれば藩治時代に行はれし自治制は殆ど廢滅に帰向し啻に町村浦に関する費用の徴集と其の他の施設とは多く旧慣を存せるのみなりしが同十一年乙卯一月より断然大小区制を廢し郡役所を設置し戸長を公選するの制を布かれたり 此の時に方りて本郷土師於ける旧和歌山藩領と旧田辺藩領との脇ノ谷村を合併し上榎川と下榎川とを合併せられたり 脇ノ谷村と見影村と下津川村と古井村とを聯合して戸長役場を古井村に設立し片山嘉平を戸長に 羽六村と榎川村と聯合して戸長役場を榎川村に設置し水本要助を戸長に 西之地村と古屋村と宮ノ前村と聯合して戸長役場を西之地村に設置し中松勘七を戸長に公選し 同十五年壬午に片山嘉平辞去しければ広原重吉を戸長に公選し此の制の実行数年ならずして同十七年甲申七月に復々改正せられ脇ノ谷村と見影村と下津川村と古井村と榎川村と羽六村と古屋村と宮ノ前村と聯合して戸長役場を羽六村に設置し羽六村外七ヶ村戸長役場と称し中村勘七は戸長を命ぜられ勤務中に卒去しければ尋で水本要助は後任を命ぜられ 同廿二年己丑四月に脇ノ谷村と見影村と下津川村と古井村と榎川村と羽六村と古屋村と宮ノ前村と相聯合して切目川村てふ自治村を組織し役場を羽六に設置し爾來各村を大字と呼称して今日に至るこれ即ち本郷土に於ける沿革の大略なり

## 二、大字区劃

本郷土八個大字の区劃は左の如し

△ 脇ノ谷 紀伊統風土記に村中に定ノ谷といふあり按ずるに定は狭々の義にて狭小なるを云ふなり

村名は此の谷より起る切目川の脇にある谷の義なりと 蓋しそれ或は然らん 北は燈明山の分水嶺を以て丹生村の山野に接し 東は向瀬河山の分水嶺を以て古井に接し 南は兔谷山の分水嶺を以て下津川に接し西は鳥の峰山の分水嶺を以て丹生村の山野に接せる……

田地面積

拾八町七段參畝〇參歩

畑地〃

參町〇 壹畝拾參歩

宅地〃

七段六畝〇四歩

山林〃

貳百四拾參町六段八畝廿七歩

原野〃

六畝貳拾歩

溜池〃

貳段 〇〇參歩

墓地〃

壹段參畝〇七歩

の地所を有せる大字なり

△ 見 影

相伝ふ当大字は切目川を隔て、下津川の字鏡平山に対するを以て見影と呼び做せりと 北は串向橋を隔て、脇ノ谷に対し 東は崖山峠の分水嶺を以て脇ノ谷に接し 南は石川峠の分水峠を以て古井に接し西は田中橋を隔て、下津川町対せる……

田地面積

六町六段參畝貳拾五歩

畑地〃

壹町參段貳畝 拾七歩

宅地〃

貳段八畝 拾六歩

山林〃

拾壹町七段參畝〇 壹歩

原野〃

四畝貳拾五歩

溜池〃

壹段七畝〇 八歩

墓地〃

貳拾六歩

の地所を有せる大字なり

△ 下津川

下津川てふ名義の出所は未だ詳ならず 北は北山の峠の分水嶺を脇ノ谷に接し 東は田中橋を隔て、見影に対し 南は聖者橋を以て古井に対し 西は西谷山の分水嶺を以て稻原村の印南原に接せる

田地面積

拾四町〇 貳畝〇 五歩

畑地〃

壹町七段〇 貳拾歩

宅地〃

六段參畝〇 五歩

山林〃

六拾五町四段六畝貳拾四歩

溜池〃

七段〇〇 歩

墓地〃

壹畝〇 五歩

の地所を有せる大字なり 紀伊統風土記に 百王子塚平山の上に在り 伝へ云ふ 大塔ノ宮十津川落の時従者一人爰に死す 其の人を埋めたる塚なり 塚の内は石にて畳みたるよし云へり 往年此の塚を堀りし者ありて崇ありしといふと 案ずるに宮が十津川に落ち給ひし時に下津川の薬師堂に御滞留ありしといひ伝ふと紀伊統風土記にあるを見れば 薬師堂は輓近まで平山に在りしを推考すれば 従者が死去せられしを以て暫時御滞留あらせられしならん 該大字は元より仏教信徒の多かりし地ならんと思惟す

其の理由は平山に大塔宮護良親王殿下が御滞留あらせられしといふ薬師堂のありたりしと 道場山の麓に稍平坦なる地必りて伝へ云ふ 古昔は寺院の在りし地差りと 今其処に巾四五寸長一尺一二寸厚二寸餘の自然石が数百個の現存せるは或は往昔の墳墓ならん歟 加ふるに該道場山の麓の下に在る田地を庵田と呼称しつつあり

△ 古 井  
紀伊統風土記に古き堰溝の義なるべしと 北は聖者橋を隔て、下津川に対し 東は三軒家谷の分水嶺を以て真妻村の丹生に接し 南は鳶の森山の分水嶺を以て羽六に接し 西は深山の分水嶺を以て稲原村の印南原に接せる……

田地面積

四拾壹町四段五畝〇 七歩

畑地〃

七町壹段貳畝貳拾八歩

宅地〃

貳町五段六畝〇 八歩

山林〃

九拾參町九段壹畝 拾參歩

原野

五段六畝 貳拾歩

官有社地

参段九畝貳拾貳歩

溜池面積

八段貳畝 拾五歩

墓地

壹段八畝 ○四歩

の地所を有せる大字なり 永福寺の下に経塚あり蒼鬱たる古松の繁茂せること恰も老龍の天に冲するが如し（旧跡誌参照）

### △ 榎川

紀伊統風土記K保久曾は火草なり 榎は説文にはくそ積柴煉之也とあり 因つて火草の義に用ふとあり 編者案ずるに火草即ち艾多く生ぜるを以て名づけたるならんか 北は腰の瀬嶺の分水嶺を以て真妻村の小原に接し 東は神野峰の分水嶺を以て高城村の熊瀬川に接し 南は一合原峠の分水嶺を以て羽六に接し 西は鳩峰の分水嶺を以て古井に接せる……

田地面積

参拾七町六段貳畝 拾歩

畑作

九町七段参畝○ 四歩

宅地

貳町九段六畝 拾五歩

山林

四百五拾壹町参段九畝貳拾壹歩

原野

壹段四畝 拾参歩

溜池

八町○ ○ 拾貳歩

官林

壹段五畝 拾壹歩

墓地

参畝 拾五歩

の地所を有せる大字なり 本大字は本村中に於て最も古く人家の繁殖せられたる形跡を有すれども如何せん古記録の遺留差きを以て充分に考証すること能はず 元村社たりし真妻神社の前に巨大なる相生老杉の現存せると上榎川と下榎川との各自に十六戸づゝ大日講或は二日講てふ講社を團結して今猶繼しつゝあるに徴し得べし（旧跡誌及び民族誌参照）

### △ 羽六

相伝ふ往時は大川と呼称せしが中世に羽六と改めたりと 該地は切目川と榎川との二流が合同して始めて大川と為りしより斯く呼称せしならん 羽六と改められし所以は諸説紛々たれども未だ確呼として認識すること能はず 北は白子谷の分水嶺を以て稲原村の印南原に接し 東は井立川の分水嶺を以て 上南部村の西本庄に接し 南は十九川の分水嶺を以て

て古屋に接し 西は浅尾山の分水嶺を以て稲原村の印南原に接せる

田地面積

四拾七町七段壹畝貳拾八歩

畑地〃

拾町六段九畝〇 五歩

宅地〃

参町四段壹畝貳拾四歩

山林面積

参百九拾七町〇 九畝貳拾貳歩

原野〃

参段七畝貳拾七歩

溜池〃

壹段七畝貳拾七歩

墓地〃

壹段壹畝貳拾参歩

の地所を有せる大字なり 他郷土の人が本大字に來りて目を驚かすは堀割工事なり（地體誌参照）

道傍に現存せる地藏堂は極めて矯少なりと雖も往時大塔宮護良親王殿下が十津川へ行啓ましませし時に御休憩あらせられし旧跡なりと云ふ（旧跡誌参照）

### △ 古 屋

紀伊続風土記に或は小屋木屋忿どの義にして後に文字につき唱へ転ぜしならんとあり

案ずるに本大字は往時より人家のありたりしは今より一千〇三十餘年前に八幡神社を奉祀せしに徴して明かなり 故に古家と書きしを現今の如く書き転ぜしか或は古谷と書きしを現今の如く書き転ぜしならんかは未だ詳悉し能はざるなり 北は龍谷を隔てゝ宮ノ前に対し 東は地ノ谷山の分水嶺を以て岩代村の西岩代に接し 南は切目川を隔てゝ官ノ前に対し 西は瓜田川を隔てゝ官ノ前に対せる……

田地面積

拾六町九段九畝 貳拾歩

畑地〃

壹町貳段貳畝貳拾参歩

宅地〃

壹町六段〇 五歩

山林〃

壹百七拾四町九段貳畝貳拾貳歩

原野〃

壹段〇 貳拾参歩

官有溜池

五段〇 六歩

溜池面積

壹畝 拾五歩

の地所を有せる大字なり（神社誌参照）

△ 宮ノ前

切目川を隔て、八幡神社に対せるが故に宮ノ前と呼称するは一目して明かなり 北は井の谷の分水嶺を以て羽六に接し 東は土山峠を以て古屋に接し 南は津呂崖の分水嶺を以て切目村の西之地に接し 西は峰の山の分水嶺を以て切目村の西之地に接せる……

田地面積

参拾町九段九畝〇 八歩

畑地〃

五町六段貳畝 拾貳歩

宅地〃

壹町九段七畝〇 四歩

山林〃

七拾町壹段〇 貳拾四歩

原野〃

九畝貳拾貳歩

官有溜池

壹段六畝貳拾参歩

民有〃

二畝〇 六歩

官有塚地

六歩

墓地面積

五畝 拾四歩

の地所を有せる大字なり 本大字は本郷土中にて人民の棲息せしこと最も古きは今より壹千貳百拾餘年前に慶雲寺を創始せられしに徴して明かなり (宗教誌参照)

三、戸口

イ、沿革

神代は悠久にして窺知すること能はず 上古の状況も亦遼遠にして討尋するの端緒を得ること至難なりと雖も今大正五年丙辰を距ること一千二百十餘年前なる人皇第四十二代文武天皇の慶雲年間に慶雲寺を創始し一千百餘年なる人皇第五十二代嵯峨天皇の弘仁年間に空海法師が熊野参拝の途次本郷土に留錫化導せられたりしと社寺に大木巨樹の現存せる等に徴し来れば 本郷土は往昔より人民が生息して社寺を建立し風致樹木を培植せられしならん 今より八十年前なる天保八年丁酉に

大字	戸数	男人員	女人員	計人員
----	----	-----	-----	-----

今より三十年前なる明治二十二年丁亥に

脇ノ谷	見影	下津川	古井	榎川	羽六	古屋	宮ノ前	計
三四戸	一〇〃	二四〃	四一〃	一一二〃	三九〃	二八〃	三九〃	三三七〃
五九人	三三〃	四六〃	一一五〃	二四五〃	一九九〃	五三〃	一三八〃	九二三〃
五六人	二八〃	四二〃	一三五〃	一三一〃	一九四〃	五六〃	一一四〃	八六五〃
一一五人	六一〃	八八〃	二八五〃	四七六〃	三九三〃	一〇九〃	二五二〃	一七八八〃

今より式拾年前なる明治三十年丁酉に

脇ノ谷	見影	下津川	古井	榎川	羽六	古屋	宮ノ前	計
三五戸	一〇〃	二四〃	四一〃	一一二〃	三九〃	二八〃	三九〃	三三七〃
五九人	三三〃	四六〃	一一五〃	二四五〃	一九九〃	五三〃	一三八〃	九二三〃
五六人	二八〃	四二〃	一三五〃	一三一〃	一九四〃	五六〃	一一四〃	八六五〃
一一五人	六一〃	八八〃	二八五〃	四七六〃	三九三〃	一〇九〃	二五二〃	一七八八〃

大 字	脇ノ谷	見影	下津川	古井	榎川	羽六	大 字
戸数	二五戸	九	一六	八〇	一一〇	九八	二九戸
男人員	七四人	二六	四七	二三七	一二六	二九〇	八五人
女人員	七二人	二四	四三	二三五	三二九	二九〇	八五
計	一九六人	五〇	九〇	四七二	六四五	五七〇	一七二人

今より拾五年前なる明治三十五年壬寅に

宮ノ前	五六	一六六	一六二	三二八
計	四二三	一二五一	一二三二	二四七三

今より十年前なる明治四十年丁未に

大字	戸数	男人員	女人員	計
脇ノ谷	二四戸	七二人	七一人	一三四人
見影	九	二七	二七	五四
下津川	一四	四二	四一	八三
古井	八〇	二四二	二三六	四七八
榎川	一一〇	二八六	二八〇	五六六
羽六	八七	二六五	二五七	五二三
古屋	二六	七八	七七	一五五
宮ノ前	五一	一五四	一五〇	三〇四
計	四〇一	一六六	一二三九	二三五四

昨大正四年乙卯十二月末に

大字	戸数	男人員	女人員	計
脇ノ谷	二二戸	七〇人	六四人	一三四人
見影	八	三三	一八	三五一
下津川	一九	三八	四八	八七
古井	七一	一七八	二〇一	三七四
榎川	九四	二五七	二六九	五二六
羽六	八八	二一三	二一四	三二七
古屋	二八	七一	八五	一五六
宮ノ前	四八	一一〇	一〇三	二一三
計	三七八	九七〇	一〇〇二	一九七二

大字	戸数	男人員	女人員	計
脇ノ谷	二三戸	五五人	五四人	一〇九人

全国の統計によれば戸口は年々歳々増殖しつつあれども 本郷土に於ける戸口は数十年間大々の増減を生ぜざるは古来純乎たる農業地方にしあれば戸口が増加するも有限なる地所を耕耘すること不可能なるを以て二・三男は他の郷土に移住して他の業に従事すると 女子も亦輓近他の郷土に嫁するものゝ多数なるとに因りて然りなりき

口、人口

最近十年間の増減左如し

見影	九	二二	二二	四二
下津川	一四	三四	三三	六七
古井	八〇	一九二	一八六	三七八
榎川	九五	二二八	二二一	四四九
羽六	八三	二〇〇	一九二	三九二
古屋	二五	六〇	五八	一一八
宮ノ前	五一	一二三	一一九	二四二
計	八〇	九二三	八八四	一七九七

八、戸数

年次	男人員	女人員	計人員	増減人員
明治三十九年	九九〇人	一〇一五人	二〇〇五人	三増
" 四十年	九七〇	一〇〇二	一九七二	三三減
" 四十一年	九二〇	九五八	一八七八	九三"
" 四十二年	九三五	九四〇	一八七五	三"
" 四十三年	一〇三六	一〇二〇	二〇五六	八一増
" 四十四年	一〇三八	一〇二五	二〇六三	七"
大正元年	一〇五〇	一〇三九	二〇八九	二六"
" 二年	八六一	九〇五	一七六六	三三三減
" 三年	八七四	九一三	一七九二	二六増
" 四年	九一三	八八四	一七九七	五増

年次	数	増減
明治三十九年	三八一戸	二戸減

〃	四十年	三七八	三	〃
〃	四十一年	三七三	五	〃
〃	四十二年	三七五	二	増
〃	四十三年	三七七	二	〃
〃	四十四年	三七八	一	〃
大正	元年	三七七	一	減
〃	二年	三七八	一	増
〃	三年	三七九	一	〃
〃	四年	三八〇	一	〃

最近平均人口男女別はの如し

毎戸平均人口 男 二人四〇二強  
 女 二人三二七強 計 四人七二九強

二、現住人員に就きて年齢別てば左の如し

男	十五歳未満	十五歳以上 二十歳未満	二十歳以上 六十歳未満	六十歳以上	計
女	三四〇人	一一〇人	二五九人	九九人	九一三人
男	三四五人	一一五人	二四一人	九五八人	八八四人
女	六八五人	二三五人	五〇〇人	一九四人	一一九七人
計					

二〇歳より六〇歳までを生産者とし其の他を不生産者と仮定せば生産者一〇四人九分なり  
 ホ、本籍人口

本郷土に於ける本籍人口の男女別左の如し

男 一二二九人 女 一一一四人 計 二三四三人

因に云ふ 本籍人百人に付原住民は七十六人七分なり

へ、本郷土に於ける現住戸の職業左の如し

大字	農業	商業	工業	力役	雑役	計
脇ノ谷	一八戸	一戸	一戸	二戸	一戸	二三戸

本郷土に於ける現住人の職業左の如し

見影	下津川	古井	榎川	羽六	古屋	宮ノ前	計
八	一二	六五	七九	七三	二三	四四	三三二
一	一	六	七	四	一	二	一三
*	*	三	四	二	一	二	一三
*	一	二	二	二	*	一	一〇
*	*	三	三	二	一	二	一二
九	一四	七九	九五	八三	二六	五一	三八〇

ト、人寄留人と出寄留人

大字	脇ノ谷	見影	下津川	古井	榎川	羽六	古屋	宮ノ前	計
農業	一〇二人	四〇	六四	三四三	四一〇	三七三	一一四	二二九	一六七四
商業	二人	二	二	一一	一五	八	一	四	四六
工業	二人	*	*	一一	一四	四	二	四	三八
力役	二人	*	一	四	四	四	*	二	一七
雑役	二人	*	*	八	六	三	一	三	二二
計	一〇九人	四二	六七	三七八	四四九	三九一	三一八	二四二	一七九七

本郷土に於ける出寄留人の年々歳々増加してある所以は 今より凡そ二十年以前頃に附近の郷土人が北亜米加合衆国に出稼して錦衣帰郷せるものと出稼地より多額なる金員を送り来れるを聞見して渡航の増加せしと近に出で、工業或は力役に従事するものゝ多きに原因す 寄留人の多くは農業或は木炭製造業なりき

年次	入寄留人	出寄留人
明治三十九年	一五人	一一〇人

〃	四十年	一八	一一五
〃	四十一年	一九	一三九
〃	四十二年	二〇	一六六
〃	四十三年	二三	一八二
〃	四十四年	二四	一八九
大正	元年	三四	一八二
〃	二年	三八	一八九
〃	三年	四三	一九五
〃	四年	六二	二八九

#### 四、官衙公署

##### イ、切目川村役場

本郷土は古來曾て官有公署の設置無く、元和年間に庄屋の制を布かれし以来 各村に庄屋及肝入等の役員を置きたれども 悉皆事務を自宅に於て取扱はれたり 旧紀州にては南谷組の大庄屋は南谷村に在り 旧田辺藩にては切目組の大庄屋は西之地村に在りて郡内を管理せられ其の上に代官てふ役人ありて各大庄屋を監督しつゝありしが 明治の初年より民政局の所管に歸せられたり 尋で明治四年辛未に廢藩置県の詔勅降下せられ同六年葵酉三月に大小の区制を定められ本郷の各村に戸長及副戸長を置かれたれども 事務は第七小区に在つては上野村に設置せられたる會議所と第八小区に在つては北道村に設置せられたる會議所比にて執行せられたり

同十二年己卯一月より大小区制を廢し脇ノ谷と見影と下津川と古井との四ヶ村合併して戸長役場を古井村に横川と羽六との二ヶ村合併して戸長役場を横川村に 古屋と宮ノ前と西之地との三ヶ村合併して戸長役場を西之地村に設置せられたれども渾て戸長の自宅か或は神社の拝殿或は寺院の本堂等を仮用して役場に充てしのみにて更に新築等を為さざりしに 同十七年甲申七月に脇ノ谷と見影と下津川と古井と横川と羽六と古屋と宮ノ前との八ヶ村合併して羽六村外七ヶ村戸長役場を羽六村に設置するに方つて同村七百四十一番地に仮設し 同二十二年己丑四月に該八ヶ村聯結して切目川村てふ自治村を組織するに及びて羽六七百七十六番地ノ一号に仮設して今日に繼承しつゝあり

## 口、巡查駐在所

今より五十年前なる藩政年代における警察の任務は総て御目付の管掌にして其の下に御徒目付御徒目付押御小人目付御小人目付押等ありて各自に其の職を分掌し 或は機密を偵察し或は非違を逮捕し或は水火を警備し 或は藩主旅行の際には道路の警固等を為し 郡村にあつては胡乱者改及び鳥見役等以下の者も亦警察の任務に当られつゝありしが 大政維新即ち明治初年に旧制を参酌して更正し同工年己巳二月に盜賊改方を捕亡手と改称し各地の出張所に配置して各其の所轄内の警察任務に當らしめ 本庁に於ては監察及刑係捕亡手を置き藩中の士卒を以て編成し各部出張所の附属捕亡手は元郷土或は元胡乱者改等を以て編成し其の等級を二等に分ち上等は給米拾八俵 下等は給米拾貳俵とし悉皆藩費を以て支給せられたり 同五年壬申三月に本庁直轄の監修及刑係等附属の捕亡手を廃し更に捕亡吏を置きて月俸を四円とし被服を官給とせられ本庁聴訟課に附属し其の職務を分つて偵捕と探索との二と為し専ら警保と視察との事務を掌れり 同年五月に月拾参円にて捕亡吏竝を置き同年六月に御坊村と北進村とに捕亡吏出張所を置くに方つて本郷土の第六大区七小区は御坊村捕亡吏出張所に 第六大区八小区は北進村捕亡吏出張所の所轄と為られたり 其の当時は別に民費を以て一小区に総廻り傭人と小番人傭人とを置きて平常を取締らしめ盜賊及び不良の徒を捕へし時は捕亡吏の巡回を待ちて授受せしめ同七年甲戌三月大に捕亡吏制を拡張し一般に告諭し捕亡費として毎月平均一戸に一錢を出さしめ総廻り及び小番人を廃せられ捕亡吏分配所を置くに方つて本郷土の第六大区七小区は御坊村分配所の所轄となり 第六大区八小区は田辺分配所の所轄となられたり 同年六月に捕亡吏を警邏と改め其詰所を警邏局と改めらる 当時警察の任務は恰も旧藩時代の御目付の如く専ら犯人を偵察逮捕するを主と為せしを以て司法警察に偏して未だ行政警察を施行するに至らざりければ 一般人民の警察に対する觀察も唯に之を畏服するを知らず 其の保護に依頼して安全を得ることを知らず 其の下に番太てふものあり常に草鞋を履き十手を腰にして村内を巡回すれども これも亦司法の手下を専らと為られたり 同八年乙亥三月に太政官達第二十九号を以て行政警察規則を發布して警察の面目を二新し警邏を邏卒と改称し警邏局を警察局と改称し一等乃至六等の警部を置かれたり

斯の如く更改する処多かりしも猶且つ従前より司法警察に専らなりし結果 手先と称する者を多く使用し探偵に従事せしめしが 該規則の変更に伴ひ行政警察に手先を要せざるを以て大に之を減少し

同十年丁丑二月に警察管轄区を更正せらるゝに方つて 本郷土の第六大区七小区は湯浅警察署印南分署の所轄となり 第六大区八小区は田辺警察署北道村分署の所轄と為られしが 同十三年庚辰十月に御坊警察署を設置するに方つて本郷土は御坊警察署南部分署の所轄と為られたり 同二十一年戊子四月に各町村に受持巡査駐在所を設置するに方つて御坊警察署南部分署羽六外七ヶ村受持巡査駐在所を羽六村百七十番地に設置し同二十二年己丑四月に切目川村受持巡査駐在所と改称し 同三十二年甲辰四月に大字古井二百五十六番地に移転し 同三十七年甲辰四月に御坊警察署の所轄と為られたり 三十二年に新築せられたる建造物は白蟻に襲はれしをもつて 更に同字五百七十一番地ノ一号に新築して 今大正五年丙辰十月に移転せられたり

ハ、村吏員

自治村組織以来の村吏員は左の如し

村長

氏名	認可年月	退職年月	通計年月
左巴 次平	明治二十二年 三月	明治二十三年 五月	一年 三月
左巴 儀作	〃 二十三年 五月	〃 二十四年 五月	一年 一月
広原 重吉	〃 二十四年 六月	〃 二十六年 四月	一年十一月
土井 正義	〃 二十七年 四月	〃 三十一年 三月	満四年
中本 康英	〃 三十一年 四月	〃 三十三年 四月	二年 一月
同	〃 三十三年 七月	〃 三十五年 七月	二年 三月
広原 重吉	〃 三十六年 一月	〃 三十七年 五月	一年 五月
中本 康英	〃 三十七年 五月	〃 四十年 八月	三年 四月
同	〃 四十年 十月	〃 四十一年十二月	一年 三月
同	〃 四十二年 三月	〃 四十四年 八月	二年 六月
同	〃 四十四年 十月	大正 四年 二月	三年 五月

助役

氏名	認可年月	退職年月	通計年月
同	大正 四年 四月	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃

収入役

同	西 岩吉	水本 要助	岡本 虎市	西 佐平	同	中本 康英	広原 重吉	前本 信蔵	広原 重吉	谷沢 左平	左巴 儀助	水本 要助	松本 菊三郎	広原 重吉
大正 四年 六月	〃 四十四年 五月	〃 四十年 六月	〃 三十九年 六月	〃 三十七年 七月	〃 三十七年 四月	〃 三十六年 二月	〃 三十五年 二月	〃 三十四年 五月	〃 二十九 年十二月	〃 二十九 年十月	〃 二十九 年四月	〃 二十五 年七月	〃 二十四 年六月	明治二十二年 六月
	大正 四年 五月	〃 四十四年 六月	〃 四十年 十月	〃 三十八年 十月	〃 三十七年 五月	〃 三十六年 八月	〃 三十五年 十二月	〃 三十四年 十二月	〃 三十三年 十二月	〃 二十九 年十二月	〃 二十九 年八月	〃 二十九 年四月	〃 二十五 年五月	明治二十四年 五月
	満四年	満四年	十一月	一年 四月			十一月	八月	満四年	三月	五月	三年 十月	満一年	満二年

宮本 元吉	西 岩吉	水本 義夫	宮本 元吉	中本 康英	小松 儀七	左巴 次平	水本 要助	氏 名
〃 三十九年 五月	〃 三十二年 四月	〃 三十一年 四月	〃 三十年 四月	〃 二十七年 五月	〃 二十四年 五月	〃 二十三年 八月	明治二十二年 三月	認 可 年 月
〃 四十年 四月	〃 三十六年 四月	〃 三十二年 一月	〃 三十一年 三月	〃 三十年 三月	〃 二十七年 四月	〃 二十四年 四月	明治二十三年 八月	退 職 年 月
満四年	満四年	十月	一年	二年 十一月	満二年	九月	一年 六月	通 計 年 月

同	古谷 千代吉	小松 信隣	小松 儀七	氏 名
大正 三年 九月	〃 四十三年 九月	〃 四十一年 五月	〃 四十年 四月	認 可 年 月
	大正 三年 九月	〃 四十三年 九月	〃 四十一年 四月	退 職 年 月
	満四年	二年 五月	一年 一月	通 計 年 月

氏名	認可年	退職年月	通計年月
土井 正義	明治二十六年 月	明治二十七年 三月	滿一年
中本 康英	〃 二十七年 月	〃 二十七年 五月	二月
中本 金藏	〃 二十八年 月	〃 二十九年 四月	一年三月
夏見 七郎	〃 二十九年 月	〃 三十三年 三月	滿四年
脇本 由兵衛	〃 三十三年 月	〃 三十三年 七月	四月
左巴 元春	〃 三十三年 月	〃 三十四年 三月	九月
水本 義夫	〃 三十四年 月	〃 三十五年 四月	滿一年
岡本 英秋	〃 三十五年 月	〃 三十六年 三月	滿一年
西 岩吉	〃 三十六年 月	〃 三十八年 八月	二年五月
五味 勇郎	〃 三十七年 月	〃 四十年 三月	二年五月
夏見 七郎	〃 三十八年 月	〃 四十年 四月	一年八月
水本 義夫	〃 三十八年 月	〃 四十年 五月	二月
榎本 貞男	〃 四十年 月	大正 元年 九月	五年三月
宮本 元吉	〃 四十年 月		
榎本 武四郎	大正 二年 月		

二、県会議員

明治十一年戊寅布告才十八号を以府県会規則を發布せられ 其翌同十二年己卯五月五日に我が和歌山県会を始めて開始せられし 来本郷土より選出せし県会議員は中本康英のみなりき 今左に当選及び満期との年月を掲載せん

氏名	当選年月日	満期年月日	在職年月日
中本 康英	明治三十六年九月三十日	明治四十年九月廿九日	滿四年
同	〃 四十五年九月三十日	大正 四年九月廿九日	滿四年

ホ、郡会議員

明治二十三年庚寅五月法律第三十六号を以て郡制を制定せられたれども 本県は郡市町村の編成未だ完成せずして郡自治の準備ならざりければ 郡制を実施せざりしこと数年なりしが 同三十年丁酉七月に告示第百号を以て同年九月一日より郡制を施行することゝ為りたり 我が日高郡三十七ヶ町村に於て議員二十八名の規程とし 本郷土より選出せし郡會議員は

氏名	当選年月日	満期年月日	通計年月
横山 平次郎	明治三十年九月二十日	明治三十二年十月九日	二年二月
松本 徳市	〃 三十二年十月十日	〃 三十六年十月九日	満四年
左巴 次平	〃 三十六年十月十日	〃 四十年十月九日	満四年
中本 康英	〃 四十年十月十日	〃 四十四年十月九日	満四年
前本 為次郎	〃 四十四年十月十日	大正 四年十月九日	満四年
同	大正 四年十月十日		

## 五、經濟 及 財政

本郷土は古来純乎たる農村にして先天的質素の美習善俗なりければ 衣食住の多大なる費用を要せず 随つて赤貧者に乏しく 旱魃風害蝗虫等の災厄に遭逢すれども困頓を極め饑餓に瀕せし者の稀少なりしはこれ本郷土の誇りとする所なり 斯の如くなりしが故に開展發達に稍遲緩なるも亦憾みなりき 此所謂一長一短は天の定なりと云ふ可し 然れども晩近は徐々に向上しつゝあるは歳入歳出表に照合して明かなり

### イ、歳入歳出

年 度	歳 入	歳 出
明治三十九年度	四〇三九円一六〇	六〇三三円〇三六
〃 四十年 度	六四〇七 五二〇	六四〇六 〇七五
〃 四十一年 度	六九四一 一四一	六九三二 二七七
〃 四十二年 度	六一五九 七五六	六一五五 二四〇
〃 四十三年 度	七三〇五 三七二	七三〇三 一三四

口、村有財産

〃	四十四年度	五六八四	七一〇	五六七六	六九〇	
大正	元年度	五三〇四	六五三	五三〇三	一八八	
〃	二年度	八九二三	九二〇	八九一七	三七九	
〃	三年度	五七一五	四七四	五七〇六	四三一	
〃	四年度	四八六八	八八〇	四八六二	八二八	

ハ、基本財産

田名	地称	員数	時価	備考
		参畝〇八歩	貳百円	

ニ、村有建造物

年	度	村基本財産	小学校基本財産
明治三十九年度		三七七円六九五	円
〃	四十年	三一八〇三二	
〃	四十一年	四一一九四六	
〃	四十二年	五五二三三二	
〃	四十三年	五七三六六五	六一二四五
〃	四十四年	七〇六八七五	六二七三五
大正	元年度	八一四一六五	九三六五〇
〃	二年度	九九〇〇四四	一〇一九九五
〃	三年度	一二四三〇四四	一一九八〇五
〃	四年度	一四八九五八四	一三四一二五

名称	所在地	時価	構造年月
榎川小学校	大字 榎川	六〇〇円	明治三十一年四月
古井小学校	〃 古井	八〇〇円	〃 三十三年八月
宮ノ前小学校	〃 宮ノ前	一〇〇〇円	〃 三十六年六月
巡查駐在所	〃 古井	六三〇円	大正 五年九月

ホ、部落有建造物

各部落毎に於ける部落有財産は左の如し 然れども村有財産に統一するの期は  
 近き将来にあるならん

脇ノ谷	山林	七七町〇反	四六二〇円
見影	〃	五町三反	三〇〇円
下津川	〃	二七町七反	一六〇〇円
古井	〃	五八町六反	三五〇〇円
櫻川	〃	三〇九町七反	一八〇〇〇円
羽六	〃	二〇三町八反	一二〇〇〇円
古屋	〃	一二五町三反	八〇〇〇円
宮ノ前	〃	二六町五反	一七〇〇円

へ、毎戸租税平均負担額

年 度	国 税	県 税	村 税
明治三十九年度	一四四七七八	六四七一六	五五一八三
〃 四十 年度	一五 六二二	六一五一	五五六一
〃 四十一 年度	一六 一九六	五 八六一	七一 九三
〃 四十二 年度	一五 二七五	五 四五七	七 八三三
〃 四十三 年度	一四 一二二	六 五七一	八 一三九
〃 四十四 年度	一一 〇三六	九 〇六八	八 三八一
大正 元年度	一一 六四二	七 二五〇	八 九一二
〃 二年度	一〇 一一〇	七 四八四	九 四七八
〃 三年度	一三 二七六	七 七四一	一〇 九九一
〃 四年度	一一 三九二	七 七八九	一一 三六五

六、生 業

本郷土は古来農村にしあれば只管に米麦を作るのみ従事して 他の殖産興業に意を注ぐ者は曾てあらざりしが 明治維新以来教育の進歩と政府の指導とに因り 親近は輓次に発展進歩に留意するものなきにしもあらざれども これ亦暁天の残星なり

自作田地 壹百〇五町歩  
 小作田地 壹百拾貳町歩  
 自作畑地 參拾町歩  
 小作畑地 拾壹町壹反歩

計 貳百五十八町壹反歩

の地所を三百二十二戸の農家が之を耕耘しつゝありければ平均一戸八反歩の率に当れり 該業は年々歳々に進歩せるを以て 拾年以前に在つては豊作なりと歎喜したりし收穫も 今は通常作と見做すに至れり これ皆に本郷土のみならず国家のために欣歎て措かざるなり 今左に米麦の作付反段及收穫高を掲記せん

米作付反別及收穫高 大正四年度

作付反別	收穫収量	価格	一反歩平均收穫高
貳壹七〇反	貳八貳七石	參參七壹五円	壹石參斗〇參合

麦作付反別及收穫高 大正四年度

作付反別	收穫収量	価格	一反歩平均收穫高
一五二〇反	九一六石	五五九一円	六斗〇二合

該收穫高を専兼業の農家一二二に平均すれば

米 八石七斗五升 麦 貳石八斗四升五合

△各種農産物

種別	産額	価格
米	二八二七石	一三七一五円
麦	九一六石	五五九一円
大豆	一二石	一四四円

種別	産額	価格
甘藷	三一五〇〇貫	一二六〇円
蘿蔔	二二二五〇貫	六三七円
其他		一四一五〇円
除虫菊	二七〇貫	九四五円
櫛	一二〇〇貫	円
合計	五万六千八百十四円	

△果実産額及価格

種別	産額	価格
普通蜜柑	五式五〇貫	五式五円
温州蜜柑	式三五〇貫	式三五円
夏橙	三七〇〇貫	二九六円
ネーブル	一二〇〇貫	一五六円
オレンジ		
其他柑橘		六五〇円
柿生	三八〇貫	三〇円
柿乾	一五〇貫	六二円
其他果実		六二円
合計	千九百九十二円	

養 蚕

本郷土は往昔より蚕業を度外視して顧念せざりしが 数年以前より各地の蚕業を聞見し 政府の誘掖に信拠して好副産物たるを確認したれども 如何せん桑樹乏しきが故に着手すること不可能なれども 年々徐々に發展しつゝあり 昨大正四年度の概況を調査するに左の成績なりき

桑畑八反 養蚕家数十一戸 掃立枚数三枚 繭産額二石 価格九十四円

養蚕家一戸平均産額八円五十四銭強 現住百戸に対する飼育戸数は式戸一分

夫れ斯の如く微々たれども 所謂淵に臨んで魚を羨まんよりは 退いて網を結ぶに如かずてふ諺に従ひ 桑園の開拓を計画しつゝある者も亦僅少なならざれば 数年を出でずして蚕業の隆盛を来すと鏡に照らして視るよりも明かなり 況や本郷土の土地たるや桑樹栽培に不適當ならざるをや

口、各種工業

本郷土は純乎たる農村にしあれば 工業は古来不振なりしはこれ自然の結果なりき 今茲に各種の工業業状態掲記せんに

種別	生産戸数	産額	価額	専戸当価額
清酒	一戸	一二〇石	四二〇〇円	四二〇〇円
瓦	三戸	二五〇〇〇枚	五〇〇円	一六七円
生蠟	一戸	一〇〇貫	一〇〇円	一〇〇円
籠製造	二戸	五〇〇個	七五円	三八円

ハ、商工業工数

染	二戸	七五貫	四五〇円	二五円
藁 筵	五〇戸	一八〇〇枚	二二六円	四円強

ニ、諸職工数

種類	国稅營業稅ヲ納ムル者	売業營業稅ヲ納ムル者	県稅營業稅ヲ納ムル者	合計
合計	貳戸	壹戸	五八戸	六一戸
工業			一三戸	一三戸
商業	貳戸	壹戸	四五戸	四八戸

大工 十一人 桶製造 五人 木挽 七人 石工 三人 左官 一人

樟脳製造 一人 醋酸製造 一人 合計 二十九人

ホ、牧畜

本郷土は往昔より牛匹を農業用に供する外は曾て他に使役せざりしを以て 飼養匹数も亦多からざりしに 輒近に至りて農業の發達と道路改修せしより牛車もて貨物運搬に従事する者と 加ふるに客大正四年乙卯十一月より羽六信用組合に於て牛乳搾取販売業を創始せられしが 該牛乳は食糧の佳良なる結果滋養分に富めりとの好評を得

脇ノ谷 一八頭 下津川 九頭 榎川 三二頭 古屋 二一頭

見影 四頭 古井 四〇頭 羽六 四二頭 宮ノ前 三三頭

合計 一百九十二頭

今之を農家三百二十二戸に比較すれば牛匹二頭につき一戸七分弱に相当せり

ヘ、林業

本郷土は山岳丘阜もて殆んど全部を蔽ひたれども多くは薪炭材のみなりしが 近年は意を造林に注ぐ者の生じたと 木材の高価なるとに因りて年月と共に該事業は發展しつゝあり 今現有の樹木表を左に掲記せん

有立木地反別 一三一五九反 竹林反別 五〇反  
 立木伐採反別 二九〇反 植栽反別 一〇〇反  
 樹苗数 一四五〇〇本 植樹種類ノ概要 扁柏及杉等  
 老ケ年生産高

種別	数量	価額
用材	二二一ノ	一〇五五円
薪材	一一五〇棚	一九八五円
木炭	四三〇〇俵	四三〇〇〇円
竹材	五二〇束	二一八円
醋酸	一〇七〇貫	五三五円
其他林産物		五〇〇円
松煙	二五〇〇斤	二〇〇円
楊梅皮	一八〇〇貫	二七〇円
合 計		九千〇三十三円

前述の如く本郷土の大部分は山林なるを以て該面積は千四百七十餘町を有せり 之を實測せば数千町歩たるや必せり 之が経営の適否如何に由りて全村の経済界に影響することの多大なるは喋々の辨を要せざるなり 公有林の如きは個人にあつては直接利害に關せざるが故に 殆んど郡内民の採取に放任せるの狀態に傾向しつゝあり 之を等閑に附せんか荒廢するの虞あるに依り 部落有林をして統一せしめて管理経営の方法を完全ならしめんとは 切目川村行政の方針として村務当局者は極力努力しつゝあり 私有林の如きは直接に所有者の利害に關するが故に管理経営その宜きを得られければ 薪炭材林は附近村に對して誇るべきに達せり 植林事業は十年以前より長足の進歩を為し居れり

ト、水産

本郷土は切目川及櫻川等の沿岸に在れども 川水浅く且つ井堰の多きを以て鱗族は少く 加ふるに漁獲に熱心せざれば 従つて水産の業は極めて幼稚な今茲に本大正五年丙辰の該業を掲記せんに

十貫 拾八円 十五貫 三十七円 五貫 三円

本郷土の鰻の美味なること切目川全体の鮎の美味なるとは実に我和歌山県に於て上乘なりと雖も名声を博取せざる 所以は産出の僅少なるに依れり 産出の僅少なるは保護其の宜きを得ざるに在りといふも酷評にあらざるなり

チ、信用組合

信用組合の社会に有益なるを一般に認識するに及んで 各郷土に恰も雨後の筍の如くに勃興したりけれども 本郷土に在つては未だ創立せざりしが 今より五年前なる明治四十五年壬子に

大字	名 称	創 立
羽 六	羽六信用購買販売組合	明治四十四年四月
宮ノ前 古 屋	共栄社信用購買販売組合	〃 四十四年六月

両組合を創立せむれし 以来日に月に旺盛に向上し昨大正四年乙卯 即ち創立より僅か三ヶ年有餘にして己に八千餘円の貯金を実現するに至りたり

リ、貯金ノ状況

郵便貯金条例が發布せられしより 村吏員及び教育家は其の主旨を布演して勤儉貯蓄の必要を覚知せしめ 加ふるに戊申詔書の降下以来我が村内に於ては深く聖旨を遵奉し 其記念として金額一円とせる勤儉貯蓄組合規約を設けしより 昨大正四年乙卯末月の如きは本郷土現住人口三百八十戸中に 三百一十一戸の加入者を出し 其の貯蓄金額一千二百餘円に達し小学校児童及び青年男女の郵便貯金額は三千円以上に達し 尚将来増加の状況を奏しつゝあり

七、教 育

イ、浴 革

我が大日本帝国に於て明治維新以来国民の尤も意を注ぎたるものは教育なり 而して百般の事業中に於て最も進歩したるものも亦教育なり 今や帝国一般に年と共に教育の思想は大に普及して万般の施

設はいよく進歩発展を示しつゝあり 特に明治二十七八年の日清と同三十七八年の日露との両戦役に於て国民教育の結果は顕著なる効果を表明せしより 上下等しく其の教育の重要にして苟且も等閑に附すべからざる所以を適切に意識し 加ふるに世界一等国の伍班に屈指せらるゝに至りしより 奮然として挙つて自覚心を惹起して教育の事業は一層の生氣を帯び来れるは実に欣歡雀躍して措かざるなり 今遡つて往時の教育如何を調査するに 上古の事蹟は不明なりけれども 今より大凡六百年前なる人皇第九十五代花園天皇の文保年代より天下麻の如く乱れて 群雄は所在に割拠して南戦北伐兵馬恠惚殆んど收拾すべからざるに至りたり 故に国民は日夜戦々兢々として其の堵に安んぜず 従つて文教は地に墮ちて唯しん紳及僧侶の間にのみ僅に文字を弄ぶ者有りたれども 素より齒牙にかくるに足らず 爾後小康の時世は無きにもあらざりしも 当時は士卒と農工商との區別懸隔甚しくして平民に在つては文字の必要を感じざりければ これを学習する者は暁天の残星よりも稀有にしてこれ等は只管に寺院に入り僧侶に就きて 僅々たる日常必須の文字を学びしのみ過ぎず 之に由つて之を視れば文学教育を上しん紳より 下布衣に移したる橋梁は 僧侶なりといふも敢て失当なる言論にはあらざるなり 今より四百年なる人皇第百〇四代後柏原天皇の永正年代より 明治維新に至る迄普通教育上に最大なる功績を奏せしは唯に僧侶のみにして 私立児童教育所を寺子屋と呼称せしは蓋し之より出でしなり

如上は全国一般の状況にして本郷土に於けるも亦然りき 各大学の中流以上の子弟は寺院の住職或は寺子屋の師匠に就きて学習せられたり 其教科目は習字を主要とし 其の他に実語教 童子教 諸往來 日用文等にして 稍進歩せしものには四書或は五経等の素読を教授し算術は八算及び見一等を授け 相場割及び差分の如きを中等と為し 開平及開立の如きは最上等と為し 女子には女大学及女今川或は小倉百人一首等の素読をば最上等なる課程とせられたり 斯くも簡易なる課程すら之を学習するもの僅少なりければ 天下の農民にして普通なる日用文字を書読し得し者は極めて少部分にして 眼に一丁字を解せざりし者は大部分次りしなり 本郷土に於ける今より百二十年前なる寛政年代乃至明治初年の寺子屋を調査するに 多くは他郷土より漂流し来りし者と各寺院住職等が少数なる兒童に日用文字を教授しつゝありしに執れも 明治維新の当時に廃業せられたり 王政維新の宏業漸次に緒につくや明治四年辛未に文部省を設置せられ 翌五年壬申八月に学制の頒布ありて国民教育の端緒を開かれたり この制たるや全国を八大学区とし一大学区を三十二中学区とし 一中学区を二百十小

学区に小分して各町に一小学を設置するの計画なり 該制によれば八大学二百五十中学 五万三千七百六十小学を設置することゝ為れり 依つて我が和歌山県も亦在来の寺子屋を廃業せしめて小学設立の奨励に熱精し一小区に一小学を設立せられたり 然れども郡村にあつては通学の不便を感じければ尚も奨励督促せし結果 本郷土に於て明治八年乙亥八月に古井村永福寺内の一部に石川小学校を創立して 脇ノ谷と見影と下津川と古井との四ヶ村共立となせり これ即ち現今古井尋常小学校の前身なり 尋で同九年丙子三月に榎川村浄土寺内の一部に榎川小学校を創立して榎川村の児童を教育せられたり これ即ち榎川尋常小学校の前身なり 尋で同十一年戊寅五月に宮ノ前村慶雲寺本堂に慶雲小学校を創立して羽六と古崖と宮ノ前との三ヶ村共立と為せり これ即ち宮ノ前尋常小学校の前身なり 当時民間に於て教育の思想幼稚なりければやゝもすれば閉校の議論百出し 忽ちにして附和雷同せしを以て 当局者たりし戸長及学務委員等の困苦一方ならざりき 爾来学区組織は幾変更を経たれども 該三小学校は依然持続し来れり 同二十二年己丑に切目川村を組織したりしも 各小学校の経費は各学区に於て支弁せり 同廿三年庚寅十月三十日に教育勅語の煥發あらせられたるより 一般の人々は教育の必要を了得し 同二十七八年日清役以来一層の感を深厚し 同二十九年丙申より各小学校の経費を共適し 同三十七八年日露役を経て世界一等国の伴伍に列せしは これ実に教育の効果なりしを覚悟し 今や国民教育の忽諸に附すべからざるを感得し 着々普及と上進とを併収しつゝあり 今最近十ヶ年間の学費を左に掲げせん

年次	学費	村費に対する歩合	一戸負担
明治三十九年	七八一四五五	三八・四三〇	二四〇五〇
〃 四十年	七九二一一七	三三 七七九	二 三六七
〃 四十一年	一一八四 一四六	四三 二六七	三 一七四
〃 四十二年	一四六八 七四一	四六 二五七	三 九一六
〃 四十三年	一六〇五 〇三六	四八 〇六六	四 二五七
〃 四十四年	一六〇〇 八五〇	四六 八八七	四 二三五
大正元年	一八〇四 二八一	四一 二七二	四 七八五
〃 二年	一八七七 七四一	四五 五一三	四 九九四
〃 三年	一八五九 二三五	四〇 二二一	四 九〇五
〃 四年	一七九八 一二四	四三 四一〇	四 七三二

斯くの如く学費の年と共に増加せる所以は一は物価の騰貴に因れども 概して教育上進しつゝあるの結果に外ならざるなり

ロ、古井尋常小学校

今大正五年丙辰を距ること四十二年前なる明治八年乙亥八月に 脇ノ谷と見影と下津川と古井との四ヶ村共同して古井村永福寺内に石川小学を創立す 同十六年癸未の夏日に数日に互りて一滴の降雨なく田面は悉皆亀裂し禾稼枯死し 良民は非常に困頓を極めたるによりて 八月一日より閉校せざるべからざるの悲運に遭重して止むを得ず休業せり 尋で翌同十七年甲申八月五日より開校せり 同二十一年戊子八月三十日に暴風吹き荒みて学区内の被害甚し 故に閉校になんくたりしが有志者の幹旋尽力の結果辛くも閉校に至らざりき 爾来就学児童の数漸次に増加し仮校舎の不完全なるを感じ同三十二年己亥十二月に新築の許可を申請し 翌同三十三年庚子四月四日に上棟し八月二十日に古井五百九十二番地に移転式を執行せられたり 同三十九年丙午十二月に一等就学旗を授与せらる 同四十年丁未六月に陸軍大臣より明治三十七八年戦役 即ち日露戦役の戦利品二点を寄贈せらる 同十二月に特別就学旗を授与せらる 同四十二年己酉五月十五日午後母ノ会を開催せり出席者二十五名なき

開校以来の職員氏名を記載せんと欲すれども 記録の以て徴すべきもの無きが故に 輒近に於ける小学校長てふ名義を兼ねられし氏名をのみ左に掲記せん

氏名	就任年月	転退年月	通計年月
榎本 芳三郎	明治二十八年十一月	大正 一年 三月	十六年五月
九谷 勘一郎	大正 二年 四月	" 二年 七月	四月
金谷 松次郎	" 二年 七月	" 三年 三月	九月
佐竹 辰蔵	" 三年 三月		

当小学校は創始の当時に在つては 学齡百人中にて就学せし者僅々二三十人に過ぎざりしが 今や学齡児童悉皆就学するに至れり 左に最近五ヶ年年間の調表を掲記せん

年次	性	現在就学	不就学	合計	百人中就学	男女百人中歩合
明治四十四年度	男	三九人	〇人	三九人	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇



当小学校に於ける学級数及び就学児童数の調表左の如し

氏名	就任年月	転任年月	通計年月
岡本 虎市	明治十三年一月	明治十七年七月	四年七月
同	十八年九月	廿一年八月	三年
木下 薫	廿五年三月	廿七年四月	二年二月
同	廿八年三月	卅四年三月	六年二月
西口 又次郎	卅四年三月	卅七年四月	三年一月
新谷 嘉市	卅七年四月	卅八年三月	一年
谷口 音松	卅八年四月	卅九年三月	一年
堀 良純	卅九年三月		

年次	性	現在就学	不就学	合計	百人中就学	男女百人中歩合
明治三十九年度	女	三〇〃	二〃	三二〃	九三・七五	九五・一六
	男	二九人	一人	三〇人	九六・六七	

年次	性		現在就学	不就学	合計	百人中就学	男女百人中歩合
	女	男					
〃 四十年次	女	三二〃	三六〃	一〃	三三〃	九七・三〇	九七・一四
	男	四一〃	三一〃	一〃	四二〃	九七・六二	
〃 四十一年度	女	三五〃	三五〃	〇〃	三五〃	一〇〇	九八・八一
	男	三七〃	三六〃	一〃	三八〃	九七・三七	
〃 四十二年次	女	三五〃	三五〃	〇〃	三五〃	一〇〇	九八・六三
	男	三八〃	三九〃	一〃	三九〃	九七・三七	
〃 四十三年次	女	三九〃	三九〃	〇〃	三九〃	一〇〇	九八・七二
	男	三八〃	三九〃	一〃	三九〃	九七・三七	
〃 四十四年度	女	三四〃	三四〃	〇〃	三四〃	一〇〇	一〇〇
	男	四〇〃	四〇〃	一〃	四一〃	九七・三七	
大正 元年度	女	三三〃	三三〃	〇〃	三三〃	一〇〇	一〇〇
	男	四〇〃	四〇〃	一〃	四一〃	九七・三七	
〃 二年度	男	三六〃	三六〃	〇〃	三六〃	一〇〇	一〇〇
	女	三六〃	三六〃	〇〃	三六〃	一〇〇	

当小学校に於ける最近五ヶ年間の学級数及就学児童数の調表左の如し

年次	三年度		四年度		合計
	女	男	女	男	
三年度	三五〇	三五〇	三三〇	三三〇	一〇〇〇
四年度	三三〇	三三〇	三二〇	三二〇	一〇〇〇

年次	明治三十九年度		明治四十年年度		明治四十一年度		明治四十二年度		明治四十三年度		明治四十四年度		大正元年度	合計
	学級数	男児童数												
明治三十九年度	一	二九人	一	三〇人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	二	五九人
明治四十年年度	一	三七人	一	三二〇人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	二	六九人
明治四十一年度	一	四一人	一	三五〇人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	二	七六人
明治四十二年度	一	三七人	二	七四〇人										
明治四十三年度	一	三八人	一	三九〇人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	一	三七人	二	七三〇人
明治四十四年度	二	三九人	二	三四〇人	二	三七人	二	三七人	二	三七人	二	三七人	二	七三〇人
大正元年度	二	四〇人	二	三三〇人	二	三七人	二	三七人	二	三七人	二	三七人	二	七三〇人

## 二、宮ノ前尋常小学校

今大正五年丙辰を去ること三十九年前なる明治十一年戊寅五月に 宮ノ前村慶雲寺の本堂を仮用して 慶雲小学を創立せり これ即ち宮ノ前と古屋と羽六との三ヶ村の共立たり 爾来幾多の沿革を経過して同工十年丁亥に宮ノ前尋常小学校と改称せり 同二十二年己丑八月十八日に未曾有の洪水汎濫して耕地の大半は荒蕪K帰しければ 民力大々の滅殺せしを以て止むを得ず閉校の悲運に遭逢したりしが 当路者及び有志者の斡旋によりて翌二十三年庚寅四月に開校せられたり 以来日に月に長足の進歩著しく 同三十五年壬寅一月に一等就学旗を授与せらる

同三十六年癸卯六月に宮ノ前七百九十九番地に新築せし校舍に移転の式典を挙ぐ 同四十年丁未六月

に陸軍大臣より明治三十七八年戦後即ち日露戦役の戦利品六点を寄贈せらる 本年より義務教育を六ヶ年延長す 同四十三年庚戌二月に職員事務室の新築を落成す 同四十四年辛亥四月に始めて小学校医を置く 同年九月に洪水溢れて児童通学の途道に架したる橋梁数ヶ所墜落しければ 一時出席児童数が著しく減少せり 大正二年癸丑十二月に湯沸場を改築せり 同三年甲寅三月に廊下を改築せり 同五年丙辰二月十一日即ち本年の紀元節の祝日をトして模範児童の表彰式を挙ぐ 当小学校創立以来有資格にして主任たりし職員と輓近の小学校長との氏名を左に掲記せん

氏名	就任年月	転任年月	通計年月
青木 演隆	明治 十一年 五月	明治 十四年 五月	三年一月
光松 鹿太郎	" 十五年 三月	" 一八年 六月	三年四月
玉井 岩藏	" 十八年 九月	" 二十年 三月	一年七月
三栗 晴山	" 二十年 六月	" 廿二年十二月	二年七月
政井 初太郎	" 廿三年十二月	" 廿九年十二月	六年一月
平尾 為七	" 三十年 十月	" 卅八年 四月	三年七月

氏名	就任年月	転任年月	通計年月
木下 薫	" 卅四年 四月	" 四一年 三月	七年
中西 岩市	" 四一年 四月	" 四二年 三月	一年一月
中井 芳松	" 四二年 三月		

当小学校に於ける学齡児童就学不就学に関する調表左の如し

年次	性	現在就学	不就学	合計	百人中就学	男女百人中歩合
明治三十九年度	男	五二人	〇人	五二人	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	女	四八〇	〇〇	四八〇	一〇〇・〇〇	
" 四十年 度	男	五四〇	〇〇	五四〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	女	五二〇	〇〇	五二〇	一〇〇・〇〇	
" 四十一年 度	男	五二〇	〇〇	五二〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	女	四九〇	〇〇	四九〇	一〇〇・〇〇	
" 四十二年 度	男	九三〇	〇〇	九三〇	一〇〇・〇〇	九九・三〇
	女	七〇〇	〇〇	七一〇	九八・五九	
" 四十二年 度	男	八二〇	〇〇	八二〇	一〇〇・〇〇	九九・三〇
	女	八二〇	〇〇	八二〇	一〇〇・〇〇	

八、神社

人生百行の基礎たる孝道は報本反始に在たり

神武天皇が中原を平定して九五の高御座に即かせらるゝ

当小学校に於ける学級数及児童数の調表左の如し

年次	学級数	男児童数	女児童数	合計
明治三十九年度	一	三三人	三三人	六六人
〃 四十年次	一	三六〃	三六〃	七二〃
〃 四十一年次	一	四〇〃	四一〃	八一〃
〃 四十二年次	二	六七〃	五一〃	一一八〃
〃 四十三年次	二	六七〃	五一〃	一一八〃
〃 四十四年度	二	六四〃	五二〃	一一六〃
大正 元年度	二	五四〃	四四〃	九六〃
〃 二年度	二	五三〃	四〇〃	九三〃
〃 三年度	二	四四〃	三八〃	八二〃
〃 四年度	二	四二〃	三五〃	七七〃

年次	女	男	合計
〃 四年度	三九〃	四八〃	八七〃
〃 三年度	四九〃	五二〃	一〇一〃
〃 二年度	四八〃	六一〃	一〇九〃
大正 元年度	四九〃	六二〃	一一一〃
〃 四十四年度	五五〃	七二〃	一二七〃
〃 四十三年度	六九〃	〇	六九〃

や首として三種の神器を崇尊ましくて 祭政一致の政体を制定ましまされしより 万民等しく思想純粹にして自然なりき

今より一千六百三十二年前々る人皇第十五代応神天皇の十六年乙巳に 儒教渡来して簡樸の風は繁褥に漸化したれども猶大々の移俗せざりしに 今より一千三百六十三年前なる人皇才二十九代欽明天皇の十三年壬申に仏教渡来して 三世因果或は輪廻応報等の脱を唱導せしに及んで一般に厭世悲哀の色を帯び 且つ華侈莊麗を喜ぶに至れり 然れども国民全般は敬神の念慮深厚にして容易に変更すること不可能なりと察知せられたる 僧行基は専心一意に本地垂跡の説を布演して仏教を弘通し 尋で伝教及空海等も之を称脱せしに依りて 江湖の老若男女の過半は之を信奉し 吾が郷土に小祠を建立して神仏両部道の崇拜者と化了せられたり 然れども兵馬倥傯の年代には敬神者の数が漸次に減少したりしに 徳川氏が政權を掌握するに際して天下小康を得るに随ひて 今より二百五十四年前なる人皇第一百十二代靈元天皇の寛文三年癸卯に

一、諸社の社歌の輩常々学神祇道を我学敬する所之尊号を可弁之能此道之奥儀可存知事

一、於諸社竹木堅伐申間敷事

附其社之入用は其品を以願出其以下知可伐事

一、於神領内に女犯致間敷事

附内々勝負事致間敷事

一、於神社不埒之行事或は他の道を没我道に入間敷事

一、社家の輩俗家之縁組致間敷事

附社家類といへども筋孫を撰み求高家武家たりといふ共能見定其上縁込可致事

一、諸社家無位の内は其家に応じて裳束を可着事

附官職といふども其官に応じて装束を可着近年官より上 成装束を着ず由相聞候間職原之以掟可着事

一、社頭司職国造大宮司官此衆は於諸社職掌也称宜神主司職祠官祝部等は此衆中之下知に可随事

附神主称宜祠官諸郎是等の下知に附はみと社役社守掃除人等は此輩之下に可付事

一、大内人社司御師社主祭主等は於諸社物よみの上に仕る事

一、於在々三尺四方より外之社を新規に建儀堅致間敷事

附新社古来より取立の義法度之条々取立たければ其品を以願出其上に仕るべし  
我屋敷之内五寸一尺之祠取立義可為其通事

一、於諸社有来之神事祭礼可勤之向後於令怠慢は可取放事

附於片田舎あづさみこと申者祠職の内に有之儀相聞候間急度可相止事  
若以来此類之品於有之は科之可蒙軽重事

一、諸社頭拜之輩社号附尊号等を書附指出候様輩於有之は其社歌之者より可差出事

一、社家無之社は従前々法致之事

附平社にて社家所は其上在役人方本社僧たりといふども社用之趣悉書付可差出事  
一、諸社掃除之儀無怠慢産子下へ可申付事

附御鎌持役所のものむざと他之入江鎌相借中間敷事

一、諸社の造営等の儀平社にて社料無之所は産子中より無怠慢可仕事

附此儀取訳け大切なる儀にて候得ば社料有之社は不及申迄事

右之条々堅可相守之於違犯者随科之軽重可有御沙汰候間 依仰執達如件

寛文三年五月

神職家老中

神祇 伯長上

右之通従 神祇伯衣被仰出候条可相守也

寛文三年五月

江戸 大寺社奉行所

右以御来仰之趣 公儀大寺社奉行所より被仰出候間 於在々鎌持掃除人に至まで早々写取 其宅前へ張置 或は宮本へ高札にて可立置依仰如斯に候以上

寛文三年六月

在々宮本江

社頭司職中

これを社家にては寛文の御条目と称して大切に遵奉せられたり 徳川氏が天下を平治して小康を得るに及んで 従来廢絶に垂々たらんとする神祠を再興せしめ 産土神社と産土下とを制定するに方って 本

郷土の脇ノ谷と見影と下津川との三個村は松原村の真妻神社の産土下に属し 古井村は同村の岩上神社を産土神社とし 上櫻川と下櫻川との二ヶ村は下櫻川村の真妻神社を産土神社と為し 羽六と古屋と宮ノ前との三ヶ村は古屋村の八幡神社を産土神社となせしが 今より八十年前なる天保八年丁酉に下津川村は松原村の真妻神社の産土下を離れて古井村の岩上神社の産土下に属せられたり 其理由は

乍恐奉願御事

一、田辺御上ヶ地御領村下津川村見影村脇ノ谷村御蔵下松原村丹生村崎ノ原村皆瀬村神ノ川村右八ヶ村之氏神真妻大明神之鎮座松原村之内に御座候 四年以前酉の九月右之御神祭礼之時丹生松原両村より雨乞立願の踊進申候 其節下津川見影脇ノ谷三ヶ村より踊進申候 踊場踊先之論仕候に付左候はゞ鳥居之両脇にて一座におどり候へと申候得共 右御上ヶ地御領分三ヶ村の衆承引不仕 其時之踊勤不申戻り申候 それを意恨に中其以後氏神へ参勤不仕 見影村之内に新規に宮地を拵榊御幣を立 其所へ御湯踊を進 祭礼相勤申に付 往古の氏神大破仕候へ共 残之氏子計にては社破損繕得不仕迷惑仕候事

一、右之御神祭礼勤申に伺之村跡先と申究り古より無御座候 祭礼之時神馬三匹渡り候候得共年替に先馬渡し来り申候御事

右之趣乍恐為令聞召先規之通被為仰付被下候はゞ難有奉願候  
右之通被仰上可被下恨以上

子ノ九月

松原村	庄屋	平	作	○
同村	肝煎	喜	兵衛	○
丹生村	庄屋	弥	兵衛	○
同村	肝煎	三	郎右衛門	○
	庄屋	善	兵衛	○
同村	肝煎	喜	衛門	○
皆瀬村	庄屋	源	吉	○
同村	肝煎	清	太夫	○
神ノ川村	庄屋	百	太夫	○
同村	肝煎	八	右衛門	○

弓倉理太夫殿

当時弓倉理太夫てふ者は南谷組の大庄屋にしあれば 五個村の庄屋及肝煎連署を以て前頭の懇願出を出し

て 官吏の仲裁を乞ひしは該書にて明かなり 其の後官吏の仲裁稍其の功を奏して 脇ノ谷村と見影村とは復歸したりけれども 下津川村のみは意思を反覆せずして古井村の岩上神社の産土下に属せられし形跡歴然たり

本郷土の産土神社は斯くの如く四個の神社に属せしが 合祀決行以来は渾て八幡神社の産土下に属したれども 脇ノ谷と見影との二大字は依然真妻村の真妻神社の産土下に属せり 今茲に順序に依りて両神社に於ける概略を掲記せん

△真妻神社 村社 真妻村大字松原字上裏鎮座

社殿 桁行 耆間七寸 梁行 耆間七寸

祭神 丹生津姫神

由緒 勸請年月不詳

古老の口碑に往古伊勢の丹生より鳶に乗りて真妻山峰に影向ありしを爰に祀れりといふ 創立の当時より丹生山久米寺が代々当神社の別当たりしことは 今より四百〇五年前なる人皇第百〇四代後柏原天皇の永正九年の古文章に

謹請再拜々々敬白惟当来歳年号永正九年大歳壬申月並十月余二月日神御位三百八十余ケ日今今日只今時以吉日良辰撰定申今当御主此北敬崇奉御神字津広前而信心大施主渴仰一心凝明神丹誠抽掛悉恐驚白言夫広海荒塩汲上江河碧水結五躰六根沐浴処也大日本国王城南紀州日高郡切目庄大山郷取分松原村年来間崇敬真妻大明神申奉御神本地大日如来妙鉢不動明王化現也利生一々衆生利益為本迹和光宮出分段同居塵交以来看傾信心致輩利生眼前蒙災難建所除也仍各參拜企赤王垣内種々妙具備奉白妙御幣金散米以謹白仰願当庄明神青蓮慈悲御眼潔左右鹿御耳振立示現納受垂次一天風 四海浪静殊別地頭願所司神人至面々快樂喜与庄内無為五穀成就早早魅洪水難除延命無為盜賊恐無面々快樂悦令有給千春万歳秋至神徳々々累夜驚無昼騒国家穩常磐垣葉至守護謹白再拜々々

永正九年壬申九月下旬於丹生山久米寺書写

右筆 律師 法眼重誉

との祝文の遺存せるに徴すれば 別当職が祭典をも執行せられたりしこと明かなり

往時の祭神は丹生津姫神の一神のみなりしに 現今は三筒男神 住吉神 天兒屋根神 春日神

衣通姫 人麻呂 表筒男神 伊弉册神 大日靈神 皇太神 金山彦神 菅原道実 熊野太神 国常

立神 譽田別神 コソノ神 倭武命 長谷神 妙見神 等を合祀せられたり

編者惟ふにコソノ神てふ神は恐らくは誤謬ならん 或はユフの訛誤にはあらざる歟 ユフは由布にて粟の国の御祖忌部の祖神なる 所謂天ノ日鷲ノ命を祭れるならん 由布は麻或は苧麻此種木或は草の皮を剥ぎて総とし 又衣とし綱とするものにして 木綿のなき以前は之を荒妙と云ひて此麻類一式を用ひたりと

而して社殿外の建造物は

拝殿 兼 社務所 桁行六間二尺八寸 梁行二間一尺八寸

華表 木造一基 開九尺八寸 高一丈三尺八寸

序合 桁行六間四尺五寸 梁行二間三尺二寸

神樂所 桁行五尺 采行五尺

明治四十一年戊申十二月一日に許可を受けて大字脇ノ谷字添ノ谷に鎮座せし無格社

熱田神社 祭神 倭武命

と明治十年丁丑六月に同大字の字本垣内より熱田神社の末社と為したる

大神社 祭神 皇太神

と同日に同大字の字七袋より熱田神社の末社となしたる

長谷神社 祭神 長谷神

猪谷神社 祭神 譽田別命

コソノ神社 祭神 コソノ神

と大字見影字森脇に鎮座せし無格社

和歌三神社 祭神 伊弉册神 大日靈神 衣通姫 表筒男神 人麻呂

と明治十年丁丑六月に同大字の字馬瀬より和 三神社の末社と為したる

大神社 祭神 皇太神

と同日に同大字の字森脇より和 三神社の末社と為したる

真妻神社 祭神 伊弉册神

とを合祀せられたり

祭日は元大陰歴九月十五日なりしが近年に至りて太陽歴十月十五日に改めたり 当日は御湯渡御式を奉仕して餘興には競馬及び獅子舞等ありて附近より群拝す

### △八幡神社 村社 切目川村大字古屋学古屋

社殿 桁行 二間三尺二寸 梁行 一間三尺

棟札に貞享二年 文化十四年とあり 貞享二年乙丑は今を距ること二百三十二年前なる人皇第一百二代靈元天皇の二十三年にして 文化十四年丁丑は今を距ること百年前なる 人皇第一百九代光格天皇の三十九年なり 依りて案ずるに貞享三年乙丑に建築し 夫より百三十二年を経て文化十四年丁丑に建築せられしならん 又棟札に明治十六年御屋根葺替とあり 明治十六年癸未は今を距ること三十四年前なるを以て 百年前なる文化十四年丁丑に建築し六十六年を経て 明治十六年癸未に御屋根を葺替しならん

祭神 誉田別命 仲哀天皇 神功皇后

の三神なりしが合祀の結果更に

木花咲屋姫神 猿田彦神 伊弉册神 丹生津姫神 品陀別命 須佐男神 三筒男神 倉稻魂神と

の数柱神を加へられたり

紀伊統風土記に昔東岩代打の八幡宮を西野地村の丸山に勧請し 夫より仏谷に移し明応四年当山に遷座すといふ 神主水野伊太夫とあれども 明応四年乙卯は人皇第百〇三代後土御門天皇の三十二年にして 今大正五年丙辰を距ること僅々四百二十二年前なり 然るに大字羽六水野米蔵が所持せる今より五百四十一年前なる水和二年乙卯八月の古文章に

水野家系

仁寿二年

- 一、水野民部太夫源重行
- 二、水野刑部少輔源重平
- 三、水野主殿正源義信
- 四、水野主計頭源信明

尾州愛智郡住人地方一万八千石領ス 寿永ニ本国落城其後參河国住居 子孫昌繁致 然共拙者義浪人之身上なれば 紀伊国熊野権現宮江參籠志 夫より弟安太夫同道にて紀伊国江相趣下向之節 日高郡切目河と申所差懸折節 雨 天打続川留にて逗留 其内に此所之仁達に馴染重り 段々物語致し武芸之義相原候処 右武芸心態度面々も有之候 故 拙者共に当所に住居之致呉れ候様に被頼懸候に付此所にて住居す 夫より山林河端を開起き致度存候得共 自身之不及力に 此辺に地方に達者成 面々を家来に五人相抱田地を開起いたし申候 本国出立之節我家の念神弥陀 八幡宮守護致御座候処 則此所に勧請致拙者神主にて御座候故 其後宮仕致拙者父之官名を願重にて主殿頭と宮職 其後參河州之末葉昌繁之趣毎度相聞安心之叙書中を以て相尋令万足致候

永和二八月

水野主殿頭 源 義 信 花押

末孫 為之 残ユ

且つ今より五十六年前なる文久元年辛酉 即ち人皇第二百二十一代孝明天皇の十七年に

切目ハ幡宮由来

恭しく思見れば其往往古尾張の国一万八千石を領ス同国愛智郡水野刑部小輔源朝臣重平ト申ス仁寿二申歳本国落城 其後三河国江罷越居住其節我屋舖に勧請致し氏神を御ともし奉る時に天安元丑歳当社を紀伊国熊野権現江近ク成様 の思召ニ付此時拙者儀も浪老之身之上成シ故弟安太夫同道にて右当国日高郡切目迄罷越候川端に差掛り折節雨天打 続キ此所ニ逗留致し是より熊野権現江參詣可致と存じ御供致し候宮不思議成哉此川端を不動候に付夫より我窺に一 心に念事奉れば御告に申佐久此切目之庄は仁氣直成処ゆえ是に氏神本宮と祭れば浦人里人に至迄福德寿武運長久守 護志さすべしと奉窺けり是に依て安太夫附置我は熊野に參詣し下向之節立寄見れば此神不思議と御神徳あらはれ夫 より此所名染重り段々物語り之上武道に心掛候仁健に頼まれ門人を集メ居住致罷あり候仁和年中門弟之内神祇熱心 之者有之に付我念八幡宮を此庄之産宮と号川端に大イ成楠ノ木江是を移し座シテ三柱之神応神天皇を弥陀之八幡宮 と守護シ奉則拙者儀里人等ノ進メ依て神主官位致既に父之官名前主殿頭ト致神祇官之白川殿より御免許拝領ス其後 氏子中より山林川端開起致地方達者成面々田畑をこしらへくれ候に付家来躰成仁五人相抱へ神職共繁昌致安心万説 也依て由来知件

永和二 八月 日

水野主殿頭 源朝臣義信

右之通歳号相記外由来書夥敷有之候得ども段々焼失致此書一紙相残候へども大に破滅候ニ付ありのまゝ書写シ取も のなり依て此一紙子々孫々ニ至迄神祇道以丹誠神職相勤メ可申為念書記

文久元酉 八月下旬日

水野記内 源 政 平 花押

との書類の現存せるに徴すれば 今大正五年丙辰を距ること一千〇三十餘年前なる 人皇第五十八代 光孝天皇の仁和年代の勧請たりしと 大字宮ノ前てふ名称は該八幡神社と切目川を隔てゝ相對せしに

依りて 宮ノ前と呼称せしは紀伊読風土記に所謂明応年代よりも以前なりしを以て 断じて紀伊読風土記の説を杜撰なりと評すべし

而して往昔より明治維新に至るまで 本地垂跡を主とせられたりしは 今より八十七年前なる人皇第百二十代仁孝天皇の文政十三年庚寅に

表に

文政十三庚寅歳仲種摩訶吉祥日

向陽山松生院

奉転読大般若経六百軸神威倍增社頭不朽

風雨順時五穀成就氏地村中除災安全万民豊樂祈攸

裏に

当社八幡宮御正躰往年掛回祿而焼亡矣以来毎歳限当社村中而五穀不熟衆民久憂之依之有信數輩有欲使之復古志頗者數勸誘村中而集勸財若干以充其資糧焉以此事謀予故速忘之而命京師奥田姓者而令刻三神尊所謂三尊弥陀大日葉師之覺王也予懇奉為開眼供養欽而修三尊秘法且転読大般若経六百卷以永代懇祈神威倍增社頭不朽五穀成熟氏地繁榮萬民豊樂除災安全者也依記此事以示後世云爾

紀府城南向陽山松生院伝燈大阿遮梨法印有純誌之

神主 水野 伊太夫

大庄屋 腰前 左源次

宮ノ前 増右衛門

兼 古屋村 仙右衛門

羽六村

との板札の現存せるに徴すれば 該年代も亦本地垂跡説の盛大なりしを推知し得るに足れり

大正二年癸丑に調製せる神社明細帳に 旧は同村丸山に在りしも明応年中爰に移すと云ふとあるはこれ正説脱ならん

而して社殿外の建造物は

拝殿 桁行二間四尺三寸 梁行一間四尺八寸 建築年月不詳

華表 木造壱基 同一丈一尺 高一丈三尺七寸 建設年月不詳

同 同 壱基 開八尺高一丈四寸 明治十三年庚辰五月再建

長床 桁行六間四尺二寸 梁行二間一尺四寸 建築年月不詳  
社務所 桁行六間一尺 梁行三間一尺三寸 明治三十六年葵卯七月新築

今より四十四年前なる人皇第二百二十二代 明治天皇の明治六年葵酉四月に村社と為られたり 同四十年丁丑五月に陸軍大臣より

### 戦利品奉納ノ記

是レ明治三十七八年役戦利品ノ一ニシテ我カ勇武ナル軍人ノ熱血ヲ濺ギ大捷ヲ得タル記念物ナリ茲ニ謹テ之ヲ獻シ以テ報賽ノ微衷ヲ表シ尚皇運ノ隆昌ト發揚トヲ祈ル

明治十年三月

陸軍大臣 寺内正毅 花押

として戦利記念品を寄進せられたり 明治維新以来本地垂迹説を打破し 唯神の神道を鼓吹し 権現或は明神或は菩薩等の名称を廢し 祭祀の典礼等も日を追ふて旧時に復し 一面に於ては従来無名無格の小社にして 田野山谷の間に散在し祀るに人無く修するに資なく 徒に狐狸の巢窟となり 若くは荒廢に傾向しつゝある叢祠は却て神祇崇敬の思想を沮害するの虞れ有るが故に 政府当局者は斯る小社をば合祠せしめんと理義以て之を折き 温言以て之を諭し日夜熱中せられたる結果 明治四十年丁未九月十四日に許可を受けて

大字羽六字道ノ下に鎮座せし無格社 北 神社 祭神 不詳

大字羽六字割木に鎮座せし無格社 猿田彦神社 祭神 猿田彦神

大字羽六字宮ノ谷に鎮座せし無格社 出産神社 祭神 木花咲屋姫神

大字羽六字川口に鎮座せし無格社 地主神社 祭神 不詳

とを合祀し 尋で明治四十一年戊申十一月二十六日に許可を受けて

大字古井字岩上ノ元に鎮座せし村社 岩上神社 祭神 伊弉諾神 伊弉册神

創立の当時は古井村の産土神社たりしが 今より八十年前なる天保八年丁酉より 下津川村も当産土下と為りし以来 合祀の当時まで古井及下津川の二大字の産土神社と為しつゝありし 祭礼は陰曆九月十三日にして 御湯及び渡御式を奉仕し餘興に競馬と獅子舞あり 之を古井祭りと呼んで遠近の男女群参しつゝありしが 合祀以来多く八幡社に詣づるを以て祭日は却て平素よりも寂寞たり

大字櫻川字柳沢に鎮座せし村社 真妻神社 祭神 丹生津姫神

元大字櫻川の産土神社にして 祭礼は陰曆九月七日にて御湯及び渡御式を奉仕し 餘興に獅子舞及び手踊を演

ぜられしを以て 附近の男女は祭礼日を屈指して待ち 当日は頗る群参せり

真妻神社の末社たりし

八幡神社 祭神 品陀別命

祇園神社 〃 須佐男神

住吉神社 〃 三筒男神

稻荷神社 〃 稻魂社神

大字下津川字大谷に鎮座せし無格社

熊野神社 祭神 伊弉册神 植田彦神

熊野神社の末社たりし

猿田彦神社 祭神 猿田彦神

大字榎川字新田に鎮座せし無格社

地主神社 祭神 不詳

大字榎川字柳沢に鎮座せし無格社

不老神社 祭神 不詳

とを合祀せられたり

境内の四社

△熊野神社 桁行二尺四寸 梁行二尺

祭神 伊弉諾命 大己貴神 由緒不詳

明治四十年丁未九月十四日に許可を受けて左の神社を合祀せり

大字羽六字風呂木に鎮座せし無格社 大将軍社 祭神不詳

大字羽六字西ノ前に鎮座せし無格社 金刀比羅神社 祭神大己貴神

大字宮ノ前字森口に鎮座せし無格社 中須神社 祭神 伊弉諾命

△高良神社 桁行二尺四寸 梁行二尺

祭神 武内宿弥 市杵島姫神 由緒不詳

明治四十年丁未九月十四日に許可を受けて左の神社を合祀せり

大字羽六字アカノに鎮座せし無格社 市杵島神社 祭神市杵島姫神

△大国主神社 桁行二尺四寸 梁行二尺

祭神 大国主神 由緒不詳

本社は元大字羽六字妙見ノ本に鎮座せし無格者なりしが 明治四十年丁未九月十四日に許可を受けて境内に移転せられたり

△金刀比羅神社 桁行二尺六寸 梁行一尺六寸

祭神 金山彦神 由緒不詳

本社は元大字宮ノ前宇井ノ尻に鎮座せし無格社なりしが 明治四十年丁未九月十四日に許可を受けて境内に移転せられたり

斯く合祀を實行し目 今は切目川村下津川と古井と櫻川と羽六と古屋と宮ノ前との六大字の産土神社となり 尋で同四十二年己酉十二月に神饌幣帛料指定神社と為られたり 祭日は古来太陰曆八月十四日にして 今を距ること百八十一年前なる人皇第百十五代桜町天皇の元文元年丙辰の古文書に

序

それ神社を修理し祭祀を専らにすべし 神は人の敬によつて威を増し 人は神の徳によつて運をそふとは しかも御式目の初にしめしたまひけれされ されば南紀切目之郷午王之峰にこそ 八幡大菩薩の鎮座おはします神徳日々に新に万民奉つてこれを奉仰者也 しかるに毎年八月十四日は御祝祭の御規式として神輿をかき 上定例は怠ることなし 爰に予が祖真形氏は座前と称して一方の其の席のあとを末裔に伝へこし 歴代星霜を経る事数そふべからず 猶も岩清水のながれを汲み 万々歳の寿きを永代歴と号け古記によつてつゞりしるのみ 誠や蟹は甲に似て穴を掘り鳥は形によりて巢を喰ふ 吾また鳥の足跡を仮りて愚意の旨趣を述べ 若又後人は是を取捨して察せよ

當時 元文 元歳

宮井氏 富教

永代 歴

一、切目八幡宮御祭礼は八月十四日五個所耆統の恒例也 五個所とは鶴田（東村或は中邑といふ）西之地（西村とも云）宮ノ前古屋羽六五個也 爰に座首と号る上座兩家あり 一方西村に日之岡権守其子孫代々相統有り今は玉置氏と日玉置は天正乱に日高郡川上之庄和佐村取出し 城主玉置弥助女ノ落て来りしを いくくしみ困ひ終に嫡子に女あわせ 其腹の子玉置太郎左衛門とて夫より代々玉置と称す 玉置が住所は西村の井ノ口と云ふ所也 爰に権守の靈塚有り 四方を深き溝に掘り廻し大なる塚也 若しも足下に掛け或は不浄を為さば忽ち手足を引つりもん絶す 然りといへど

も其子孫を頼んで佗言をすれば 立所に平癒すること疑ひ無し挿入の知る所也 扱又一方は東村に真形平四郎塩路氏 積名は松岳院殿貞巖大居士と号る靈塚あり其子々孫々相續る今は宮井氏 時に寛永之比塩路次郎太夫宗務居士代々 家督之子無く嫡女之孫宮井万古郎重治（父は宮井庄左衛門重家とて浅野紀伊守浪人也委は略）相伝る 夫より代々宮 井氏也 真形氏或は麻伽佗又別に尾形也 往昔住所は東村の名杭（或は名越）屋敷跡と云有り郷人尾形の屋敷と称す 塩完の城主なりと云ふ 名越山と云ふ所に古城の跡有り本城を塩完之城と称す 是塩完之城之事は不詳或は塩路氏 とぞ 鎮守とて名杭に午頭天王の神社おわします 古き棟札等塩路氏代々の姓名有り 此御祭は正月七日御式日也 此前日当屋之使として宮井氏に人来る例し是先規恒例として席之上座たり 就中宮井氏は藤原氏也 仍て子孫繁栄之 祝祭中興の細跡として真形の小社を春日大明神と尊号する者也 修復等代々吾家に勤むと云春日大明神は藤原之一先 祖なり 此ゆへに御祭に近衛殿御盃を春日の明神に進ぜる 然るに高氏の末公家武家衰微せり 此時近衛殿手前より 上るは上代の事 今末代の私盃を上げ申事如何なりとて別の土器を社前に備へ造酒をつぎ候得者 則其器わりたりけ れば世は末代なりといへども 日月は地に落ずとは此事とて御涙をこぼされたりと也 是春日明神例に任されしとな ん 此御子孫之威をおとされまじ 其子孫に威有る様にと神意也是を引て賢君御遺教に被仰置し事有り誠に難有御 事なり 然れば真形日岡両家之座たりといへども往昔之相伝ふれば疎ならず 猶子孫永々神慮可奉仰者也 不肖も既 に藤原氏其流を汲まんかの御遺訓御記を求幸みて拝写し頭す者也 時に相伝の神器騎馬之品等規式定例の作法有り 今は村（東村西村）之重宝として賄勤者也

切目八幡宮 午王ノ峰在鎮座昔ハ 西邑ノ丸山鎮座ト云フ

境内 馬場 等

嶋田村

御祭礼御式日八月十四日座席有

上座 日岡 權守 西 玉置太郎左衛門  
真形 平四郎 東 宮井万吉郎

御盃事 神主 水野八郎左衛門

往昔水野氏が先祖本国尾州也時兄弟取刃及諍舎弟鬪負而奔于熊野當時蒙大神託而其子孫代々当社神職タリトゾ

一、御 笠 鉢 一 蓋 笠駮ハ鶴也 御神馬一騎 平四郎持

一、御 笠 鉢 一 蓋 笠ハ白鷺也 御神馬一騎 權守持

御式目 作法 之事

一、御迎下シテ社參ノ時ハ 權守 笠馬 先達

一、出御ノ時ハ 平四郎 笠馬 先達

一、騎馬ノ時ハノリテハ 平四郎 先立

一、軀テハ 權守 先立

一、的テハ 平四郎 先射  
一、的テハ 權守 後射

一、還御ノ時日真両家之笠馬等高良明神ノ麓川端ニ並居テ御仮拝礼有り  
以 上

一、中興御輿アリ元禄年中ノ頃馬場江出シ申度旨座首玉置庄左衛門同宮井伊太夫代奥村役人中為使一同之断有之二付  
熟断有之二付熟談上出御被為成候

ちはやふる神も現上ましませば和光の光り普くて生蓮慈悲の御眼じり惣しかの八つ之御身にふり立て、水上清く、岩  
清水流れのすへもゆたかで幾千代かけて守るらん

古来より御祭礼之節御神歌勤可申もの也

千時弘化二乙巳十月写之

宮井武 八郎

との古文書の慰留せると古老の口碑とは大同小異なれば 古来頗る厳格に執行せられたりしを徴証し  
得べし 産土下の人々も老若男女挙つて祭典に熱心したりければ 動もすれば論争を生じて相互に反  
目疾視に至りしこと数回なりき 今一例をあぐれば今より七十二年前なる人皇第百二十年代仁孝天皇  
の弘化二年乙巳の祭礼に 島田村と西之地村との衝突を生じたるを以て 嶋田村の属せる南田谷組と  
西之地村の属せる切目組との大庄屋初め 附近の寺院住職等は斡旋して平和の局を結び 双方より和  
解書を取交せし如きは近來の大論争なりきといふ 今左に西之地より嶋田村に送りたる平和書を掲記  
せん

覚

去々己八月八幡宮祭礼之節嶋田村若もの共当村之内西之地役馬の馬奴を打擲致且つ本村役馬を差除嶋田村計流鑄馬相  
濟せ候に付当村より致出願中に有之候処右は公辺におゐて御糾明に相成候而は甚だ以越公に相成殊に祭礼之一条に付  
不快之儀有之候而は双方氣済も致し不申儀に附何分穩濟之所納得致候様嶋田村光明寺印南浦印定寺当村へ段々御挨拶  
之品も有之候に付村中一統に色々申輸候処穩濟之義納得致候に付出願は願下ゲ致筈右に付而は以後遺恨無之水魚に祭  
礼相勤可申候依之為後日取替せ書附如件

弘化四年未七月

西之地村 肝煎 織 六〇

〃 甚 七〇

と これを以て当時の人々が如何に祭祀に熱中せられしやを推測し得べし 当時神前にて奴踊てふ演  
奏せり その唱歌を左に掲記せん

祝ひ目出度の若松様は枝も栄へて葉も茂る、五尺手拭中染めて乃公に呉れうより宿へおけ、宿は好けれど名はたゝ  
ゑ、佐渡と越後と筋向ひ橋を架けよう船橋を、橋の下なる鶉の鳥は小網くはゑて羽根をのす、羽根をのきひで腹を  
のす、八丁目往くとて金捨て是も八丁目の御利生か、ハアリワス インヤン きそん十七やフン薬師よノホーン  
ソコジャイ ホーン ホーン ノホホン キリソーンエ 参る薬師はヤアーン寅ヤアーン 薬師ヨノホーン ソコ  
ジャイ ホーン ホーン ノホホン キリソーンエ ハアリハス インヤス 難波天満のソレハヤンサヤンサ や  
んきぶろシテあとに ねんずりぼ インヤ ねんずりほでござる ヨイヨイ晩にやよかとて やりたや文を 此の  
ヤツキリ キリキリ イシヤン イシヤン インヤすげ笠をやじ ハア さあずらかたぶけそこらそこらアエイ  
ヤ江戸出でから十津川トントン宿り なんの十津川見たまゑ乗つたかしためたかハイゾーン ハイゾーン こまを早  
めて ふりさばゑ インヤ宮はいる舟ヨイヨイ よかいちや止り リン コホン コホン よかいちや止り ヨイ  
ヨイ 関の女郎衆はヤアトマカシタせきざろざろ イソヤン イシヤン 手をまたぞしやぞじや、月の都は方うら  
みはないとき ぞーしたすうてん 長太郎は此の家なるか 此の隣ではござらすか ヨイヨイ トチチン トチチ  
ン ハイゾーシ、トチチン トチチン ハイゾーシン 此のお鈴の馬は両面かこのヨイヤ ヨイヤ ヨイトコ  
セエンシなんぼくばせことわまゝよ まぶのーをもくキリセン ゑしんかりせん エンシヨなかやや中まで あ  
ぶらとぼしてねずみとらん のらねこアゝねこいはいろ エシン じゆげのほかさ せんりよするとも竹のほがさ  
キリセン エゝまゑにキリセン 北に当りてどんどとなるは加賀の於山の時だっこ 祝ひ目出たの若松様は枝も  
さかへて葉もしげるシヤントセーのよーさこい此ますぐや

又

五尺手拭中染めて乃公に呉れよ 乃公に呉れよ 宿がよければ名が立たぬ 佐渡と越後と越後は筋向ひ橋を  
架けようよ舟橋を、橋の下なる鶉の鳥は小網くはえて羽根をのす、祝ひ目出たの若松は 枝も栄えて葉も繁る 心  
短気やな君様待てばサ いけの子かもしぎりもんぎり右はゆるる ホウレハス ホウレハス ヒンヤスウスノス  
人の云ひなし あんら連中じや なに連中じや ホウレハス ホウレハス ヒンヤスウスノス てんくゝてん  
くゝ朝の六つからどんどと鳴るはイヤおいあのや芝居の寄太鼓イヤ目出度ナー イヤオツ ソコジャ シツシ

ノシー、乃公はナ―手じよめをほめるでないがボックリボー あのとなし これ髪を結ふてやるかもさいた姿 ポックリボー 宮の口じや ボックリー おじやるまいかヨ ボックリボー あれ見てこれ見てイッン シャンシャ ン タンツ チリチリツンテツトントン ツンテントントン とよいよい、松は常盤よう、なり姿 すがた出来たとナ 於いなく、り枕を並べてシャンシャン二つ並べてシツヒンヤ それぞれはにって はにってん カラカラカラカラにてんから マシマシマシヒンヤとどいたかイヨエン数々の御言葉にハ、だまされたそれでなんしよかニヨツキリ ニヨツキリ ニヨハ チチンツ チチンツ チリトン と チンチリツンテン トン イヤ於んなどがつてんか ヤマ ザンキナ ザンキナ 又山より出る月水を遙にながむればエンエンサツサオンソーレ朝ごそなさヶンケーを なさヶンケーを気が浮かぬ アリヤ リヤ ヨイこのヨイこのハ―ヨイヤナ―

と唄ひつゝ武装して踊りたりと 古記録に遺存しあれど言葉は更に分明ならず 恐くは数回謄写を重ねると共に誤り伝へしならん 又例祭ごとに子踊りとて七歳乃至十歳の男女児等が相混じて 左の唱歌を唄ひて躍られたり

一、君と吾 君と吾とは飛び交ふ蝶よ 二つ連れたる比翼の車 袖や袂にあるならば胡蝶の夢や幻か ひやい八声

に澄みわたる浦風のハヤヤツトセ ヨーイヨ、

二、ゑーもん坂 ゑーもん坂 今宵廓の逢瀬の首尾は はーばの雨にしつぽりと君は石砂の三日の月 真実心から願こめて二つ枕で楽むならば嬉しの森で逢ふぞいのーそれく、それもさうかいな―

三、高砂 高砂の河原の松や相生の夫婦妹脊のその中にある姫小松姿はよしや若松に千歳の春の鶴の家に実にも目出たき吉野松

と該子踊の起源年代は不詳なるも 奴踊よりも後なることゝ推考し得べし 然るに今を距ること四十年前なる明治九年丙子の例祭より屋台を出すに方つて之を廃絶せられたり 又例祭に当番差るものあり この起原も亦不詳なるも口碑伝説に依れば

該神社が此地に鎮座ましませし以来 年一回の例祭に限り神社の総ての事を管掌するに 便宜上各部落々々に於て年々順番に奉仕し来りたるもの 十三組あり世態が幾変遷を経たりけれども此の組織は著しく改革せずして現今も継承しつゝあり 創始年代より当番は代々世襲なりしが 今より三十五年前なる明治十五年壬午より該当番に當りたるも 職務に堪ゆること不可能なる者ある時は 番内にて他の人に当頭を譲ることゝ為したりき 其勤務は

一、古屋と宮ノ前と羽六との三大字に十三組あり

- 一、年内例祭に際し順次此の任に当ること
- 一、其当番は例祭に神饌物一切を献供すること
- 一、数十の注連縄及数十本の櫛及び数枚の荒薦を供献する事
- 一、当番組より御幣を三本奉り捧持すること

- 一、当番組は十月九日に執行する大掃除には二の鳥居より以内社頭建造物等一切これが任に当る事
- 且つ各規定の所へ櫛を建て注連縄全部を張る等総ての準備を為す事
- 一、左記の各役付は抽籤により諸役に従事すること

- 一、御幣捧持者 三人 一、宝物刀捧持若党 一人
- 一、神職ノ傘持 一人 一、神子ノ傘持 一人
- 一、唐櫃持 二人 一、太鼓持 二人
- 一、神輿鞍懸持 一人 一、宝物大旗持 一人
- 一、塩打ち 一人

該抽籤日は毎年太陰曆の八月朔日に限る事

- 一、当番の当頭は渡御の時真櫛を捧持して神輿を御案内申す事
- 一、御幣捧持者は羽織袴若党は総てカミソモを着用する事
- 一、御幣捧持者及び若党は孰れも十二日より社務所におのみ居りて齋戒する事

因みに云ふ 今より十一年前なる明治三十九年丙午の例祭までは 御幣を当番組に於て謹製し当日の朝捧持して官上りを為し 捧持者の齋戒等も同宿にて為し来りしが 同年より社務所に於て執行することゝ改められたり

- 一、還御後直ちに神職同座の上十三人の当頭等一室に集合して 翌年の当番組頭と神職と盃をする事
- 一、翌十五日には当番組人総出にて前日の片付を為す等総ての責任を負ふ事
- 等の規約を設定して今尚これを確守しつゝあり 近年に至りて例祭日を太陽曆十月十四日に改定し 従来の奴踊及び子踊等の餘興を停止して 獅子舞及び競馬等のみとなりけれども 有志の人々等は古来の吉例通りに 奴踊及び子踊等を復旧せしめんと擬議しつゝあれば 数年を出でずして復旧するならん

当神社の森林に於て幾多の沿革を經過せり いでや今其大要を摘記せん そもく該森林は往年より旧田辺藩の版図なる切目組古屋村領にして当神社の境内なりしが 今より四十二年前なる明治八年乙亥六月二十日に地租改正事務局より乙第四号を以て 境内の内祭典に必要な場所を区劃して更に新

境内として 其餘は悉皆上地とすべしと達示せられる旨趣を遵奉し 当神社の森林十一町餘歩を分割して北部なる四町八段歩を新境内と為し 南部なる六町六反一畝十五歩を上地官林と為したり 當時官民共に誤りて新境内地のみを第六区八小区古屋村領とし 上地官林部を旧和歌山藩の版図たりし南谷組該時第六大区七小区嶋田村領に編入せられたり 該上地官林部は古屋村領たりしこと昔に古老の口碑に遺存せるのみならず 新境内樹木と上地官林樹木との木質及び生立に於て 寸毫も異らざりしを監視すれば徴証するに餘り有り 然るに切目村は上地官林を島田領に編入せられたるを僥倖として 今より十七年前なる明治三十三年庚子に該森林下戻を申請せられたり 之を偵知せしより氏子一同の喫驚憤慨一方ならず 数回協議を凝らして同年五月に

御 願

本郡切目村大字嶋田字池ノ谷古屋八幡社上地国有林六町六反一畝十五歩ハ元來拙者等氏神社即チ切目川大字古屋八幡社ノ上地ニソテ同領地ナリソガ地租改正ノ際過テ隣村切目村大字島田領トナリタルヲ以テ今回下戻規則ノ發布ナルニ際シ同村民ハ之ヲ奇貨トナシ下戻出韻願居候由斯ル次ニ候ヘハ該上地林ノ所在地ト氏子ノ所在地トハ相敵視スルノ有様トナリタルヲ以テ從來當該官庁ヨリノ御命令ハ凡テ上地林ノ所在地即チ切目村役場ヲ經テ御通達ニ相成居候故該社氏子ニ取リテハ不利益ノ廉不少候現ニ昨年該上地御調査ノ如キ該社々掌氏子惣代等ヘハ何等ノ通知ヲモナサズ役場員等ガ勝手ニ境界ヲ査定致候等ノ不都合モ有之候右之次第ニ御座候ヘバ今後該上地ニ関シ社掌并ニ氏子惣代等ヘ御命令ノアル節ハ何卒右事情御洞察ノ上直接ニ氏子ノ所在地ナル切目川ヘ御通知被成下度此段奉韻願仕候也

明治三十三年五月三日

紀伊国日高郡切目川村大字古屋鎮座

- 八幡神社々掌 水 本 義 夫 ○
- 同 氏子惣代 田 中 庄 吉 ○
- 同 堀 德 松 ○
- 同 小 松 留 吉 ○

大阪大林区署 御中  
との願書を出し尚も凝議の末に同年七月

境内編入願

紀伊国日高郡切目村大字島田字池ノ谷

一、森林

台帳面積 六町六反壹畝拾五歩  
実測面積 六町五反四畝拾三歩

右ハ当神社ノ上地森林ニ候処左記ノ事由有之候付当神社ノ境内へ編入許可相成度実測図面相添へ此段相願候也

出願事由

一、抑モ当神社ハ往昔ヨリ上地森林ト共ニ幽邃ナル風致ヲナセリ故ニ右官林ハ境内須要ノ地域ニシテ蓋シ一朝官ノ都合ニシテ他へ払下又ハ交換ノ処分ニヨリ該山林ヲ伐採セラレタランニハ忽チ本社ノ風致ヲ失フ而ナラズ自然信仰上ニモ關係ヲ及サンコトヲ憂慮シ爰ニ本社ノ風致ヲ永遠ニ維持スント欲スルノ所謂ナリ

明治三十三年七月三十一日

紀伊国日高郡切目川村大字古屋鎮座

八幡神社々掌	水本義夫	○
同 氏子惣代	田中庄吉	○
同	堀徳松	○
同	小松留吉	○

内務大臣侯爵 西郷従道殿

農商務大臣 曾根荒助殿

と両大臣に対して編入願書を差し出しければ 郡長より吏員を派出して実地を精査せしめ大に願意の所在に同情せられて

意見書

本郡切目川村大字古屋八幡神社上地官林境内編入出願ニ付吏員ヲ派遣シ実地調査セシメ候処右上地官林ハ同社境内ノ南二位シ社殿ヲ離ルゝコト近カラズト雖モ往古ヨリ同社境内トソテ保持シ来リタルモノナレバ境内ニ接続シ現境内ト共ニ幽邃ナル風致ヲ為セリ故ニ可相成ハ境内ニ編入相成度様御取計相成度此段副申候也

明治三十三年九月四日

日高郡長 中谷 俊平 □

和歌山県知事 小倉 久 殿

と知事に対して意見を副申せられ斯くて許可を俟ちつゝ居るに方つて切目村より随意契約払下を出願せられたり これを偵知するや氏子一同復々憤慨し日夕凝議の結果随意契約に要する金額を支出せんと決議し明治三十五年壬寅七月に

願

本村大字古屋八幡神社境内に接続する現今切目村大字島田領ニ係ル上地官林ノ義ハ元来島田領ニアラズシテ全ク本村大字古屋領ニ属ス其理由別紙ノ通りニ有之候付国有林野法第八条番三号ニヨリ右八幡社氏子中ニ随意契約ヲ以テ御払下相成様御採用被成下度因テ氏子惣代連署ヲ以テ此段奉願候也

明治三十五年七月六日

和歌山県日高郡切目川村八幡神社々掌

右八幡社氏子総代

水本 義夫 □  
水本 久七 ○  
谷 万吉 ○  
中松 虎市 ○

大阪大林区署長 梶山 清利殿

理由書

切目川村大字古屋八幡神社境内ニ接続スル上地官林ノ義ハ 明治維新ノ后山林改正ノ際 該神社境内ノ山林ヲ分割シ其谷ヲ画リテ北部ヲ社地境内トシ 其南部ニ属スル一切ヲ上地官林トセリ如斯類別セシヲ以テ 自カラ地勢上切目村大字島田領ニ属セシモノナリ 然レドモ元来島田領ニ非ズシテ本村大字古井領タル事ハ 古老ノ口頭ニ上ルノミナラズ別紙古屋全図ニ於ケル写ノ如ク 其ノ社地境内ト上地官林トノ間ニ分割セシ一画線アル所ニ徴シテ亦明々瞭然タリ 且又今ノ上地官林ノ個所ハ古来伝テ今ニ仏谷ト称セリ 亦其図面ニ於テモ仏谷ト明記シアリ 現今島田領ニ於テハ其官林ノ所在地ヲ字巾ノ谷ト記載ソアルモ 島田領ニ編入后更ニ改称セシモノナラン 以上ノ如ク相違無之候也

明治三十五年七月六日

和歌山県日高郡切目川村八幡神社々掌

右八幡社氏子総代

水本 義夫 □  
水本 久七 ○  
谷 万吉 ○  
中松 虎市 ○

と願書と理由とを出し 尚切目川村役場よりも副中書を大阪大林区署に出したりしが 同月十一日に大阪大林区署より

第二九五号

本月七日附第一八八号ヲ以テ古屋国有林払下ニ対シ副申ノ次第モ有之候処 本個所ハ未揭示ノ者ニ付追テ公示可有之其際出願セシムル様示諭相成度 別紙返戻此段及通知候也

明治三十五年七月十一日

大阪大林区署 □

紀伊国日高郡切目川村

村長 中本 康英 殿

と該随意契約の願書を却下せられたり 然れども荏苒猶豫すべきの時機にあらざりければ 該森林は元より古屋の領土たることを 農商務省に申告するに如かずと決議の末 同年十二月二十日に切目川村役場にて

証明書

和歌山県日高郡切目川村大字古屋八幡神社

社 掌 水本 義夫

氏子惣代 中松 喜八

右同社々掌氏子惣代ニ相違ナキコトヲ証明ス

明治三十六年十二月二十日

和歌山県日高郡切目川村長

広原 重吉 □

と社掌及び惣代の証明書を受領し尚社掌より同日

旅行許可願

拙者儀今回当神社上地官林ニ対スル証拠出類取纏メ農商務省へ出頭致度候間本月二十四日ヨリ向十日間旅行之義御許可被成降度此段奉願候也

明治三十六年十二月二十日

日高郡切目川村八幡神社

社 掌 水本 義夫 □

日高郡長 秋山 徳鄰 殿

と旅行許可願を出しければ同二十三日に指令第一九一号を以て

日高郡切目川村八幡神社

社 掌 水本 義夫

明治三十六年十二月二十日付旅行願ノ件許可ス

但シ帰社ノ上ハ届出ベシ

明治三十六年十二月廿三日

日高郡長 秋山 徳鄭 □

と許可を得て二十四日に社掌水本義夫と惣代中松喜八との二人出發して上京し 農商務省に出頭して  
当該吏員に証拠書類を以て 該上地官林は確乎として古屋領たることを具狀縷陳せし故 政府に於て  
之を認知し 地租改正の当時過誤たりしことを了解せらるゝに至りたり 夫より明治三十七年甲辰七  
月に

去ル明治三十三年七月三十一日付ヲ以テ日高郡切目村大字島田字池ノ谷 当社上地林反別六町六反一畝十五歩ヲ本  
社境内へ編入相成度旨出順ニ及置キ候処 今回都合ニヨリ右出願ノ義取消シ致度候間該願書御却下相成度此段奉願候  
也

明治三十七年七月三十日

日高郡切目川村大字古屋鎮座八幡宮

社 掌 水本 義夫 ○  
氏子惣代 谷 万吉 ○  
野中 植太郎 ○  
中松 虎市 ○

和歌山県知事 伯爵 清棲 家数 殿

と願書を出して編入願出の却下を仰ぎ 尋で同年十月十四日に該事件に精適せる日高郡御坊の菌徹に  
委任して該森林払下を出願しければ 十一月七日に大阪大林区署より通第一一二八号を以て

通第一一二八号

紀伊国日高郡切目川村大字古屋

古屋八幡神社々掌 水本義夫外三名代 菌 徹

明治三十七年十月十四日出願

紀伊国日高郡切目村大字島田字池ノ谷国有上地保安林

一、実測面積 五町一反五畝二十一歩 但 産物共

此代金 八百拾四円五拾参鉄也

右払下願国有林野法第八条第三号ニヨリ聞届候条 明治三十七年十一月十五日限り契約書ヲ差出シ 契約保証金九拾  
円ハ大阪市東区谷町五丁目郵便受取所払出郵便為替券ヲ以テ 大阪大林区署保証金取扱官吏林務属大橋季承宛同日限  
リ書留郵便ヲ以テ納付スベシ

但シ 別記心得書ヲ遵守スベキモノトス

明治三十七年十一月七日

大阪大林区署長 大林区技師 有田 正盛 □

この通達に接したるに因り氏子一同大に歡喜し多年の宿望已に滴足せりとて 曾て決議せし如く古屋  
と宮ノ前と羽六と三大字十三組より金員を支出し 代金を納付して同月に引渡を受け

領 収 証

紀伊国日高郡切目村大字島田字池ノ谷第三三二九番  
国有上地保安林

一、実測面積 五町一反五畝二十一歩 及産物共

右御引渡シニ相成正ニ領収候也

明治三十七年十一月三十日

紀伊国日高郡切目川村大字古屋

古屋八幡神社々掌 水本 義夫 □

總代 野中 儀太郎 ○

〃 谷 万吉 ○

〃 中松 虎市 ○

大阪大林区署長 大林区署技師 有田正盛殿

との領収証を出し翌一日に

所有権移転登記囑託方申請書

紀伊国日高郡切目村大字島田字池ノ谷第三三二九番

国有上地保安林

一、実測面積 五町一反五畝二十一歩 産物共

此代金 八百四十四圓五十三錢

右ハ明治三十七年十一月七日払下許可相成 明治三十七年十一月三十日物件引渡相受候付テハ  
所轄登記所ニ対シ所有権移転登記囑託相成度 登記税金二十四圓四十錢相添へ此段申請候也

明治三十七年十二月一日

紀伊国日高郡切目川村大字古屋

古屋八幡神社々掌

大阪大林区署長 大林区署技師 有田正盛殿

買受人 水本 義夫 □

と所有権の移転の登記を申請したりけれども 数日間に互りて何等の通知に接せざりしを以て 同月二十六日に

古八第二〇七号

当神社上地林紀伊国日高郡切目村大字島田字池ノ谷第三三一九番国有土地保安林実測面積五町一反五畝二十一歩 本年十一月七日付ヲ以テ社有財産トシテ払下御許可相成 同月三十日物件引渡相受候付テハ 本月一日付ヲ以テ所有権移転登記囑托方 尤モ登録税相添へ申請ニ及置候処 未ダ何等御沙汰ニ不接 大ニ苦悶罷在候間恐縮ナガラ大至急御囑托相成度此段奉願候也

明治三十七年十二月二十六日

紀伊国日高郡切目川村大字古屋

古屋八幡神社々掌

買受人 水本 義夫 □

大阪大林区署長 大林区署技師 有田正盛殿

と奉願しければ 翌明治三十八年乙巳二月二十三日付を以て 大阪大林区署より

第一〇〇一号ノ二

字池ノ谷山林所有権移転登記済別紙壹葉及交付候条領収証至急差出可相成候也

明治三十八年二月二十三日

大阪 大林 区 署 □

古屋八幡神社々掌 水本 義夫 殿

と送附書と共に

売買契約書

紀伊国日高郡切目村大字島田字池ノ谷第三三一九番

国有土地保安林

一、実測面積 五町一反五畝二十一歩

此代金 百二十八円九十二銭五厘

但 耆町歩ニ付 金貳拾五円

一、松百〇五本 參百六拾六尺ノ六厘

此代金 三百二十九円四十五錢四厘

但 壹尺ノ二付 金九拾錢

一、楠拾貳本 參拾七尺ノ九分四厘

此代金 百〇貳円四十三錢八厘

但 一尺ノ二付金二円七拾錢

一、杉拾貳本 五尺ノ六分壹厘

此代金 五円四錢九厘

但 一尺ノ二付金九拾錢

一、檜拾本 拾八尺ノ參分

此代金 拾八円參拾錢

但 一尺ノ二付金壹円

一、雜貳千九百參拾七本 百九十一棚九分六厘

此代金 貳百參拾円三十六錢四厘

但 一棚ニ付金一円二十錢

合計 金八百拾四円五拾參錢

今般当社々有財産トシテ前書之通売買契約締結候ニ付テハ国有林野及産物売払規則及左記ノ条件ヲ承諾シ雙方署名捺印之上各老通ヲ領収シ置クモノ也

明治三十七年十一月七日

賣渡人 大阪大林区署長 大林区署技師 有田 正盛 □

紀伊国日高郡切目川村大字古屋

買受人 八幡神社々掌 水本 義夫

及氏子総代 中本 虎市 外貳名

紀伊国日高郡御坊町大字御坊百二十一番地

代人 菌 徹 ○

一、契約保証金九拾円

一、代金八百十四円五十三錢之内金九拾円ハ契約保証金トシテ納付殘金七百二十四円五拾三錢ハ別紙納入告知書ニ依り明治三十七年十二月二日限御坊支金庫へ納付

- 一、物件引渡代金皆納ノ日ヨリ十五日以内
- 一、物件引渡ハ大阪大林区署田辺小林区署ニ請求スベシ
- 一、物件引渡場所 国有林所在地
- 一、本件契約ヨリ生ズル権利関係ニ付訴訟ヲ為ス場合ニハ第一審轄裁判所ヲ大阪地方裁判所トス

証書受付 明治三十八年二月八日

交附番号第二百二十七号

切目村大字島田土地登記

第七百八十二号順位第二号

登記 済

御坊区裁  
判所印南  
出張所印

との権利移転登記済証を交附せられて同二十六日に

領収書

一、所有権移転登記済証 一葉

但 紀伊国日高郡切目村大字島田字池ノ谷第三三一九番

土地保安林実測面積 五町一反五畝二十一歩ニ対スル分

右正ニ領収候也

明治三十八年二月二十六日

紀伊国日高郡切目川村大字古屋

八幡神社々掌 水本 義夫 □

と領収証を出して落着を告げれば 氏子一同大に安心をなせり これ即ち現有せる森林なり

## 九、宗 教

## 一、沿革

本郷土に於ける徃往昔の宗教状態を調査せんと欲すれども上古は遼遠にして且つ記録を存せず 物件を遣さざるを以て考証するの端緒を得ること不可能なれども 各部落に散在せる古墓地に五輪石塔の残留せると翁媪の口碑とを綜合すれば 今大正五年丙辰を距ること一千二百十餘前なる 人皇第四十二代文武天皇の慶雲年代に慶満寺を創立し 尋で今より千一百〇二年前なる人皇第五十二代嵯峨天皇の弘仁六年乙未に空海弘法大師が熊野参拝の途次本郷土に留錫せられし 以来一千年前なる人皇第六十代醍醐天皇の延喜年代乃至七百年前なる人皇第八十四代願徳天皇の建保年代は渾て古義真言宗に属し 各地相競ひ最上秘密の精舎を建立して阿字本不生の蘊奥を説き示し 六大四曼の法旗を翻して三密二相の觀念を凝らし 金胎両藏界を談じ即身成仏義を唱へて 群生を濟度して三四百の星霜を経過せられたり 爾后時機は漸次に業澆季に傾向し衆生は逐歳下根に化了し 加ふるに南戦北伐東征西討兵馬倥惚此際し 仏教をば現世の利益福德を願求する加持祈祷の方か 或は死人取扱の業務となし寺院をば祭葬の儀式場視し 僧侶をば祭葬の執行人視して三百の星霜を徒歴し 仏教は己に落日孤城の悲境に陥没するになんたたらんとするに際し 今より四百二十餘年前なる人皇第百〇三代土御門天皇の延徳乃至永正年間に京都本願寺第八世蓮如上人が熊野参拝の徃来毎に 数次錫を日高郡に留めて末世有縁の要道にして凡聖道修の捷徑たる他力易行の法門を布演して日高郡の西部に教化し 鎌倉の宝誉上人は心存助給口唱南無てふ浄土宗鎮西派の安心起行を主張して日高郡中央部以西に巡教し 梶山総持寺の開山なる光雲明秀上人は正因自起撰取他力てふ浄土宗西山派の骨髓を縷陳して 日高郡の南部に獅子吼せられしとに因りて 郡民信仰の焼点は遂に他力門に傾瀉蟠集し 且つ今より二百九十八年前なる人皇第百〇八代後水尾天皇の元和五年己未に 徳川頼宣郷即ち南龍院殿が紀州藩主に封ぜられて入国せられし以来 高野山の勢威を滅殺せんとすの政略方便として 口実を將軍家が浄土宗たるに籍りて古義真言宗をして浄土宗に改転せしめ 加ふるに当時の政策として外教の信仰を嚴禁し 公職を奉ずる者をして毎歳

一、私親祖父之代は勿論私并ニ妻子ニ至迄切支丹宗門に少之内も不罷成候代々何宗にて当他村他寺且那にて妻子共私同宗同寺の旦那に御座候則右之寺より寺手形差上申候

一、召抱之者旦那寺之手形取請状にも寺靖之儀為書男女八歳以上至迄堅相改親祖父之代其身妻子に至迄切支丹宗門に少之内も不罷成候若於偽は切支丹しゆらめんと日本之神可蒙御前と誓紙為数年を重罷在候者茂前年之通相違無之趣手形取置申候以後召抱候者茂右同前に相改可申候

右之趣若し於偽は切支丹しゆらめんと日本之神可蒙御罰者也

二月

役名

氏名

花押

支配人 氏名 様

てふ誓紙を出さしめ 農工商等に在つては旦那寺院住職が保証人と為りて誓紙を出さしめし 故に僧侶の威嚴頗る強大なりしが 明治維新より外教の信仰禁止を解かれ 加ふるに帝國憲法に於て信仰の自由を附与せられしより 各宗僧侶が専心一意に破邪顕正に努力し 外教の浸入を防禦せられたりし結果にやあらん 本郷土は曾て外教を顧視する者無かりき

口、寺院

本郷土に四個の寺院あり 今順次に掲記せん

△浄土宗西山派 満徳山 円福寺 切目川村大字脇ノ谷百七十八番地

京都府下乙訓郡乙訓村大字粟生 光明寺末 檀家三十二戸

本堂 桁行四間半 梁行五間 一字 建立年月不詳

本尊 阿弥陀如来 木造 坐像 一軀

脇立 觀世音菩薩 〃 立像 〃

脇立 大勢至菩薩 〃 〃 〃

高祖 善導大師 〃 〃 〃

宗祖 明照大師 〃 〃 〃

派祖 西山国師 〃 〃 〃

薬師堂 桁行一間 梁行一間 建立年月不詳

本尊 薬師如来 木造 坐像 一軀

座敷 桁行三間 梁行二間三尺 一字

当山の由緒及経歴を調査せんと欲すれども 端倪を認むべきの記録の絶無にして 徴証すること不可能なり 然れども墳墓地に五輪の小石塔の散在せるを視れば 往時は古義真言宗たりしが後に浄土宗西山派に改転せられたりしこと推考するに足れり 元より檀家の戸数も僅少なる一小寺院にしあれば 曾て永住せし僧侶のあらざりければ 諸事万端に互りて不明を重ねつゝあり

△ 真言宗 東明山 観音院 永福寺 切目川村大字古井四百八十七番地

和歌山県下伊都郡高野山 一乗院末 檀家九十六戸

本堂 桁行四間 一字 宝曆十二年壬午三月再建

本尊 大日如来(金剛界) 木造 坐像 一躯

脇立 大日如来(胎藏界) " " "

" 弘法大師 " " "

" 阿弥陀如来 " 立像 "

護摩堂 桁行二間 一字 明治三十六年癸卯五月再建

本尊 不動明王 木造 立像 一躯

四脚文 一字 安永五年丙申八月再建

鐘楼堂 桁行八尺四寸七步 一字 明治十二年己卯三月再建

梵鐘 直径二尺四寸二分

僧房 桁行五間 一字 梁行七間半

納屋 桁行二間 一字 梁湯三間半

当山の創立を繹ぬるに 今より凡そ一千一百年前なる人第五十二代嵯峨天皇の弘仁年代に 空海弘法大師が熊野参詣の途次錫を当地に駐められて草庵を結構し 朝夕怠慢なく勤念を凝らし末世利生の方便として金剛界大日如来を奉安し 後五百三十餘年を経て今より五百九十八年前なる人皇第九十六代後醍醐天皇の元応元年己未に 惠光律師が堂宇を建立して東明山観音院永福寺と称号し密教流伝の道場とせられたり 在任職十九年にして延元二年丁丑に遷化し 後殆ど二百個の春秋を経て 今より三百八十三年前なる人皇第百〇五代後奈良天皇の天文三年甲午に 天火の為に伽藍の全部焼失せしに依り 住僧等は東離西散して五十の星霜間は空境たりしが 今より凡そ三百四十年前なる人皇第百〇六代正親町天皇の天正年代に 高僧白真上人が之を再建せられたり

ければ 当山は之を中興上人として今猶崇敬しつゝあり 上人は後世記念の爲めに一石一字の法華經を書写して経塚をつくり 其の傍に松樹を植ゑられたり 今に至る迄上人松と称呼して一般に之を瞻仰しつゝあり 後七十餘年を経て今より二百六十二年前なる人皇第百十代後光明天皇の明暦二年丙申に大善法印が 五間四面の本堂及び二間四面の護摩堂とを改築し尋で 洗和貨の在住中なる延享年代に築せられて 宝暦三年癸酉十月五日に入寂せられたり これ即ち当山の中興上人にして世に御老師きんと称しつゝ 今猶該上人の墳墓に参拝するもの僅少ならず 幾許ならずして 今より百六十二年前なる人皇第百十六代桃園天皇の宝暦五年乙亥に 復もや祝融の災害に罹りしに因り 当時の住職宥賢法印が本堂及び僧房及び鐘樓堂を仮築し梵鐘を再鑄して 安永四年乙未正月二十九日に示寂せられたり 宥賢法印が示寂せられたる翌歳 即ち今より百四十一年前なる人皇第百十八代後桃園天皇の安永五年丙申に宥嚴法印が四脚門と鐘樓堂とを改築し 尋で芳心法印及び覺舟法印及玉栄法印との三世を経て 密繁法印の在住中の今より六十一年前なる人皇第百二十一代孝明天皇の安政三年丙辰に 僧房及び玄關とを再建し 尋で明治十二年己卯に梵鐘を再鑄し鐘樓堂と納屋とを再建し 在住四十三年にして明治二十一年戊子に示寂せられたり 尋で真寛法印が十個年間に在して 有田郡古江見安養寺に転住し 尋で道隆法印が在住四個年にして辞去し 尋で明治三十三年庚子に現住職律園法印が晋山し 同三十六年癸卯に護摩堂を再建し 同四十二年己酉に浴室と同四十四年辛亥に玄關とを再建せられたり

△浄土宗西山派 懸鼓山・浄土寺 切目川村大字榎川六百九十二番地

京都府下乙訓郡乙訓村大字粟生光明寺末 檀家百十戸

本堂 桁行五間 梁行六間半 一字 大正三年甲寅三月再建

本尊 阿弥陀如来 木造 立像 一軀

脇立 觀世奢菩薩 〃 〃 〃

〃 大勢至菩薩 〃 〃 〃

高祖 善導大師 〃 坐像 〃

宗祖 明照大師 〃 〃 〃

派祖 西山国師 〃 〃 〃

流祖 西谷上人 〃 〃 〃

薬師堂 桁行一間半 梁行一間半 一字 明治廿一年戊子八月移転再建

本尊 薬師如来 木造 立像 一躯

元不老山万福寺の旧跡地に在りしを 明治二十一年戊子八月に当山の境内に移転せられたり

僧房 桁行二間半 梁行七間 一字

庖<sup>フ</sup>室 桁行二間半 梁行一間半 一字

当山の濫觴を繹ねんと欲すれども 記録文章等の遺留品無きを以て 端緒を得ること能はざれども 口碑及び寺伝等には元は古義真言宗たりしが 遂に浄土宗西山派に改転せられたりと 故に墳墓地を一見すれば 今猶小五輪石塔の数十個の現存せるに依りて推究するに餘りあり 伝へ云ふ 宗派改転の当時は戦乱の年代にしあれば 一般挙つて戦々競々として啻に寺役 即ち葬式と法要 即ち年忌とのみを執行するを仏教の本旨なりとして 敢て耳を安心起行に傾くる者無く 僧侶も亦檀信徒の化導に熱中せず 随つて寺門は漸次に衰頽に帰向せしが 元和の初年徳川氏が天下を掌握するに方りて 天下梢小康を得られ 且つ切支丹宗門改め方法の数重なりしに因つて年月と共に寺門の衰頽を貌回するに至りたりと 今大正五年丙辰を距ること百九十五年前なる人皇第百十四代中御門天皇の享保十二年丁未に 龍空文端上人が萱葺本堂を再建せしを 中興上人となし 其以前の事跡は更に不明なりき 尋で楊空校善上人が在住し 宝暦三年癸酉三月に示寂し 尋で敬空慶感上人が在住中 今より百三十五年前なる人皇第百十九代光格天皇の 天明二年壬寅三月に萱葺本堂を再建し 尋で海空印乘円達上人が在住し 文化十二年乙亥三月に示寂し 尋で智空慈忍上人が在住し 弘化二年乙巳九月に示寂し 尋で登空觀龍上人が在住中に丹生来迎寺よりの請待に応じて転住し 文久二年壬戌六月に晋山せられしが 在住十餘個年にして明治十四年丁丑十月に下芳養善徳寺に榮転し 同年同月より哉空祥慶上人が晋山し 同十九年丙戌十一月に山内新福寺に転住せられ 尋で現住職厚空順徳上人が晋山せられ 同二十一年戊子に境内前面の田地を当山に購求し 境内を拈げて一間半四方の薬師堂を建立して 元不老山万福寺の旧跡に在りし薬師如来を奉迎し 同廿五年壬辰に僧房の上部に大修繕を加へ 晋山の当時よりの宿志たりし本堂の新築を為さんとし これを檀徒に告示し数回擬議したる結果孰れも賛同を表し 大正元年壬子十二月に地方庁に出願し 翌同二年癸丑二月に許可を得て三月に工を起し 翌同三

年甲寅一月上棟し三月に盛大なる遷座式を執行して 漸次に寺門の發展を実現しつつあり

△浄土宗 西山派 放光山 慶雲寺 切目川村大字宮ノ前五百九十四番地

京都府下乙訓郡乙訓村大字粟生 光明寺末 檀家百五十三戸

本堂 桁行五間 梁行六間 一字 建立年月不詳

元瓦葺なりしが元禄十七年甲申四月に瓦葺に改造したり

本尊 阿弥陀如来 木造 立像 一軀

脇立 觀世音菩薩 〃 〃 〃

〃 大勢至菩薩 〃 〃 〃

高祖 善導大師 〃 坐像 〃

宗祖 明照大師 〃 〃 〃

派祖 西山国師 〃 〃 〃

流祖 西谷上人 〃 〃 〃

鐘楼堂 桁行八尺〇五分 梁行八尺〇五分 一字 安永七年戊戌十一月建立

梵鐘 直径二尺三寸 一

僧房 桁行 六間 梁行 五間 一字

炊事部屋 桁行 二間 梁行 一間半 一字

隠居所 桁行 六間 梁行 二間半 一字

割烹部屋 桁行 三間半 梁行 二間 一字

物置部屋 桁行 五間 梁行 二間 一字

玄關 桁行 三間 梁行 一間半 一字

当山の濫觴を繹めるに 今大正五年丙辰を距ること大凡二千百十餘年前なる 人皇第四十二代文武天皇の慶雲初年の創立たりしことは 慶雲てふ年号を彫刻せる五輪の大石塔が墳墓地に現存せるに徴して明且つ眼たり (因みに云ふ 創立当時の牟号を以て寺号と為せしは建仁寺 興国寺 大同寺 寛永寺 長保寺 建長寺永正寺等の例証あげて計ふ可からず) 開基の当時は法相宗たりしに 百餘年を経て空海弘法大師が首唱せられし古義真言の宗意安心が一般に普及し 古義真言宗の勢力が恰も旭日冲天の如く旺隆を極められ 道俗挙つて之を信奉し続々転宗するに方つて 当山も亦其時機に改宗せしならん

然れども証左とす可きの材料たる記録を遺留せざるは遺憾なりと雖も 塚墳地に五輪の小石塔の多数に  
残留せるに抛りて推考し得可し 而して該年代の住職は優婆塞にして檀越及信徒者等の葬儀及祭祀を執  
行せられたりしは 古老の口碑に相伝しつゝあり 今を距ること大凡三百餘年前なる慶長年代より 徳  
川氏が政權を掌握するに方つて浄土宗の伝播を奨励し 他力易行の法門が漸次に勃興するに及んで 元  
和の末年に当山の住職実音法師の息子なる法宥上人が笈を越前の国福井に負ひ 法興寺主溪巖光笑上人  
に師事し 研讀多年以て浄土宗旨徹底を討究し 業成り帰りて父なる実音法印に勸説し 断然浄土宗西  
山派に改転せしめしは 現存せる大位牌の裏書に

実音法師者当庄之産也姓藤原氏尾州何人之末孫也出家而入真言後帰浄土宗蓋依子息法宥上人之勸也寛永年中再興当  
寺承応年中修造本尊之座光厨子寄附当寺寄二祖之御絵三机三具於当寺

紀州日高郡切目上津野慶靈寺常住

と記したるを一瞥すれば疑ふべきの餘地なし これ即ち当山改宗以来第一世相現実音法師なり 在任せ  
られしこと二十年前後にして 明暦元年乙未五月廿一日に示寂せられ 夫より第二世門空法宥上人を經  
て 第三世光空玄順上人が在在中なる元禄十七年甲申に萱葺たりし諸建造物を瓦葺に改め 第四世琮空  
順宥上人を經て第五世義空順了上人が在在中なる 安永七年戊戌二月に梵鐘を鑄造し同十一月に鐘樓堂  
を建立し 第六世聽空聞了上人の在在中なる文化三年丙寅四月に僧房を再建し 尋で同六年己巳六月に  
隱居所を建築し 第七世聞空見了上人を經て第八世光空讚嶺上人の在在中なる 天保五年甲午七月に玄  
関と廊下とを建築し 第九世堪空圭忍上人の在在中なる嘉永二年己巳八月に物置部屋を建築し 第十世  
松空嶺雲上人の在在中なる明治十九年丙辰に割烹部屋を建築し 第十一世なる現住職盛空演隆上人が法  
燈を繼承して諸建造物に大修繕を加へ 且つ明治四十二年己酉三月に隱居所を改築し 寺門の面目を一  
新し 更に巨大なる本堂を再建せんと欲し目下協議を擬らしつゝあり

当山を浄土宗西山派叱改転せられしは 今より二百八十餘個年前なれども 玄関前に一千年になんく  
とする柏心樹と 墳墓地に古檜樹の卓聳せるを一見すれば 古刹たることを覺了し得るなり (旧跡誌參  
照)

## 八、仏堂

本郷土は往時仏教の旺盛を極めしが故に仏堂の数も亦僅少なならず 然れども何れも一二尺四方の矮堂に  
して多く

は觀世音菩薩或は地藏菩薩の立坐像にして今一々之を枚挙することいと煩雜にしあ・れば悉皆之を省略に附し左  
K 数個堂のみを掲記し以て往時を回想するの材料に供せんと欲す

乙 觀 音 堂

大字脇ノ谷宇才ノ川

桁行二間

梁行二間

一字

建築年月不詳

心地蔵講 毎月太陰曆廿三日の夜r集合して地蔵菩薩の肖像を祭祀す

心大日講 大字ほくそ川字上ほくそ川K十六戸聯合して組織せり毎歲太陰潜十一月二日に會員一同集合し

大日如来を祭祀し般若心經を唱へて後此会食す

大正五年丙辰を距ること百七十八年前なる元文四年己未五月K墳墓地を此所に一定せし際K奉祀  
せしものなり

乙地蔵堂 大字古井字片山

心 虫送り

I V I r 9 l l l | i r l l i l l l | l l l 9 l l w l l I j  
毎歳の夏一回区民一同が寺院或は人家叱集合し百万遍念仏を修行し其夜は各自K松明を燃し恥

当日は精霊が来ると称して屋外に水棚てふを設けて精霊の座と仮定し瓜茄子西瓜南蛮黍素麵菓子等を陳列供献して精霊を迎へ或は僧侶を聘して読経せしめ一日間K数回煮物及水及茶等を供へ孤舟を造りて深更叱川K池叱送るを例式と為せり それ于蘭盆盆は于蘭盆経より出でしを以てこれを行ふや久し支那にては梁武帝の大同四年K初められたり 我国に在つては今より一千二百六十前差る人皇才三十

七代齋明天皇の三年丁巳に湘められ後凡そ七十年を経て今より一千百八十四年前瘞る人皇才四十五代

聖武天皇の庚午五詳登西に矢甲八般に修前なき皇皇會を主正以禁山天皇の暑憐其僧僧因轉K再難経し棟札せしめづの現存せざる徳別式を數種を擧げ幾多年法師の勸支衛宗門を懺懺るを能はぬ兵間叱之を信奉すを經てもの無きにしもあらずば尊侶の歸心於此百于蘭盆毎奉禮皇徒の文鏡を巡親未にて復建せられぬ登棟枿を佈在せるきければ棚経と稱して各自の家屋此就きて読経するに至りたり 信教の自由を許容せられし今日に於て見の必要はなしと雖も寺院と檀越との交誼を緩め且つ祖先崇敬の美風良俗Kしあれば棚経の永久K継承せられんことを欲望して息1さるなり

前数項の如きは相迷信の傾向無きにしも非れども累世の遺風を踏襲し講員相互の交誼を濃厚ならしむるの好拳

なりければ望むらくはこれを保持せられんことを  
るK齋藤実盛が田圃の中に戦死し其亡魂化して遮虫となれるが故叱これを弔慰すれば纏虫は自然叱

乙 冠 俗r之を元服と稱す 所謂一人前の男子なり往時は頭髪の前部を剃去せし故此一見して判明し

乙 行者講

乙 婚 易かりしが 昨今は青年団K加入する者を一人前の男子と称するK至れり  
正月と三月と五月と七月と九月と十月と月とO太陰曆六日の夜誹員一同集合して役小角即ち神変  
明治雄新前此在つては男女○風俗大に豪亂し結婚の如きK至つては多く野合女夫にして父母の

命と媒酌の言とを待たず穴隙を濫つて相窺ひ曾を論えて相従ひ敢て血統の良否と品行の如何と資産の有無をも調査せざりしが近年に至りて往時の弊風は大に革まりて結婚には必ず媒介入を要し相互共に面識迪きものに在つては会见と称して媒介人の斡旋にて一室K相会し然る仮に諾否を決す婚約已に成



向し平常の外は晴着Kは絹布或は絹糸交りの木綿を着し婦人叱在つては時流の縞柄を撰み只管此流行後れざらんことを努めつXあり其の仕立方は成年以上K在つては袖をつけたれども其他は筒袖政り

帯は女は巾の広きを用ゐれども男は多く兵児帯をば捲けり 頭髮は男子十五六歳以上は斬髪叱して以下は悉皆剃髪差り女子は古来幾多の変遷を経て近年は既婚者は丸握或は新脈々Kして未婚者は多く扁髪差り往時外出の際は男は窄拭にて頬冠り女は編笠なりしK近4 t S M 4 i g t x U “ K 2襟巻夏

期Kは縮緬傘を駱し女は冬期KコートK襟巻夏期rは絹張りの縮緬傘を駱す此至れり 履物は往時は自製の藁草履Kして式日等には鼻緒K半紙を捲きたる所謂紙つき草履を履きしが今は平常には紙つき草履K下駄を履き外出の際叱は畳つき下駄或は麻裏或は洋靴を履くK至れり

物 食物は性時は式日或は休暇日の外は麦飯を常食と々し副食物は悉皆野菜のみ々りに現時K於あゆべ鮎麦飯を常食あなせども副食物は漸次魚鳥獸の肉類及び乾物を食ふK至れり4往時K煙草を喫せり

あ必だに闊多4は椿の葉を用ふ煙燻器用ゐる者も悉皆真像製々(并戸長親近の半可連青雀筆等はびがゆがむ(歪

はがいなこと かほかみ(狼) 44 t ¥ Q 499 u (鰻) ¥ 4 , M ¥ a 9 4 (兔) をかさぎ かへる(蛙

をかいなる 居 をかも江 かび(徹)をかべ かるわざ(軽業)をかるわ九 かゆ(粥)をかい たいそう(大

嘔)をがい r きもの(着物)をきりもの きせる(煙管)をけせる 人(去年)をきようねん くちびる(唇)をくとびろ くわゐ(慈姑)をくわ江 きつね(狐)をけつね

げんくわん(玄関)をげんか こんべいとう(金米糖)をこんべと ごがふ(五音)をどんと ざこ(雑魚)をじやこ しらみ(鳳)をしらめ しゃつぷ(帽子)をしやつぽん せうぺん(小使)をしよんぺ

つてはき るす(留守)をずす せつていん(雪隠)をせんち せみ(蟬)をせび せつた(雪駄)をせき

だ せきたう(石塔)をせきと せいもんばらひ(誓文払)をせんもんばらひ せ如ふ(背負)をせたら

う せんせい(先生)をせんせ せきゆう(石油)をせきたん そうれい(葬礼)をそうれん たぬき(狸)をたのき たご(担桶)をたんと たばこ(煙草)をたばこ ・フヤブ(洋燈)を・フンボ たんじーう

び(誕生日)をたんじよび たびK(度)をたんびK すとし(少)をちびつと 於まへ(御前)をてき や とけい(時計)をとき江 とりゐ(鳥居)をとり江 とだ々(戸棚)をとら次 たうみ(唐箕)をと

向し 平常の外は晴

着には 絹布或は絹糸

交りの 木綿を着し

婦人に 在つては時流

の縞柄 を撰み只管に

流行後 れざらんこと

を努め つゝあり 其

の仕立 方は成年以上

に在つ ては袖をつけ

たれど も其他は筒袖

なり 帯は女 は巾の広きを

用ゐれ ども男は多く

兵児帯をば捲けり 頭髮 は男子十五六歳以上は斬

髪に<sub>1</sub>にして 以下は悉 皆<sub>1</sub>剃髪なり 女子は 古来幾多の変遷を経て近

年は既婚者は丸髪或は新蝶々にして未婚者は多く廂髪なり 往時外出の際は男は手拭にて頬冠り 女は編笠政りしK近年は男は冬期rイyパネースに襟巻夏

期Kは編唱傘を駱し女は冬期KコートK襟巻夏期には絹張りの暗唱傘を駱すr至れり 履物は性時は自製の藁草履にして式日等には鼻緒K半紙を捲きたる所謂紙つき草履を履きしが今は平常には紙つき草履K下駄を履き外出の際叱は畳つき下駄或は麻裏或は洋靴を履くK至れり

乙 食物 食物は性時は式日或は休暇日の外は麦飯を常食と忿し副食物は悉皆野菜のみなりしに現時K於ても麦飯を常食となせども副食物は漸次此魚鳥獣の肉類及び乾物を食ふr至れり 往時K煙草を契するKは多くは椿の葉を用ゐる煙管を用ゐる者も悉皆真鯨製在りしK親近の半可通青年輩等はシガレットを喫し煙管は銀製を用ゐるK至りたり

乙 住所 往時は寺院等の外は渾て萱葺或は藁葺次りしK現時は瓦葺叱改造し已K萱葺或は藁葺の如きは殆んど跡を断たんとしつき

りつsあ・るはこれ本郷土の状態なり斯くの如く衣食住の向上するは可は即ち可々れども浮華に流るxの満々きこと能はざるは志士の憂患する所なりき

ホ、言語

本郷土に於ける言語を調査し且つ古来の状態を推考するに往昔より深く他郷土人と交際せざりしを以て所謂方言をば正確なりと信拠し因襲の久しき遂r正語をも誤謬在石と祝俶すに至れり今方言中の著しきものをあぐれ

退去せらると云ふK在hy 斯る迷信は齒牙KかくるK足らざれども松明K点火して田圃の周辺を巡回するは害虫を誘殺し得るを以て永久に松明を振り廻らんことを切K望むところ政り

心 節

分 当日は大豆を煎り蹄石を拾ひ箸を割りて鰯の肉を挟み柁の枝と共に入口r挿し悪鬼が鰯の肉を

啖はんと来れるを柁の葉にて眼球を突かしむるの装置攻り故比柁を二K鬼の服喪柴とも云ふ 其夜初

更の頃叱戸を閉ぢ鬼は外と大声疾呼しつx啼を戸K投じ尋で各坐敷にて福は内と唱へつΣ蕪大豆を撒

き了り、て一家族集合して高齢者より順次比年齢K応じたる煎大豆敷を嚙みそれにて年齢二つ増加せり

と云ふ

心

上巳節句

太陰曆三月三日なhy前々日頃より白成ハ黄成文餅を春きいづれも菱形K裁ちこれを供へ雛を

祀りて女兒の幸運を祝福す故比一r之を雛節句とも云ふ中流以上の家此在りては女兒の初節句K於て

大K祝宴を張hyて親戚及知音の人々を饗応す

乙 端午節句

太陰曆五月五日7なり 前日又は当日K柏餅或は棕等を造り床之間或は棚上r源義経武蔵坊弁

慶楠正成豊臣秀吉加藤清正等の武者人形を祀りて之に神酒及び棕等を供し戸外Kは家紋を着けたる幟

を建つるか或は紙製の大鯉を竿頭此吊して男兒の幸運長久怱らんことを祝福す 中流以上の家叱あ・つ

ては男子の初節句を祝ふこといと盛大なり・夫れ古代の人形を奉祀するは当年の風俗を識知するの好材

料Kしあれば永久K持続継承せられんことを切望して止まざる忿り

乙 七夕節句

太陰曆七月七日なり 諸種O色紙を裁ちて短冊を造り之を篠O枝K結び付屋外に座席を設け

てこれを建て瓜又は茄子又は南蛮黍又は西瓜等を供へて天の川を祀る所謂古代の乞巧魏差り性時は盛

大なりしが近単比至つて漸次K衰微しつxあり

く

一 于蘭盆

近年は各郷土とも太陽曆八月十五日K改めつiありけれども本郷土は依然太陰曆七月十五日なり

ば

あゆ(鮎)をあ・い あんどう(行燈)を・あんど あ・ふむく(仰)をあかむけ あIなた(貴下)をあ・んた  
 あIいだ(間)をあIいさK あ・す(明日)をおいた んど(井戸)をいろ ゆび(指)をいび ゆがむ(歪  
 ) をいがむ うごく(動)をいどく いかげや(鑄掛屋)をいかきや たくさん(沢)をいか必こと又  
 はがいなこと かほかみ(狼)をかほかめ うなぎ(盛)をぞなぎ うさぎ(兎)をかさぎ かへる(蛙

414 S i Q i M (蟹)をがK かんざし(算) かんだし がくこう(学校)をがつこ かもみ

嘔)をがいK きもの(着物)をきりもの きせる(煙管)をけせろ きOふ(昨日)をきんの きよね

居

ん(去年)をきようねん くちびる(唇)をくとびろ くわぬ(慈姑)をくわ江 きつね(狐)をけつね  
 げんくわん(玄関)をげんか こんぺいとう(金米糖)をこんべと ごがふ(五合)をどんと ざこ(雑  
 魚)をじやこ しらみ(鳳)をしらめ しやつぶ(帽子)をしやつぽん せうべん(小使)を・しよんべ  
 しぐわつ(四月)をしんがつ) じゆず(珠数)をずi すみ(隅)をすみんこ すxはき(煤払)をす  
 つてはき するす(留守)をずす せついん(雪隠)をせんち せみ(蟬)をせび せつた(雪駄)をせき

せきたう(石塔)をせきと せいもんばらひ(誓文払)をせんもんばらひ せかふ(脊負)をせたら  
 せんせい(先生)をせんせ せきゆう(石油)をせきたん そうれい(葬礼)をそうれん たぬき(  
 をたのき たご(担桶)をたんと たばと(煙草)をたばこ ・フンプ(洋燈)を・フンポ たんじよう  
 (誕生日)をたんじよび たびK(変)をたんびK すとし(少)をちびつと 於まへ(御前)をてき  
 とけい(時計)をとき江 とりみ(鳥居)をとhy江 とだ々(戸棚)をとら次 たうみ(唐箕)をと

要するに土地僻遠Kして他郷土及び都邑人と深く交際せざりし結果々らん はだし(映足)をはらし はへ(鳴

み や び 狸 う だ 居  
 )をはい はなを(鼻緒)をはなこ はいでん(拝殿)をはいれん

ゆふべ(昨夜)をよきり ろじ(路)をろうじ わらじ(草鞋)をわらんじ

よめいり(詠人)をよめり よもぎ

等を(懸)へ(桑)に(枝)を(拳)に(池)を(浚)は(ず) (人形)を(に)んぎよぬ0(布)を(の) x (蓬)を(よ)む  
 罪

ゆうれい (幽霊) をゆうれん いけ (池) をゆけ  
 ( ) をべったり ふところ (懐) をほところ まろい (円) まろい

本郷土は往時より農民の集合団体 r しあ I れば教育の程度は極めて低く文久卒代以前の男女 K して眼此」丁字を

解せざるもの許多なるを以て公私の文書を偽造せし者及び国事犯等は絶無な h y 今左 K 最近十グ年間の犯罪を

明治二十九年	賭博	二	逃亡	一	窃盗	一
〃 四十年	賭博	一	墮胎	一	娼妓取締規則違反	
4 1 1 年	賭博	一二	徴兵舎違反		狩猟法違反	
i 1 1 二年	賭博	一	窃盗	一	詐欺取材	
i 1 1 三年	賭博	一				
〃 四十四年	古物商取締規則違反	一	賭博	一	窃盗	一
	肥料取締施行規則違反	一			窃盗	
	(鉄砲火薬類取締法違反	一				
拵	賭博	一				
f f	賭博	一	横領	一	窃盗	
j f	横領	一				
四三二 十年年年 一	衛生					

近年文化の空気は漸次衛生思想を喚起しつ x あれども従来本郷土の衛生思想は最も乏しかりき今遡つて調査する K 日本書記 K 今より二千〇〇九年前なる人皇才十代崇神天皇の五年戊子に国内多疾疫民有亡且大半四とあり。り  
 此時 r 当つて本郷土は疾疫を免れし否やは知ること能はざるなり 今よ h 二千二百七十銘年前なる人皇才三十

めす (離) をめんた やはり (矢張)

百十九年前なる人皇才四十二代文武天皇の二年戊子四月K近江紀伊二国疫とありこれぞ紀伊国K疾疫の流行せしことを史乘に記載せる初めなカ 爾來紀伊国K疾疫の流行せられしことを史乘K現はれしは数回政りきそれ斯の如く疾疫あれば必ず像防無かるべからず 其上世の像防方法たるや官民共に疾疫發生の因由を神慮K帰せられければ祭祀すればとれを治すべしと信じ疫神を祭り大祓を為し或は遁饗の祭祀を為して疫氣を去らしめんとせられたり 今より一千八百八十二年前々人皇才四十五代聖武天皇の天平七年乙亥及び同九年丁丑紅痘盾の流行せし時K典藥寮K命じて其治方を研究せしめ之を官符となして諸国K下きしめたりと類聚国史K記載しあれども如何在る方法在りしやは知ること能はず然れども此の年代に在つても一般に授疾を治するKは疫神を祭祀するを主とせられたり 今よhy一千五百五十六年前忿人皇才四十九代光仁天皇の宝龜二年辛亥三月令天下諸国祭疫神同五年甲寅二月読経於天下諸国攘疫氣と云ふ類は年々歳々絶えざりき 平安朝以後K至hyて支那国と交通せし結果医術の輸入によりて衛生像防の進歩は前代比比して大々の長足の進歩は著しがりしも当時の仏教隆盛なりしを以て仏陀の力を信ずること甚しく上は皇室を初め奉り下は天下一般の士庶は疾病を療するK読経祈禱を主とせられしことは国史K明記せられたり 今より一千五百五十七年前忿人皇才四十七代淳仁天皇の天平宝字四年庚子に疫疾流行して下民困頓を極めて官の賑給を仰ぎ今より七百三十六年前次人皇才八十二代安德天皇の養和元年辛丑Kも疫疾大K流行したり其の年代より本邦の医術大K進歩し支那国の医学K本邦の經驗を加味し内容K於て改良の跡頗る著明Kして解剖生理病理等の諸科は面目を一新せられたり 今より六百六十年前なる人皇才八十九代後採草天皇の正嘉元年丁巳Kも亦疫疾大K流行したり 此の年代より支那国との交通少くなりしK依り本邦の医術は裁視と実験とK由りて治療法をば研究したりけれども万民は重きを医術に置かずして読経と祈禱とをば唯一の治療偉防と為せしこと敢て前代の風習と差異なかひき 今よね四百九十六年前なる人皇才百〇一代称光天皇の応永二十八年辛丑Kも疫疾大K流行し今より三百三十二年前なる人皇才百〇六

右あつき醇にて堅くねI木綿切にのばし張恨事 但間K合はざる時はあらき勝rて芥子粉ばかりね参恨てもよろし

#### 乙又法

あつき茶K其三分の一焼酎を和し砂糖を少し和へ用ゆべし 但座室を閉布木綿等K焼酎をつけ頻りに惣身をこするべし但手足の先き並腹冷ゆる所を湯鉄又は温石を布rつxみて湯をらかひたる心持Kなる程此とするも又よし

右は此節流行病甚しく諸人難儀致恨叱付其症K抱はず早速可申恨

右薬方諸人為心得無急変相違候事

安 政 五 部 八 月

と通達せられたれども其の医薬療法のみKては其功果を奏せず翌安政六部己未Kも亦大K流行し病勢の犯費在りしこと前年K倍捷しければ士庶人は唯神仏の冥助KI一りて病災を免れんことKのみ狂奔せし故此また藩政府より七月二十一日付を以て

当時世上暴瀉病流行に付於日前言伊太祈會社氏神々杜氏子共病災除之御祈祷被仰付御祓下候難有可致拝叡

安政六年未七月二十一日

と告示すると同時に紀伊国全般即ち紀伊偏と田辺偏と新言偏との一般に御祓を下附せられ加ふるK同二十七日付を以て

此節世上流行病有之人気不穩の趣に付右為災除紀伊国造初神職共於紀ノ川来る二十九日K大祓執行有之筈K付市中K心得申通恨様被仰聞候且又若いづれKても祈祷相願変恨は公志次才初穂料差出し勝手K願出恨との儀も心得させ恨様可仰聞恨あゝ。ら／＼如此御座恨

底生活するとと不可能なるとを以て開業医師の絶無たりけるはこれ自然の結果 M t 6 M g Q f g M 古以遠偶  
 然此開業せし者無き r しもあらざりけれども多くは老人或は? ころゝ、等 K して数年を経ずして退去せ h .  
 今よ h こ一十七年前なる明治二十三年庚寅に玉井玄債てふ医師が来りて大字脇ノ谷 K 於て開業せられしも七八  
 年 K して退去せられたり 時機は漸次 K 開明 K 向上し本郷土の人々は売薬の信頼する K 足らざるを覚知し医師  
 の必要を感じる K 至 h y しはこれ即ち人智發達の徴証なり 明治四十年丁未より切目川村々会の決議を以て村医  
 を設置する K 依 h y 始めて切目川村医てふを設けられたりしはこれ本郷土に衛生思想の活演迪りと云ふ可し其方  
 法は年俸を給与し本郷土人 K 限り性診料及び診察料を要せざる規定なり夫より

氏名	西川友賢	就職年月	明治四十年一月	退職年月	明治四十一年十一月	年俸	参拾円
細谷貞	一一一	明詣十聚一ア	大正	五卒	一一一月	壹百円	

大字	松本	区域	ほくそ川	設立セ	ソ年	備考
同	大谷	同	同	明治一一一十五年壬寅		
脇ノ谷	下垣内	脇見ノ谷影組合		〃	一一一十五年壬寅	
宮ノ前	大野田	宮ノ前		〃	一一一十五年壬寅	
古屋	折尾	古屋		〃	一一一十五年壬寅	
				17	四十年丁未	

羽	六	道ノ下	羽	六	明治四十二年己酉
---	---	-----	---	---	----------

本郷土八グ大字中にて古井と下津川との二大字を除くの外は悉皆斯くの如く設立したれども設備不完全なりければ印南町と名田村と切目村と稲原村と切目川村との一町四ヶ村聯合して完全たる避病院を設立せんと目下凝

本郷土は日高郡三大湊の中農Kして四周の村落も多からざるに非ず且つ物産も亦僅少なれば古来因襲の久しき田畑を耕耘するのみKして敢て殖産の意志K乏しく随つて他郷土との交通も頻繁ならざりしはこれ菅叱本郷土のみならず山間の農村皆然らざる無し所謂独立割拠の状態にしあIれば道路の同僚を度外此附して依然幾

然るK明治維新以来政府当局者の指導誘被K依りて殖産の必要迫る所以を了知すると共、道路開僚の急務たるを感得し昨今は所謂四通ハ達の理想r近づき四隣の各郷土K比被せば殆んど上位K居れるK至りつxありこれ本郷土の誇hyとするとところ愈hyき

ハ、道 路

古来諸道路狭峻Kして荷物を負担して性来するすら実に容易ならざh、しK巨額愈る閣修費を投じ且つ泉の補助を仰ぎて目的を成就し大々の従来の面目を一新せられたhy本郷土K於て閣僚せし道路三条あh二は切目川性来一は印来性来一は高城性来なhy今左K項を・今ちて掲記せん

回 切 目 川 性 来

上角橋 延長二十二間五分 明治四十一年戊申三月開始

工費額 九百二十九円七十六銭 県費補助額 三百五十二円

心 大字宮ノ前字大野田より大字字律呂まで

切目川性来 延長五百〇九間 大正三年甲寅三月開始

工費額 一千九百二十九円六十九銭 県費補助額 七百七十三円

心 大字羽六字飛ノ森より同大字字割木まで

切目川性来 延長五百六十二間 大正三年甲寅三月開始

工費額 一千七百三十二円 県費補助 六百八十七円

乙 大字脇ノ谷字寺前より同大字字下垣内まで

切目川性来 延長三百三十三間 大正四年乙卯三月開始

工費額 一千〇五十二円八十四銭 県費補助前額四百十八円

計 延長 四千六百六十五間五分

工費額 一万五千六百〇六円四十四銭

県費補助額 六千五百五十九円

回 印 南 性 来

心 大字古井字深山峠よh y同大字下池上まで

印南性来 延長三百十間 明治四十二年己酉三月開始

工費額 三千八百五十三円五十九銭 県費補助額 千五百二十四円

心 大字古井字深山池上より同大字典垣内切目川往来迄

工費額 八千六百十八円六十銭  
 県費補助額 三千四百四十六円

二、橋 梁

本郷土の地勢たるや切目川が貫通し且つ山岳丘阜もて全土を蔽ひたれば溪流の数許多なるが故に随つて橋梁の数も極めて多し所謂山家の丸木橋てふは計ふるに違あらざれども左に橋梁と名称の附す可きもののみを掲記せ

宮ノ前	同	古屋	同	同	同	同	同	同	同	羽	ほくそ川	同	同	同	同	同	同	同
上津野橋	議論田橋	・1び田川橋	船乗橋	瀬戸川橋	出合橋	長谷川橋	切抜橋	赤島橋	内田橋	六山松橋	飯櫃原棉	大谷橋	脇垣内橋	藪垣内橋	遠海橋	竹鼻橋	中間イ橋	寺川橋
六尺	一尺五寸	一尺 一尺	一尺五寸	一尺五寸	一尺五寸	一尺五寸	六尺	九尺	一一一尺	九尺	一一一尺	一一一尺	五尺	一一尺	一一尺	一一尺	一一一尺	一一一尺
一一一 一 間半	十六間	十五間	十五間	十七間	一一一 五 間	十八間	一一一 四 間	八間	八間	八間	四間	四間	五間	四間	四間	五間	五間	五間
"	"	y	"	"	y	/?	切目川筋	y	"	"	y	"	"	ア	"	"	y	zz

回車輪数、車輪

” U p g s l l 3 N l l i ” W ” ‘ r l 9 \ . . . .  
 K至り同四十年丁未の頃より切目川性来印南性来高城性等の開修せられしより牛車をもて物貨を運搬し得る  
 K至りしはこれ実に長足の進歩なりと断言し得べし 爾来車輪の数は年々歳々K増加しつ x あ I り今左 K 掲記せ

年 度	自 転 車
明治 一 一 一 九 卒 度	一 輛
/y 四 十 一 年 度	一 一
/Z 四 十 一 年 度	四 ZZ
/y 四 十 一 年 度	一
” 四 十 一 一 年 度	四 /y
” 四 十 一 一 年 度	一 /Z
” 四 十 四 年 度	五 ”
大正 一 瓦 年 度	五 ZZ
” 一 一 一 年 度	一 一 4/
” 一 一 一 年 度	八 ”
” 四 年 度	一 一 ”

## 種 団 体 十 字 社

本郷土K於ける赤十字社員数は明治二十五年頃叱は未だ赤十字社の伺たるを弁知せざりしが故此至つて少数なりしが明治二十七八年と明治三十七八年との両戦役後K至りて大K其の必要なることを感得し加入者の数は

## ロ、陶 武 会

陶武会創始の際Kも本郷土人は未だ其の必要を感ぜず随つて加入者も亦僅少、なりしK今よ見一十一単前々る明治二十九単丙申即ち明治二十七八単戦役後よhy徐次に賛成者を生じ現今に至hyて三百七十人r達せカ

## ハ、愛国婦人会

本郷土K於て愛国婦人会を募集せられしこと既に久しかりしも古来女子の団体は絶無次りし習俗次りしを以て進んで加入する者は暁天の残星次りけるが今よhy十二年前なる明治三十八単乙巳五月に始めて三四名の入会あり  
・nyしが昨今K至hyて二十名K達せhy

## ニ、墓碑保存会

本郷土に於て往時より墓碑の保存K意を注ぐもの絶無なりしが今より七年弱なる明治四十二単庚戌よhれを創始したけるも会員は僅少Kして昨今は八人なり然れども該会は将来に於て旺盛雀るを懐想し得可し

## ホ、武 徳 会

本郷土は古米武事K意を注がざりけるを以て武徳会員の数も亦多からざりしが警察吏員等が熱心K勧誘せられたる結果各大字K加入者多くして昨今は已に百名を超越せhy

## ヘ、在郷軍入会切目川村分会

従前よhy組織せし切目川行在郷軍入団を明治四十四年辛亥八月十日に解散し改めて在郷軍入会切目川村分会を組織し現今の会員数百十六人ありて1ヶ年間に数回会同しつxあり

## ト、切目川村農会

各

三ツ日間は「般叱休業し尋で七日と十一日と十五日と十六日等はりつれも業務を休みて安息す」ケ年中休業。最多なるは正月。右 r 出づるも。無し

心 日待講

回数と人員とは各誇毎に差異あれども多くは正月三月五月六月八月十月の六回 K して講日は総

て太陰潜の十五日と定む 当日は二戸 K 一人づ X 必ず鶏鳴の時刻 r 縛を離れ齋戒沐浴して日出を押し誇場叱出席して会食し終日四方八面の談話を為し午後五時頃より袖を聯ねて産土神 K 参詣し共 r 日没を押し終式となす 数夕年前 i では当日の食膳に肉類を禁ぜし K 近年此至りて魚島の肉を用ゐる Q M 至 h、た力該誇を俗叱御目待と呼称するは或は日の出づるを待つに因れるか或は日を祭るが故叱叫から知の転叱差らんか元これ太陽をば天照皇太神と為せし迷信よ互掘りしならんかと思ふ記して博雅の考究を待つ

編者惟ふに仮令迷信忿りと雖も太陽に向ふは所謂光線呼吸叱しあ I れば衛生上 K 鴻益を有すると誇員相互の親睦を I 層濃厚次らしむる等益あ・るを以て永久匹日 i て継承せられんことを切 K 望んで息まざるなり

心 伊勢講

誇毎に員数 K 多少の差異あれども本郷土は古來之を年中行事の如く K 執行し服忌外の家は『戸

K 一名宛出席せざるは々しいづれも正月と三月と五月と九月と十一月との五回と潟すとれも亦大陰曆の十六日 K 一定せり 当日は天照皇大神を祭祀して洗米及神酒を供献し誇負一同神前 r 於て会食す該費用は共同財産ありて収入の一部をこれに充て一部は伊勢神宮に奉納するあ・り財産 O なき講叱在つては毎回之を徴収し C U、9 Q、s、4、くは誇費を以て一人づつの代表者を出して参宮せしむるを恒例とせられたり

乙 大師講

正月と三月と五月と七月と九月との五回と為し毎回太陰曆二十日の夕食後 K 集合して空海弘法

本郷土は山間K僻在せるを以て都邑の如く流行謡てふものは無けれども現今子守等が唄ひつゝあゝるものを掲記せん

有田よいとこ蜜柑の出どこ娘遣りたい聾欲しい

雨は降り相で夕立米相で由良の開山流れそや

歌の出どこは切目の羽六添へてながすは宮ノ前

かねはまかねどかねまき様よ小松植えねど小松原

いたら見て来い御坊の町で去年建てたる郡役所

年次	特別社員	終身社員	正社員
明治一十九年		八人	五七人
〃 西十年		八人	五六人
〃 四十一年	一人	四一人	一人
〃 四十二年	一人	五一人	一〇人
〃 四十三年	一人	五一人	一人
〃 四十四年	一人	五一人	一人
大正一七年	一人	五一人	一人
〃 一八年	一人	五一人	一人
〃 一十九年	一人	五一人	一人

”	四年	一人	五人	一人	一人	八一人
”	四年	一人	五人	一人	一人	八一人

年十二月末日K調査せられたる最近十グ年間の調表を掲記せん

大字	番地	通称	氏名	開業年月
古井	八四九番地	丹波屋	榎本照吉	明治一十八年八月
宮ノ前	五四〇番地	中本屋	中本忠七	大正元年九月
ほくそ川	七一一番地	橋本屋	橋本ウメ	”四年十一月

本郷土は古来道路険悪且つ狹隘にして耕耘に通行する細道と隣郷此性来する岨道のみ々れども更に意を開修此注がごむければ随って車輪の必要を感じざりしK明治維新以来他郷土と性来し且つ物産の出货量を増加するK由り明治十六年頃より徐々に道路の開修K着手し二十ヶ年間に稍整頓の緒K就き辛くも人力車の通行を為し得る

へ、郵便

明治初年前より漸次K發達し来りし通信事業は其始飛脚叱よりて辛くも附近O町村浦との通信を弁じ随つて数多の日子を消費せしのみKして相隔離せる郷土との通信は実K容易ならざりしに明治五年壬申二月一日K印南郵便局同八年乙亥十二月二日K印南原郵便局同十三年丙子五月十六日K小原郵便局を設置せられ本郷土中にて脇ノ谷とほくそ川との二大字は小原郵便局 見影と下津川と古井との三大字は印南原郵便局 羽六と古屋と宮ノ前との三大字は印南郵便局の集配部に属せられて日々集配せられしが故に頓此一般の利便を得られたり明治維新以来政府が着々新事業を創始せられし毎に一般の智識未だ幼稚なりしを以て誹語の声音噴々たりしに郵便事業のみは創始の当時より一般此歓迎せられたり 開局の当時は単に普通書状の集配のみなりしK同二十年壬辰二月一日よhy貯金と為替の事務を同年七月十日より外国為替事務を同工十九年丙申七月一日よhJ小包遞送事務を同三十二年己亥十二月十六日より電信事務を同三十九年丙午四月二日より振替貯金事務を開始せられしよh二層の利便を得得せ、夕 同四十二年己酉三月三十日よ力本郷土は悉皆印南郵便局の集配区域K編入せられたhy 目下本郷土中K八個の函場有りて寒暑晴雨の別なく必ず毎日一回づX集配せられつXありこれ真K聖代の恩沢差りと云ふ可し

ト、旅館

本郷土は性昔よhy他郷土との交通も頻繁ならず且つ僻遠Kして性来の街道K当らざりければ他郷土人Kして本郷土に来れるは売薬行商人と遍路修業者のみなりき 故此敢に旅館の必要を感じざhyしに近来は稍交通性来を為すに由りて自然旅館の必要を感じけれども之を専業と為すも生活を営むこと能はざるを以て良案を王とし旅館を従とせるもの極々三戸Q 4 4 , s

同	同	同	同	ほくそ川	同	同	同	古	同	下	脇	大
松	串	芦	大	一一一	深	律	岩	井	細	川	ノ	字
本	崎	川	井	界	山	呂	上	船	ノ	五	脇	名
橋	橋	口	川	橋	橋	橋	橋	木	川	味	ノ	称
		橋	橋	橋				橋	橋	橋	谷	
五	九	九		一一一	六	六	一	一	八	六	六	巾
尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	尺	
五	八	七	五	五	一	十	十	十	八	十	十	長
間	間	間	間	間	一	間	五	六	間	四	一	川
												流
	"	jy	j?	ほくそ川筋	"	/y	"	"	"	"	切目川筋	

印南性来 延長二百六十五間 内二十間橋梁 明治四十二単己酉三月開始

工費額 一千九百二十四円六十三銭 県費補助額 七百六十九円

計 延 長 五百七十五間

工 費 額 五千七百七十八円二十二銭

県費補助額 二千二百九十三円

回 高 城 性 来

△ 大字羽六字十九川

高城性来 延長百九十八間 明治四十一年戊申三月開始

工費額 一千二百六十円四十八銭 県費補助額 五百〇四円

乙 大字羽六字十九川より同大学塩焼iで

高城性来 延長四百四十八間 明治四十二単己酉三月開始

工費額 二千八百二十円八十八銭 県費補助額 一千二百二十八円

心 大字羽六字塩焼より同大学字野田まで

高城性来 延長四百三十一間 明治四十三年庚戌三月開始

工費額 一千二百四十五円二十銭 県費補助額 四百九十八円

乙 大字羽六字下場地方よhy大字ほくそ川字平日まで

高城性来 延長一千百七十八間 明治四十四年辛亥四月開始

工費額 三千二百九十二円〇四銭 県費補助額 一千三百十六円

計 延 長 二千二百八十五間

心 大字脇ノ谷李下垣内よh 大字下津川李五味iで

切目川性来 延長五百六十間 明治三十五年 壬寅三月開始

工費額 八百十九円二十五銭 県費補助額 三百二十八円

乙 大字羽六字割木よhy同大字字小松iで

切目川性来 延長千〇〇三間 明治三十六年癸卯三月開始

工費額 一千三百三十九円四十六銭 県費補助額 五百二十八円

心 大字下津川字五味よhy大字古井字清水まで

切目川性来 延長六百九十二間 明治三十七年甲辰三月開始

工費額 一千三百三十九円四十六銭 県費補助額 五百二十八円

心 大字下津川

下津川橋 延長十四間 明治三十七年三月開始

工費額 四百七十六円 県費補助額 一百九十円

心 大字宮ノ助字切畑より同大字字蔵之垣内まで

切目川性来 延長四百六十九間 明治四十年丁未六月開始

工費額 三千一百六十円八十銭 県費補助額 一千二百五十七円

心 大字古井字律呂

津呂橋 延長十五間 明治四十年丁未三月開始

工費額 六百十九円十六銭 県費補助額 二百四十七円

心 大字宮ノ前字切畑

との村医を聘せられしK現今は欠員亨り

ホ、施設

四名の医務取締を人民よhy推薦せしめ医事K関する件は副区長と共に細大協議せしめしが同十二月K之を廢し

一、二、三、四の大区Kは各二名と五、六、七の大区には各一名の医務を命じ又医務取締助を置きて其O事務を助けしむるK及んで本郷土にかける衛生も一大面目を改めたむ 同十年丁丑の末より翌十一年戊寅此亘りコレラ病が流行せるK方つて当局の指導Kより始めて伝染病として恐怖すべきを知了するK至りたり これ即ち本郷土衛生思想の発芽々りき 同十三年庚辰四月K医務取締を廢し毎町村浦に衛生委員一名若くは二名を公選せしめて任命し別K衛生条項を發布し井水下水便所肥溜塵溜等の掃除を監督せしめて大K意を衛生r注がしむるK至れり 同二十年丁亥四月二十三日K閣令才十号を以て地方衛生会規則を發布せられし爾來各地の衛生は大K向上し本郷土の如きは之を数十年以前に比較せば宛然郷土を異にせるかと疑はしむるK至りしは真に欣喜して措かざるなり

ハ、健康状態

本郷土の人々は概して健康なり 今其原由を推究するK山間K僻在し四六時中新鮮なる殊に酸素の多き空気を呼吸するK因れh、故K古來地方病と稱すべき疾患は絶無にしあ・れども比較的多449 Q 1 1 E K i t 4 X J 4 半 煮忿る野菜類を多食するK因れむ肺病及び気管病の如きは古來會て有らざりしが親近紡績会社K入りて工女となりたる者が大祀気管支の衰弱を來し顔色K肯蒼を帯び歸りて肺病K化して死亡せるものあり此の原因を討尋するK生来いや新鮮なる空気を呼吸しつX成長し俄然薄暗き職工室K入り加ふるK室内K飛散せる綿粉を吸収せし結果K外ならざる政hy工業上よhyの見地よhy視れば賀すべきK似たれども妙齡々る女子Kして呼吸器に關せる疾病に罹れるは将来を想像して大r寒心せざるを得ざるなり

ニ、医師

本郷土は都邑を・去ること遠きと古來戸數僅少々りしと郷土人は多く強健左りしとK因りて醫師が開業すとも

代正義町天皇の天正十三年乙酉K疫疾大K流行し殊K当年は近年稀なる旱魃にて禾稼登らず加ふるK近隣和佐村手攻城の没落小松原村龜山城の焼亡等にて人々安き心は無かりき夫より下つて藩治時代K至つて香月牛山は伝染病の臭氣が人K触冒すれば感染すと説き橋本伯寿は疫疾の伝染K無形の邪K由ると有形の邪K由るとの二種あI h yと説きは稍伝染病の本性を窮めたるものなれども伝染病K関する智識の程度は極めて浅薄なh y K在つては藩庁の当路者及び医師 r 於てすら伝染病K親近することを嫌忌せざれば民間K於ては伝染病患者を訪問して相互K交通し死者有る時は親戚及び近隣郷党の者等は該喪家K於て会食せしことは寸毫も他病の死者と異なることなくして平気なり 唯K庖盾のみは大K恐怖せり 天保及び弘化年代K至りて藩治の吏員等が種痘を奨励せられたh けれども一般の人々は疑懼して応ぜざh y き 今よh 豆十九年前なる人皇才百二十一代孝明天皇の安政五年戊午七月よh J 大Kコレーフ病流行せh y 該病は俗に三日コロリと称す病発すれば忽ち夢中の如く化し須臾Kして手足は冷却し大腹痛大吐瀉を起し数時にして死亡せるより人々は峨々続々とし唯神仏K祈祷して伝染を免れんことKのみ汲々乎たり此の時K紀伊藩政府より

此O節流行の暴瀉病は其療治方種々あI 趣K候得共其中素人心得へき法を示す 像じめ是を防ぐには都て身を冷すどと々く腹叱木綿を巻き大酒大食を慎み其外こなれ錐き食物を一切給申間数候 若し此疾催し候はゞ早々寢床K入りて飲食を慎み惣身を温め左に記す芳香散といふ薬を用ゆべし是のみにて治する者少からず 且又吐海甚しく惣身冷ゆる程K至りしものは焼酎一工合の中K龍腦一二匁入れあたi めて木綿の切Kひたし腹竣手足え静にすり込芥子泥を心下腹並手足え小半時位つX 度々張るべし

乙芳香散 桂皮細末 益地細末 乾委細末の三品等分

右調合致しこ一匁づs 時々用ゆべし

乙芥子泥 からし粉 温鈍粉等分

安政六年未七月二十七日

と告示せられた h y 当時勝治の当局者すら人民此斯の如きの告示を發せられた h y 況んや僻遠の辺土 K 於てをや更此匍防 K 注意せずして神仏の冥助をのみ乞ひたり斯の如く悪疫流行して一般の人氣消沈甚しく元氣衰亡 O 虚 K 乘じて益々流行を逞ふする O 虞れ有りければ各藩政府は陰氣を退散せしめんとて八月朔日よ h y 國中 K 踊りを命じければ各郷土 K 於て各自 K 意思を凝らして三四十日間は大盛 K 踊り廻りだか其の狂態たりしこと殆ど言語 K 尽し離く伝染病流行最中に於きて衆人集合を為し夜中 K 裸体にて踊り廻りたる結果病勢をして一層硝飯を極めしめて頗る悲惨なる状況を現出する K 至りたり 同御宇の文久二年壬戌七八月の際麻疹病犬 K 流行し本郷土 K も該病 K 罹りしもの少からざ h y き該病は三十歳未満の者は悉皆遣る i 者無しといへども往々四十歳以上五十歳叱して罹 h y し者も亦多かりし央より八九年を経て今よ h y 四十能年前次る人皇才百二十二代明治天皇の明治初年 K 俗 K 一二月ハソカといふ疾病犬 K 流行せり 此の疾病は「度罹 h y し者は遣れたり 最初は頭痛して感冒の如き症候にて二三日を経て麻疹発し熱度高く或は人事を忘却して嘔語を吐き往々 K 發狂せし者もありた h 二二日を経て形跡を遺存せずして全治したれども精力の衰弱は十有能日間復せず 且つ開業医 K 乏しか h y しを以て本郷土の如きは疾病 K 罹る時は各寺院の住職が書籍に拠りて藥劑を調合し或は未熟連る醫師を請待して之を珍重し多くは越中富山の売藥等若くは京都公郷家の製藥其の他の売藥をば無上なる調製と信じて服用し以て至れり尽せる衛生々 j と為したり と・れ即ち本郷土 K 於ける衛生の大略差 1 人智 o 程度は筆舌を妾せずして識知すべし

口、総 説

性時に在っては斯の如く官民共に衛生思想に乏しかりしが今よ h y 四十四年前次る明治七年甲戌九月 k 一小邑 K

を矣し煙管は銀製を用ゐるに至りたり

心住所 性は寺院等の外は渾て萱葺或は藁葺差りしに現時は瓦葺叱改造し已此萱葺或は藁葺の如きは

殆んど跡を断たんとしつ x あ・り壁は石灰もて塗抹し旭光映射する時は燐々乎として限眸を眩する K 至りつ x あ・るはこれ本郷土の状態なり斯くの如く衣食住の向上するは可は即ち可忿れども浮華に流る x の虞なきこと能はざるは志士の憂患する所々りき

ホ二百 勝

本郷土に於ける言語を調査し且つ古来 O 状態を推考するに往昔より深く他郷土人と交際せざりしを以て所謂方

は地を払ふ K 至れり夫より三日帰 h こ奪入り等の儀式は他郷土と大同小異なり

本郷土にて人死亡すれば親族及び近隣の人々等が集合して葬儀の準備を営み殊此念仏講負は特に幹旋の勞を執る中流以上の家此喪有る時は大抵大字挙つてこれを幫助す 準備已に成るや僧侶を迎へ読經の式を修行し尋で葬列を整ひ重服者は無紋のカミツモ或は羽織袴を着す 葬式徐々任二昧に入 h 葬儀を為す古来埋葬のみたりけるが近年は漸次に火葬に改めつ x あ I ければ十数年の後は総て火葬に革むる々らん火葬の執行は之を隱亡 r 依託せずして近親等之を執行しつ s あ h y

祭祀に公衆祭と個人祭との二極あ・り 公衆祭は既に神社誌 K 掲記したりければ茲叱は個人祭のみを掲記せん 個人祭とは即ち年忌法要これなり入死亡すれば七日目を一七日と称して法要を営み爾后七日目毎 K 僧侶を聘して読經せしめ七七日即ち満中院と百ヶ日目とには血族と近親とを招きて法要を勤修し翌年の忌日を一周忌と称し夫より三回忌七回忌十三回忌十七回忌二十五回忌三十三回忌五十回忌百回忌の祭祀あ・り 前々日頃よ h y 御茶ノ子と称して餅或は蠟燭或は菓子等を親戚及近親此贈りて来る伺日亡某伺回忌の法要を営むと像報し当日は御茶ノ子を受けし人々等集合して僧侶を聘し読經 O 式を修行し酒食を出して一同を饗することを恒例と為す これ即ち本郷土に於ける個人祭差り当日は古来魚鳥獸の肉類をば用ゐず

装 本郷土人の服装は今一丁り四五十年前以前は晴着と雖・も総て自家製の木綿を着せし r 漸次華美 K 傾

るも雁佻浮薄差る弊風醜俗に浸潤しつ x あるの現象無きにもあ・らざれば有志者及教育家等は袖手傍観すべき秋Kあらずと千思万考して其懐防と救済とK腐心しつ x ありこれ本郷土 r かける目下の状態なり

## ハ、氣 質

本郷土に卸ける氣質は各大字毎に租々其帰趣を異にすれども之を概括せば所謂農民的質実朴直にして極めて温和なりけれども保守主義の習俗を蟬脱せざる者許多なりければ日進月歩の進展開明には少しく遅緩たるやの憾を免れず

## ニ、風 俗 習 慣

本郷土K於ける永祿乃至慶応の三百能グ年間は先天的質実朴直なりしを以て都邑の人をしてI見せしむれば直ち r 山家の三太郎或は在郷兵衛として指弾せしめし如く剛毅木訥なりしK四十能ケ牟前より海陸共K交通の利便を得て都邑K性来すること容易なりければ自然K華美なる風習に化せられしなり 七八十歳の翁篋等は幼時を回顧せば殆んど別世界たる感有りと呼唱するに至りたり物質上の華美に流る i は敢て不可ならざれども精神が浮薄輕佻K傾向しつ x あるは本郷土將來の為 r 寒心せざるを得ざる忿 h 然れども古來因襲の久しき男女老幼共に神仏を尊崇するの先天的たるは暗き雨夜K一点の星の輝く心地そするいでや」歩を進めて其一斑を略陳せん

心 正 月 本郷土の正月儀式は太陽曆頒布以来も三十訟ケ年間は依然太陰曆叱捩りて執行せしが明治の末年K至・りて当局者の説論K服従して二三ケ年間には太陽曆を遵奉せられたりしも漸次K復旧して昨今は悉皆太陰曆次りき 正月の儀式は古來各郷土とも大同小異Kして数日前より餅を鴉き注連繩を飾り三ダ日間は毎朝雑煮を食し相互 r 正月礼と称して祝賀K性来し産土神社と寺院とに参拝し親戚及び交際間には年酒とて宴を張りて饗応し其肴は概して鯛鍊坐禅豆煮芋等なるは各地を通じて然らざるなし

長床 桁行三間 乗行二間

其他小仏堂。数は十を以て計ふべし。往時は如何此仏教が旺盛なりしやは想像し得べし

十、民俗

イ、沿革

本郷土K於ける往昔の民俗如何は調査し得ること能はざれども古老の口碑と当時の証文等に徴し来れば極めて質素差hyしやを推測するに足れり。今その原由を尋棒するに本郷土の位置たるや溪谷間租僻在して公衆通行の街道r当らざりければ他郷土人の入り来ること少く男子にありてすら伊勢参宮と山上参りと熊野脂でとの外未だ曾て足を他郷土K容れざりしと純然たる良材にしあれば他郷土と交通せざるべからざるの必要無きとK因りて他郷土と交通せざりければ更地輕佻浮薄なる都邑の弊風醜俗紀感染せず只管に農業にのみ努力せられしが故に生計K練々鯨裕ありしを・以て所謂衣食足りて礼節を知めてふ格言に漏れず郷土中相互交誼の親密在りしこと恰も父子兄弟の如く幾百年の久しきに一旦りて濠らざりしはこれ真に本郷土の誇りとする所在りにき

ロ、総説

然るに明治維新以来は海K陸に交通の利便日に月に発展しければ本郷土の青年等が数次都邑K性来して華美な

の欠点無く扉餅真に愛すべき好嫌次りしK額上に一個の恍有り雙栽は深く之を悲嘆し寝麻瞬間も

念頭を放れざりしr一夜半雙親O枕辺に微妙なる玉音ありて宣はくわれはこれ上津野の薬師なり

汝の女兒に恍有hyわれK信頼せば必然平癒せしめんとありければ兩人は大K歡天喜地して日夕怠

棟札二枚あり一は今より二百三十一年前なる人皇才百十二代靈元天皇の貞享三年丙寅三月なり其

棟札K近条石見守左衛門尉藤原家治と記しあIれども其子孫末葉不t, Ms<sup>1</sup> 一t.4r; s. 十四年前なる人皇才百二十代仁孝天皇の文化四年丁卯左・り

本尊 觀世音菩薩 木造 立像 一軀

由緒 不詳 元は阿之谷叱在りしを十能年前K現在地K移せしなり祭日は太陰曆二月初午日Kして参詣する者少からず

乙 大師堂 大字ほくそ川宇裕ノ原

桁行一間 梁行一間 一字 弘化五年戊申二月建立

本尊 弘法大師 木造 坐像 一軀

弘法大師崇敬たhyし本大字大村嘉右衛門が今より六十九年前なる弘化五年戊申三月K此所此奉祀せられたり 祭日は太陰曆三月二十一日Kして参識者多し

△ 地藏堂 大字ほくそ川畑峰

大師を祭祀せらる

庚申講 庚申の夜に集合して金剛童子の肖像を祭祀し同音に般若心経を唱へて会食す

念仏講 該講は近隣数戸聯合して組織せり 毎月太陰曆十四日の夜K集合し真言陀羅尼或は念仏を唱ふるを恒例と為せり この講を組織せし由来を抑ぬるK或は悪疫K罹りて死亡し或は農繁多忙の際叱卒去せば喪家は殆んど困難を極むるを以てこの講を組織し如何なる伝染病にて死亡し如何なる多忙期節に卒去するも講員たるもqは必ず幫助せざるべからざるの義務を負はしむるに在り 今や悪疫は政府に保護規定あれども通常政る死亡者あ・るK際し議員相集りて或は米を春くあり或は葬具を遣るあ・り或ハ棺穴を堀るあ・りて実に隣保の交情暖かなりけるは本郷土の佳良なる風習なh yといふべし永久芒旦り